

令和5年6月

郡山市議会定例会議案

目 次

議案第74号	令和5年度郡山市一般会計補正予算（第3号）	4
議案第75号	令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	42
議案第76号	郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例及び郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	58
議案第77号	郡山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	60
議案第78号	郡山市税条例等の一部を改正する条例	61
議案第79号	こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	71
議案第80号	郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	81
議案第81号	郡山市都市公園条例等の一部を改正する条例	89
議案第82号	消費税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	96
議案第83号	郡山市総合学習センター条例の一部を改正する条例	99
議案第84号	郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	104
議案第85号	工事請負契約について	106
議案第86号	工事請負契約について	107
議案第87号	工事請負契約について	108
議案第88号	工事請負契約について	109
議案第89号	工事請負契約について	110
議案第90号	工事請負契約について	111
議案第91号	工事請負契約の変更について	112
議案第92号	財産の取得について	113
議案第93号	財産の取得について	114
議案第94号	財産の取得について	115
議案第95号	財産の処分について	116

議案第96号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について	117
議案第97号	専決処分承認を求めることについて	118
報告第2号	専決処分事項の報告について	381
報告第3号	令和4年度郡山市一般会計継続費繰越計算書	392
報告第4号	令和4年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書	393
報告第5号	令和4年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書	395
報告第6号	令和4年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	396
報告第7号	令和4年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書	397
報告第8号	令和4年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	398
報告第9号	令和4年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書	399
報告第10号	令和4年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	400
報告第11号	令和4年度郡山市工業団地開発事業特別会計継続費繰越計算書	401
報告第12号	令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書	402
報告第13号	令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計事故繰越し繰越計算書	403
報告第14号	令和4年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書	404
報告第15号	令和4年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書	405
報告第16号	令和4年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書	406
報告第17号	令和4年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書	407
報告第18号	令和4年度郡山市農業集落排水事業会計予算繰越計算書	408

令和5年度郡山市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度郡山市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,884,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,474,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国庫支出金		26,113,608	1,340,875	27,454,483
	1 国庫負担金	16,352,853	434,201	16,787,054
	2 国庫補助金	9,670,014	906,674	10,576,688
18 県支出金		9,564,828	75,259	9,640,087
	2 県補助金	3,229,439	75,259	3,304,698
19 財産収入		103,837	1,940,574	2,044,411
	1 財産運用収入	57,367	574	57,941
	2 財産売払収入	46,470	1,940,000	1,986,470
20 寄附金		160,006	20,124	180,130
	1 寄附金	160,006	20,124	180,130
21 繰入金		5,746,186	500	5,746,686
	2 基金繰入金	5,602,968	500	5,603,468
23 諸収入		4,692,797	1,422,928	6,115,725
	5 雑入	445,769	1,422,928	1,868,697
24 市債		11,031,700	84,300	11,116,000
	1 市債	11,031,700	84,300	11,116,000
歳 入	合 計	136,590,222	4,884,560	141,474,782

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		10,761,613	2,981,345	13,742,958
	1 総務管理費	7,402,445	2,973,565	10,376,010
	3 戸籍住民基本台帳費	944,222	7,780	952,002
3 民生費		51,729,229	143,586	51,872,815
	3 老人福祉費	10,281,047	22,653	10,303,700
	4 児童福祉費	23,440,403	119,371	23,559,774
	5 生活保護費	5,940,046	1,562	5,941,608
4 衛生費		11,519,304	1,059,536	12,578,840
	1 保健衛生費	7,367,412	1,059,536	8,426,948
6 農林水産業費		5,191,047	62,036	5,253,083
	1 農業費	4,821,451	50,162	4,871,613
	2 林業費	369,596	11,874	381,470
7 商工費		6,295,712	113,559	6,409,271
	1 商工費	6,295,712	113,559	6,409,271
8 土木費		18,163,103	42,912	18,206,015
	4 都市計画費	11,039,929	42,912	11,082,841
10 教育費		19,879,305	480,378	20,359,683
	2 小中学校費	9,473,332	9,000	9,482,332
	3 社会教育費	5,846,983	464,513	6,311,496
	4 保健体育費	3,977,991	6,865	3,984,856
14 予備費		394,150	1,208	395,358
	1 予備費	394,150	1,208	395,358
歳 出	合 計	136,590,222	4,884,560	141,474,782

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正

(追加)

款	項	事 業 名	総 額	年度	年割額
10 教育費	3 社会教育費	開成館改修事業	千円 820,500	5	千円 0
				6	123,471
				7	222,102
				8	222,102
				9	222,102
				10	30,723

一般会計

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	開成館災害復旧工事	千円 147,500	5	千円 0
				6	101,288
				7	11,553
				8	11,553
				9	11,553
				10	11,553

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 歴史情報・公文書館展示システム構築事業	令和5年度から 令和11年度まで	千円 444,583
(仮称) 歴史情報・公文書館展示品製作業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	44,000
郡山市総合福祉センター等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	684,971
郡山市障害者福祉センター等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	386,585
郡山市更生園等指定管理料	令和5年度から 令和8年度まで	15,616
郡山市湖南デイ・サービスセンター等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	295,509
郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	343,700
郡山市三穂田地域交流センター等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	399,258
郡山市東部地域子育て支援センター等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	148,156
郡山市西部地域子育て支援センター等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	311,784

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
八山田こども公園等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	千円 167,137
郡山市労働福祉会館等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	443,215
郡山市農村生活中核施設黒石荘指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	8,534
郡山市畜産振興センター指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	468,396
郡山市高篠山森林公園等指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	206,814
郡山ユラックス熱海等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	1,637,899
郡山カルチャーパーク指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	1,014,628
21世紀記念公園等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	827,046
郡山市青少年会館等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	795,902
郡山市少年湖畔の村指定管理料	令和5年度から 令和8年度まで	81,399
郡山市民文化センター指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	1,336,442

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
郡山市ふれあい科学館指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	千円 1,339,774
郡山市開成館等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	995,106
西部第二体育館等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	208,832
郡山庭球場等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	223,644

第4表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称) 歴史情報・公文書館 施設整備事業	千円 1,320,400		%		千円 1,407,500		%	
文教施設災害復旧事業	3,700				900			
合 計	11,031,700				11,116,000			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	52,055,097	0	52,055,097
2 地方譲与税	1,197,247	0	1,197,247
3 利子割交付金	26,785	0	26,785
4 配当割交付金	174,376	0	174,376
5 株式等譲渡所得割交付金	74,391	0	74,391
6 法人事業税交付金	917,351	0	917,351
7 地方消費税交付金	9,048,705	0	9,048,705
8 ゴルフ場利用税交付金	18,502	0	18,502
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	75,552	0	75,552
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,036	0	3,036
12 地方特例交付金	374,074	0	374,074
13 地方交付税	10,643,000	0	10,643,000
14 交通安全対策特別交付金	53,502	0	53,502
15 分担金及び負担金	409,266	0	409,266
16 使用料及び手数料	2,506,375	0	2,506,375
17 国庫支出金	26,113,608	1,340,875	27,454,483
18 県支出金	9,564,828	75,259	9,640,087
19 財産収入	103,837	1,940,574	2,044,411
20 寄附金	160,006	20,124	180,130
21 繰入金	5,746,186	500	5,746,686
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	4,692,797	1,422,928	6,115,725
24 市債	11,031,700	84,300	11,116,000
歳入合計	136,590,222	4,884,560	141,474,782

一般会計

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	649,888	0	649,888				
2 総務費	10,761,613	2,981,345	13,742,958			1,944,174	1,037,171
3 民生費	51,729,229	143,586	51,872,815	135,478		624	7,484
4 衛生費	11,519,304	1,059,536	12,578,840	1,063,647			△4,111
5 労働費	138,047	0	138,047	5,298			△5,298
6 農林水産業費	5,191,047	62,036	5,253,083	50,404			11,632
7 商工費	6,295,712	113,559	6,409,271	92,172		20,000	1,387
8 土木費	18,163,103	42,912	18,206,015	44,406			△1,494
9 消防費	3,768,023	0	3,768,023				
10 教育費	19,879,305	480,378	20,359,683	21,660	87,100	△1,837	373,455
11 災害復旧費	31,016	0	31,016	3,069	△2,800		△269
12 公債費	7,993,759	0	7,993,759				
13 諸支出金	76,026	0	76,026				
14 予備費	394,150	1,208	395,358				1,208
歳出合計	136,590,222	4,884,560	141,474,782	1,416,134	84,300	1,962,961	1,421,165

一般会計

2 歳入

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	708,629	434,201	1,142,830	1 保健衛生費 国庫負担金	434,201	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫 負担金 434,201
計	16,352,853	434,201	16,787,054			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	2,622,557	100,040	2,722,597	4 児童福祉費 国庫補助金	99,259	子ども・子育て支援交付金 地方創生臨時交付金 3,000 96,259
				5 生活保護費 国庫補助金	781	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金 781
3 衛生費国庫補助金	515,457	628,305	1,143,762	1 保健衛生費 国庫補助金	628,305	地方創生臨時交付金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事 業費国庫補助金 6,156 622,149
4 農林水産業費国庫 補助金	69,437	11,874	81,311	2 林業費国庫 補助金	11,874	地方創生臨時交付金 11,874
5 商工費国庫補助金	104,765	92,172	196,937	1 商工費国庫 補助金	92,172	地方創生臨時交付金 92,172
6 土木費国庫補助金	2,175,866	44,406	2,220,272	4 都市計画費 国庫補助金	44,406	地方創生臨時交付金 44,406

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育費国庫補助金	3,890,482	21,660	3,912,142	3 社会教育費 国庫補助金	△ 253	地方創生臨時交付金 7,747 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 △ 8,000
				4 保健体育費 国庫補助金	21,913	地方創生臨時交付金 21,913
9 労働費国庫補助金	22,000	5,298	27,298	1 労働諸費国 庫補助金	5,298	地域就職氷河期世代支援加速化交付金 5,298
10 災害復旧費国庫補助金	0	2,919	2,919	1 文教施設災 害復旧費国 庫補助金	2,919	指定文化財保存活用事業費国庫補助金 2,919
計	9,670,014	906,674	10,576,688			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	1,900,829	35,438	1,936,267	3 老人福祉費 県補助金	22,653	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 22,653
				4 児童福祉費 県補助金	12,785	子ども・子育て支援県交付金 3,000 安心こども基金特別対策事業費県補助金 9,785
3 衛生費県補助金	410,829	1,141	411,970	1 保健衛生費 県補助金	1,141	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 費県補助金 1,141

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金	585,100	38,530	623,630	1 農業費県補助金	38,530	産地生産力強化総合対策事業費県補助金 2,548 園芸生産拠点育成支援事業費県補助金 35,982
8 災害復旧費県補助金	0	150	150	1 文教施設災害復旧費県補助金	150	指定文化財保存活用事業費県補助金 150
計	3,229,439	75,259	3,304,698			

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	12,756	574	13,330	1 利子及び配当金	574	公共施設等総合管理基金利子 574
計	57,367	574	57,941			

18款 県支出金

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	1	1,940,000	1,940,001	2 土地売払収入	1,940,000	市有地売払収入 1,940,000
計	46,470	1,940,000	1,986,470			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	2	124	126	2 児童福祉費寄附金	124	子育て支援推進寄附金 124
7 商工費寄附金	0	20,000	20,000	1 商工費寄附金	20,000	地方創生応援寄附金 20,000
計	160,006	20,124	180,130			

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 すこやか子育て基金繰入金	24,000	500	24,500	1 すこやか子育て基金繰入金	500	すこやか子育て基金繰入金 500
計	5,602,968	500	5,603,468			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	445,593	1,422,928	1,868,521	2 雑入	1,422,928	地域伝統芸術等保存事業助成金 △ 1,837 コミュニティ事業助成金 3,600 賠償金 1,421,165
計	445,769	1,422,928	1,868,697			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育債	4,057,900	87,100	4,145,000	2 社会教育債	87,100	社会教育施設整備事業債 87,100

21款 繰入金

23款 諸収入

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10 災害復旧債	3,700	△ 2,800	900	1 文教施設災害復旧債	△ 2,800	社会教育施設災害復旧事業債 △ 2,800
計	11,031,700	84,300	11,116,000			

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
7 情報政策費	1,484,095	600	1,484,695	一般財源 600	8 旅費	100	◎情報政策推進事業費 ○ICTを活用した働き方改革推進事業費★ 600
					12 委託料	500	
9 財政管理費	157,533	1,030,000	1,187,533	一般財源 1,030,000	24 積立金	1,030,000	◎財政調整基金費 1,030,000
10 財産管理費	294,679	1,941,284	2,235,963	特定財源 1,940,574	24 積立金	1,941,284	◎公共施設等総合管理基金費 1,941,284
				その他 1,940,574			
				一般財源 710			
特定財源の内訳							
(他) 公共施設等総合管理基金利子 574							
(他) 市有地売払収入 1,940,000							
13 市民協働推進費	272,619	1,681	274,300	特定財源 3,600	11 役務費	△1,919	◎市民協働推進事業費 △1,919 ○協働のまちづくり推進事業費★ △1,919 ◎自治振興費 3,600
				その他 3,600			
				一般財源 △1,919			
特定財源の内訳							
(他) コミュニティ事業助成金 3,600							
計	7,402,445	2,973,565	10,376,010	特定財源 1,944,174 その他 1,944,174 一般財源 1,029,391			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	944,163	7,780	951,943	一般財源 7,780	12 委託料	7,076	◎戸籍事務費 6,875
					13 使用料及び賃借料	704	◎窓口業務のオンライン化推進事業費 905 ○窓口業務のオンライン化推進事業費★ 905
計	944,222	7,780	952,002	一般財源 7,780			

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 介護保険事業費	4,845,153	22,653	4,867,806	特定財源 国・県 22,653	18 負担金補助及び交付金	22,653	◎老人福祉施設等整備補助事業費 22,653 ○地域密着型サービス拠点整備補助事業費★ 22,653
							特定財源の内訳 (県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 22,653
計	10,281,047	22,653	10,303,700	特定財源 国・県 22,653			

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 こども政策費	1,569,601	18,198	1,587,799	特定財源	17,908	12 委託料	789	◎子育て環境整備費	789
				国・県	17,284	17 備品購入費	17,284	○子育て環境整備促進(ベビーファースト)事業費★	789
				その他	624	24 積立金	125	◎すこやか子育て基金費	125
				一般財源	290			◎放課後児童クラブ費	17,284
								○放課後児童クラブ維持管理費★	17,284
				特定財源の内訳					
				(国) 子ども・子育て支援交付金	3,000				
				(国) 地方創生臨時交付金	11,284				
				(県) 子ども・子育て支援県交付金	3,000				
				(他) 子育て支援推進寄附金	124				
				(他) すこやか子育て基金繰入金	500				
2 こども家庭費	8,528,905	16,198	8,545,103	特定財源	9,785	10 需用費	9,243	◎こども家庭センター	
				国・県	9,785	12 委託料	981	費	16,198
				一般財源	6,413	14 工事請負費	2,761		
						17 備品購入費	3,213		
				特定財源の内訳					
				(県) 安心こども基金特別対策事業費県補助金	9,785				
3 保育費	11,712,506	84,975	11,797,481	特定財源	84,975	10 需用費	84,975	◎公立保育所費	84,975
				国・県	84,975				
				特定財源の内訳					
				(国) 地方創生臨時交付金	84,975				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	23,440,403	119,371	23,559,774	特定財源 112,668 国・県 112,044 その他 624 一般財源 6,703			

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護費	5,940,046	1,562	5,941,608	特定財源 781 国・県 781 一般財源 781	12 委託料	1,562	◎生活保護事務費 1,562
	特定財源の内訳						
	(国)生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金			781			
計	5,940,046	1,562	5,941,608	特定財源 781 国・県 781 一般財源 781			

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 保健所健康政策費	374,626	2,988	377,614	特定財源	6,044	13 使用料及び賃借料	2,988	◎休日・夜間急病センター費 ○休日・夜間急病センター運営事業費★	2,988 2,988
				国・県 一般財源	6,044 △3,056				
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金					5,026				
(県) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 県補助金					1,018				
12 医療介護病院費	9,517	198	9,715	特定財源	1,253	13 使用料及び賃借料	198	◎医療介護病院費	198
				国・県 一般財源	1,253 △1,055				
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金					1,130				
(県) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 県補助金					123				
14 ワクチン接種費	642,174	1,056,350	1,698,524	特定財源	1,056,350	7 報償費	414	◎新型コロナウイルス ワクチン接種事業費	1,056,350
				国・県	1,056,350	8 旅費	77		
						10 需用費	2,388		

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
14 ワクチン接種費	特定財源の内訳					11 役務費	22,856	
	(国) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金				434,201	12 委託料	1,026,785	
	(国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金				622,149	13 使用料及び賃借料	3,830	
計	7,367,412	1,059,536	8,426,948	特定財源	1,063,647			
				国・県	1,063,647			
				一般財源	△4,111			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 労働諸費	136,667	0	136,667	特定財源	5,298		◎雇用対策費	0
				国・県	5,298		○多様な働き方支援事業費★	0
	特定財源の内訳							
	(国) 地域就職氷河期世代支援加速化交付金				5,298			

4款 衛生費

5款 労働費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	138,047	0	138,047	特定財源 国・県 一般財源	5,298 5,298 △5,298		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 農業振興費	509,446	50,162	559,608	特定財源	38,530	12 委託料	5,000	◎農作物災害対策費	5,000
				国・県	38,530	18 負担金補助 及び交付金	45,162	○鳥獣被害防止総合 対策事業費★	5,000
				一般財源	11,632			◎園芸振興奨励費	45,162
特定財源の内訳								○こおりやま園芸産 地づくり支援事業費 ★	45,162
計	4,821,451	50,162	4,871,613	特定財源 国・県 一般財源	38,530 38,530 11,632				

5款 労働費

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	369,596	11,874	381,470	特定財源	11,874	10 需用費	11,874	◎森林公園費	11,874
				国・県	11,874				
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金					11,874				
計	369,596	11,874	381,470	特定財源	11,874				
				国・県	11,874				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 商工振興費	4,333,232	64,550	4,397,782	特定財源	63,350	12 委託料	700	◎振興事業費 ○こおりやま中小企 業活性化事業費★	64,550
				国・県	63,350	13 使用料及び 賃借料	500		
				一般財源	1,200	18 負担金補助 及び交付金	63,350		
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金					63,350				

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明		
						区分	金額			
2 観光物産費	789,257	28,822	818,079	特定財源	28,822	8 旅費	391	◎観光振興対策事業費	16,000	
				国・県	28,822	12 委託料	26,431	○インバウンド観光 推進事業費★	14,000	
				特定財源の内訳		18 負担金補助 及び交付金	2,000	◎物産振興費	12,822	
				(国) 地方創生臨時交付金				28,822	○物産振興事業費★	12,822
3 産業創出費	1,116,845	20,187	1,137,032	特定財源	20,000	7 報償費	36	◎新事業創出促進事業	16,500	
				その他	20,000	8 旅費	156	○産業イノベーション 事業費★		16,500
				一般財源	187	10 需用費	8	◎企業誘導費		3,687
				特定財源の内訳		12 委託料	19,987	○企業誘致活動事業		3,687
				(他) 地方創生応援寄附金				20,000		
計	6,295,712	113,559	6,409,271	特定財源	112,172					
				国・県	92,172					
				その他	20,000					
				一般財源	1,387					

7款 商工費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 都市計画費	1,273,604	636	1,274,240	一般財源 636	12 委託料	636	◎駐車場費 636
5 公園費	1,677,598	20,276	1,697,874	特定財源 22,406	10 需用費	20,276	◎郡山カルチャーパーク費 2,708 ◎21世紀公園費 0 ◎大槻公園費 9,782 ◎平成記念郡山こどものもり公園費 3,900 ◎その他指定管理公園費 3,886
				国・県 22,406			
				一般財源 △2,130			
特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金 22,406							
8 公共交通対策費	219,289	22,000	241,289	特定財源 22,000	18 負担金補助及び交付金	22,000	◎総合交通対策費 22,000
				国・県 22,000			
特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金 22,000							
計	11,039,929	42,912	11,082,841	特定財源 44,406 国・県 44,406 一般財源 △1,494			

8款 土木費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校教育推進費	983,168	9,000	992,168	一般財源 9,000	17 備品購入費	9,000	◎学校教育総務費 9,000
計	9,473,332	9,000	9,482,332	一般財源 9,000			

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	1,231,726	2,035	1,233,761	一般財源 2,035	10 需用費	2,035	◎公民館費 2,035
2 図書館費	453,179	0	453,179	特定財源 7,747 国・県 7,747 一般財源 △7,747			◎図書館費 0
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金			7,747			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 文化振興費	3,832,770	462,478	4,295,248	特定財源	77,263	8 旅費	1,225	◎開成館費	605
				国・県	△8,000	10 需用費	455	◎歴史資料館費	464,628
				市債	87,100	12 委託料	457,233	○(仮称)歴史情報 ・公文書館施設整備 事業費★	464,628
				その他	△1,837	18 負担金補助 及び交付金	2,165	◎文化財保護費	△2,755
				一般財源	385,215	21 補償補填及 び賠償金	1,400	○指定文化財保護事 業費★	△2,755
				特定財源の内訳					
				(国) 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金	△8,000				
				(市債) 社会教育施設整備事業債	87,100				
				(他) 地域伝統芸術等保存事業助成金	△1,837				
計	5,846,983	464,513	6,311,496	特定財源	85,010				
				国・県	△253				
				市債	87,100				
				その他	△1,837				
				一般財源	379,503				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 スポーツ振 興費	3,977,991	6,865	3,984,856	特定財源	21,913	10 需用費	28,160	◎社会体育振興費 △19,578 ○東京2020オリ ンピック・パラリン ピックレガシー継承 事業費★ △19,578 ◎体育館費 6,600 ◎運動場費 3,300 ◎屋内水泳場費 △1,717 ◎西部地区体育施設費 18,260
				国・県	21,913	12 委託料	△19,578	
				一般財源	△15,048	18 負担金補助 及び交付金	△1,717	
				特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金		21,913		
計	3,977,991	6,865	3,984,856	特定財源	21,913			
				国・県	21,913			
				一般財源	△15,048			

10款 教育費

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会教育施設災害復旧費	4,171	0	4,171	特定財源 269			◎令和4年発生災害復旧費 0
				国・県 3,069			
				市債 $\Delta 2,800$			
				一般財源 $\Delta 269$			
	特定財源の内訳						
	(国) 指定文化財保存活用事業費国庫補助金			2,919			
	(県) 指定文化財保存活用事業費県補助金			150			
	(市債) 社会教育施設災害復旧事業債			$\Delta 2,800$			
計	4,171	0	4,171	特定財源 269			
				国・県 3,069			
				市債 $\Delta 2,800$			
				一般財源 $\Delta 269$			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	394,150	1,208	395,358	一般財源 1,208			
計	394,150	1,208	395,358	一般財源 1,208			

11款 災害復旧費

14款 予備費

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(追加)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 額(見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一 般 財 源
					特 定 財 源									
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他							
10教育費	3社会教育 費	開成館改修事 業	5	0								0.0		
			6	123,471	17,020	72,400		34,051			123,471	15.0		
			7	222,102	29,900	132,400		59,802			222,102	27.1		
			8	222,102	29,900	132,400		59,802			222,102	27.1		
			9	222,102	29,900	132,400		59,802			222,102	27.1		
			10	30,723	10,240			20,483			30,723	3.7		
			計	820,500	116,960	469,600		233,940			820,500	100.0		

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国県支出金	市 債	そ の 他							
11災害復旧 費	3文教施設 災害復旧 費	開成館災害復 旧工事	5	0								0.0		
			6	101,288		101,200		88			101,288	68.7		
			7	11,553		11,500		53			11,553	7.8		
			8	11,553		11,500		53			11,553	7.8		
			9	11,553		11,500		53			11,553	7.8		
			10	11,553		11,500		53			11,553	7.9		
			計	147,500		147,200		300			147,500	100.0		

一般会計

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
(仮称) 歴史情報・公文書館 展示システム構築事業	444,583			令和 5年度 令和11年度	444,583				444,583
(仮称) 歴史情報・公文書館 展示品製作業務委託料	44,000			令和 5年度 令和 6年度	44,000				44,000
郡山市総合福祉センター等 指定管理料	684,971			令和 5年度 令和10年度	684,971				684,971
郡山市障害者福祉センター等 指定管理料	386,585			令和 5年度 令和10年度	386,585	5,940			380,645
郡山市更生園等指定管理料	15,616			令和 5年度 令和 8年度	15,616				15,616
郡山市湖南デイ・サービスセ ンター等指定管理料	295,509			令和 5年度 令和10年度	295,509				295,509
郡山市高齢者文化休養セン ター逢瀬荘指定管理料	343,700			令和 5年度 令和10年度	343,700				343,700
郡山市三穂田地域交流セン ター等指定管理料	399,258			令和 5年度 令和10年度	399,258				399,258
郡山市東部地域子育て支援セ ンター等指定管理料	148,156			令和 5年度 令和10年度	148,156	89,480			58,676

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
郡山市西部地域子育て支援センター等指定管理料	311,784			令和 5年度 令和10年度	311,784	120,680			191,104
八山田こども公園等指定管理料	167,137			令和 5年度 令和10年度	167,137	12,800			154,337
郡山市労働福祉会館等指定管理料	443,215			令和 5年度 令和10年度	443,215				443,215
郡山市農村生活中核施設黒石荘指定管理料	8,534			令和 5年度 令和10年度	8,534				8,534
郡山市畜産振興センター指定管理料	468,396			令和 5年度 令和10年度	468,396				468,396
郡山市高篠山森林公園等指定管理料	206,814			令和 5年度 令和 9年度	206,814				206,814
郡山ユラックス熱海等指定管理料	1,637,899			令和 5年度 令和10年度	1,637,899				1,637,899
郡山カルチャーパーク指定管理料	1,014,628			令和 5年度 令和 9年度	1,014,628				1,014,628
21世紀記念公園等指定管理料	827,046			令和 5年度 令和10年度	827,046				827,046
郡山市青少年会館等指定管理料	795,902			令和 5年度 令和10年度	795,902				795,902
郡山市少年湖畔の村指定管理料	81,399			令和 5年度 令和 8年度	81,399				81,399

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
郡山市民文化センター指定管理料	1,336,442			令和5年度 令和9年度	1,336,442				1,336,442
郡山市ふれあい科学館指定管理料	1,339,774			令和5年度 令和10年度	1,339,774				1,339,774
郡山市開成館等指定管理料	995,106			令和5年度 令和10年度	995,106				995,106
西部第二体育館等指定管理料	208,832			令和5年度 令和10年度	208,832				208,832
郡山庭球場等指定管理料	223,644			令和5年度 令和10年度	223,644				223,644

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	31,987,831	37,752,033	補正前の額	9,370,000	3,185,950	補正前の額	43,936,083
			補正額	87,100		補正額	87,100
			補正後の額	9,457,100		補正後の額	44,023,183
(9) 教育	12,149,961	13,198,557	補正前の額	4,057,900	927,322	補正前の額	16,329,135
			補正額	87,100		補正額	87,100
			補正後の額	4,145,000		補正後の額	16,416,235
2 災害復旧債	3,989,613	5,257,473	補正前の額	3,700	35,911	補正前の額	5,225,262
			補正額	△ 2,800		補正額	△ 2,800
			補正後の額	900		補正後の額	5,222,462
(8) 文教	707,487	1,948,250	補正前の額	3,700	5,775	補正前の額	1,946,175
			補正額	△ 2,800		補正額	△ 2,800
			補正後の額	900		補正後の額	1,943,375
合 計	85,913,032	90,818,840	補正前の額	11,031,700	7,690,376	補正前の額	94,160,164
			補正額	84,300		補正額	84,300
			補正後の額	11,116,000		補正後の額	94,244,464

一般会計

令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ845,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,201,669千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		5,224,786	△83,047	5,141,739
	1 国民健康保険税	5,224,786	△83,047	5,141,739
3 県支出金		19,687,546	△36	19,687,510
	1 県補助金	19,687,546	△36	19,687,510
5 繰入金		3,098,104	78,481	3,176,585
	2 基金繰入金	250,000	78,481	328,481
6 繰越金		250,000	850,000	1,100,000
	1 繰越金	250,000	850,000	1,100,000
歳 入	合 計	28,356,271	845,398	29,201,669

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		7,289,830	△17,916	7,271,914
	1 医療給付費分	5,003,847	△25,082	4,978,765
	2 後期高齢者支援金等分	1,709,945	△11,297	1,698,648
	3 介護納付金分	576,038	18,463	594,501
5 基金積立金		250,010	850,000	1,100,010
	1 基金積立金	250,010	850,000	1,100,010
6 諸支出金		46,443	13,314	59,757
	1 償還金及び還付加算金	46,443	13,314	59,757
歳 出 合 計		28,356,271	845,398	29,201,669

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	5,224,786	△83,047	5,141,739
2 国庫支出金	4,907	0	4,907
3 県支出金	19,687,546	△36	19,687,510
4 財産収入	9	0	9
5 繰入金	3,098,104	78,481	3,176,585
6 繰越金	250,000	850,000	1,100,000
7 諸収入	90,919	0	90,919
歳入合計	28,356,271	845,398	29,201,669

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	647,006	0	647,006				
2 保険給付費	19,549,497	0	19,549,497				
3 国民健康保険事業費納付金	7,289,830	△17,916	7,271,914	△36			△17,880
4 保健事業費	373,485	0	373,485				
5 基金積立金	250,010	850,000	1,100,010				850,000
6 諸支出金	46,443	13,314	59,757				13,314
7 予備費	200,000	0	200,000				
歳出合計	28,356,271	845,398	29,201,669	△36			845,434

2 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	5,222,405	△ 83,055	5,139,350	1 医療給付費分現年課税分	△ 135,708	一般被保険者医療給付費分現年課税分 △ 135,708
				2 後期高齢者支援金等分現年課税分	△ 82,432	一般被保険者後期高齢者支援金等分現年課税分 △ 82,432
				3 介護納付金分現年課税分	△ 19,980	一般被保険者介護納付金分現年課税分 △ 19,980
				4 医療給付費分滞納繰越分	103,467	一般被保険者医療給付費分滞納繰越分 103,467
				5 後期高齢者支援金等分滞納繰越分	37,736	一般被保険者後期高齢者支援金等分滞納繰越分 37,736
				6 介護納付金分滞納繰越分	13,862	一般被保険者介護納付金分滞納繰越分 13,862
2 退職被保険者等国民健康保険税	2,381	8	2,389	4 医療給付費分滞納繰越分	△ 65	退職被保険者等医療給付費分滞納繰越分 △ 65

国民健康保険特別会計

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 退職被保険者等国民健康保険税				5 後期高齢者支援金等分滞納繰越分	48	退職被保険者等後期高齢者支援金等分滞納繰越分 48
				6 介護納付金分滞納繰越分	25	退職被保険者等介護納付金分滞納繰越分 25
計	5,224,786	△ 83,047	5,141,739			

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険給付費等交付金	19,675,839	△ 36	19,675,803	2 特別交付金	△ 36	特別調整県交付金 △ 7
						保険者努力支援県交付金 △ 29
計	19,687,546	△ 36	19,687,510			

国民健康保険特別会計

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険事業 財政調整基金繰入金	250,000	78,481	328,481	1 国民健康保 険事業財政 調整基金繰 入金	78,481	国民健康保険事業財政調整基金繰入金 78,481
計	250,000	78,481	328,481			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	250,000	850,000	1,100,000	1 前年度繰越 金	850,000	前年度繰越金 850,000
計	250,000	850,000	1,100,000			

国民健康保険特別会計

3 歳出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般被保険者医療給付費分	5,003,847	△25,082	4,978,765	特定財源	△36	18 負担金補助及び交付金	△25,082	◎一般被保険者医療給付費分 △25,082
				国・県	△36			
				一般財源	△25,046			
	特定財源の内訳							
				(県) 特別調整県交付金	△7			
				(県) 保険者努力支援県交付金	△29			
計	5,003,847	△25,082	4,978,765	特定財源	△36			
				国・県	△36			
				一般財源	△25,046			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,709,945	△11,297	1,698,648	一般財源	△11,297	18 負担金補助及び交付金	△11,297	◎一般被保険者後期高齢者支援金等分 △11,297
計	1,709,945	△11,297	1,698,648	一般財源	△11,297			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	576,038	18,463	594,501	一般財源 18,463	18 負担金補助及び交付金	18,463	◎介護納付金分 18,463
計	576,038	18,463	594,501	一般財源 18,463			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	250,010	850,000	1,100,010	一般財源 850,000	24 積立金	850,000	◎国民健康保険事業財政調整基金費 850,000
計	250,010	850,000	1,100,010	一般財源 850,000			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 償還金	3	13,314	13,317	一般財源 13,314	22 償還金利子及び割引料	13,314	◎県支出金返還金 13,314
計	46,443	13,314	59,757	一般財源 13,314			

国民健康保険特別会計

(予 算 資 料)

1 令和5年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		136,590,222	4,884,560	141,474,782
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,356,271	845,398	29,201,669
	後期高齢者医療特別会計	3,871,146	0	3,871,146
	介護保険特別会計	28,343,430	0	28,343,430
	公共用地先行取得事業特別会計	7,543	0	7,543
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	1,991	0	1,991
	富田第二土地区画整理事業特別会計	280,806	0	280,806
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	695,203	0	695,203
	徳定土地区画整理事業特別会計	914,278	0	914,278
	大町土地区画整理事業特別会計	492,718	0	492,718
	駐車場事業特別会計	124,703	0	124,703
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	23,656	0	23,656
	総合地方卸売市場特別会計	1,436,732	0	1,436,732
	工業団地開発事業特別会計	3,958,004	0	3,958,004
	熱海温泉事業特別会計	621,693	0	621,693
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	23,303	0	23,303
	多田野財産区特別会計	14,321	0	14,321
河内財産区特別会計	11,674	0	11,674	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	1,517	0	1,517
	月形財産区特別会計	1,097	0	1,097
	舟津財産区特別会計	25,700	0	25,700
	館財産区特別会計	24,927	0	24,927
	浜路財産区特別会計	723	0	723
	横沢財産区特別会計	14,421	0	14,421
	中野財産区特別会計	3,195	0	3,195
	後田財産区特別会計	2,416	0	2,416
	水道事業会計	13,567,521	0	13,567,521
	簡易水道事業会計	363,889	0	363,889
	下水道事業会計	19,861,192	0	19,861,192
	農業集落排水事業会計	1,105,056	0	1,105,056
	計	104,149,126	845,398	104,994,524
	合 計	240,739,348	5,729,958	246,469,306

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬															0	2,852,323	2,852,323
2 給料															0	7,853,685	7,853,685
3 職員手当等															0	5,067,698	5,067,698
4 共済費															0	3,234,882	3,234,882
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費				414			36								450	731,818	732,268
8 旅費		100		77			547			1,225					1,949	245,395	247,344
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費			94,218	2,388		11,874	8	20,276		30,650					159,414	5,711,341	5,870,755
11 役務費		△1,919		22,856											20,937	953,023	973,960
12 委託料		7,576	3,332	1,026,785		5,000	47,118	636		437,655					1,528,102	17,307,732	18,835,834
13 使用料及び賃借料		704		7,016			500								8,220	2,193,066	2,201,286
14 工事請負費			2,761												2,761	10,636,612	10,639,373
15 原材料費															0	76,151	76,151
16 公有財産購入費															0	272,134	272,134
17 備品購入費			20,497							9,000					29,497	400,762	430,259
18 負担金補助及び交付金		3,600	22,653			45,162	65,350	22,000		448					159,213	29,192,234	29,351,447
19 扶助費															0	24,161,704	24,161,704
20 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
21 補償補填及び賠償金										1,400					1,400	532,355	533,755
22 償還金利子及び割引料															0	8,195,099	8,195,099
23 投資及び出資金															0	2,117,785	2,117,785
24 積立金		2,971,284	125												2,971,409	79,997	3,051,406
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,105	9,105
27 繰出金															0	10,424,741	10,424,741
予備費														1,208	1,208	394,150	395,358
歳出合計		2,981,345	143,586	1,059,536		62,036	113,559	42,912		480,378				1,208	4,884,560	136,590,222	141,474,782

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費															0	19,061,655	19,061,655
うち職員給															0	7,853,685	7,853,685
2 扶助費															0	32,015,255	32,015,255
3 公債費															0	7,993,759	7,993,759
4 物件費		8,380	28,933	1,059,122		5,000	48,173	636		△14,530					1,135,714	22,552,305	23,688,019
5 維持補修費			5,562							2,035					7,597	2,160,639	2,168,236
6 補助費等		1,681		414			65,386	22,000		△1,717					87,764	16,726,410	16,814,174
うち補助交付金		3,600					65,350	22,000							90,950	5,173,156	5,264,106
7 積立金		2,971,284	125												2,971,409	79,997	3,051,406
8 投資及び出資金															0	2,117,785	2,117,785
9 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
10 繰出金															0	10,424,741	10,424,741
11 普通建設事業費			108,966			57,036		20,276		494,590					680,868	18,801,757	19,482,625
(1)補助事業費			23,991			45,162		3,900		459,838					532,891	11,989,291	12,522,182
(2)単独事業費			84,975			11,874		16,376		34,752					147,977	6,812,466	6,960,443
12 災害復旧事業費															0	322,265	322,265
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														1,208	1,208	394,150	395,358
歳出合計		2,981,345	143,586	1,059,536		62,036	113,559	42,912		480,378				1,208	4,884,560	136,590,222	141,474,782

4 令和5年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	13 市民協働推進費	コミュニティ助成事業費補助金	0	3,600	3,600
3 民生費	3 老人福祉費	3 介護保険事業費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	153,377	22,653	176,030
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	園芸生産拠点育成支援事業費補助金	0	41,977	41,977
			産地生産力強化総合対策事業費補助金	0	3,185	3,185
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	運輸業等支援給付金	0	63,350	63,350
		2 観光物産費	海外販路開拓等支援補助金	2,000	2,000	4,000
8 土木費	4 都市計画費	8 公共交通対策費	公共交通運行支援給付金	0	22,000	22,000

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例及び郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例及び郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和58年郡山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防作業等従事職員の手当の特例)</u> <u>3 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、感染症予防作業等従事職員の手当を支給する。この場合において、第4条の規定及び別表の感染症予防作業等従事職員の手当の規定は、適用しない。</u> <u>4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で規則で定める額とする。</u></p>

(郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防作業等従事職員の手当等の特例)</u></p>

- 6 フルタイム会計年度任用職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、感染症予防作業等従事職員の手当を支給する。この場合において、第14条第3項の規定により準用する郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例第4条及び別表第3の感染症予防作業等従事職員の手当の規定は、適用しない。
- 7 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で規則で定める額とする。
- 8 前2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬について準用する。この場合において、附則第6項中「感染症予防作業等従事職員の手当を」とあるのは「感染症予防作業等従事職員に係る報酬を」と、「第14条第3項」とあるのは「第18条」と、前項中「前項の手当」とあるのは「感染症予防作業等従事職員に係る報酬」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防作業等従事職員の手当等の特例を廃止する。

郡山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和40年郡山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（行政財産の無償貸付又は減額貸付）</u> <u>第5条 前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合に準用する。この場合において、前条中「普通財産」とあるのは「行政財産」と読み替えるものとする。</u> 第6条～第8条 （略）</p>	<p>第5条～第7条 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の郡山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係る行政財産の貸付について適用し、同日前になされた申請に係る行政財産の貸付については、なお従前の例による。

（提 案 要 旨）

行政財産の無償貸付又は減額貸付に関する規定を定める。

郡山市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市税条例等の一部を改正する条例

(郡山市税条例の一部改正)

第1条 郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第41条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法等）

第30条 個人の市民税は、第35条、第38条の2第1項、第38条の5又は第41条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 （略）

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の市民税の納税通知書）

第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととな

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第41条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第30条 個人の市民税は、第35条、第38条の2第1項若しくは第2項、第38条の5又は第41条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 （略）

（個人の市民税の納税通知書）

第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第38条第1項又は第38条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に

った日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第35条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第26条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第35条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第26条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第38条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が、当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第38条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第38条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が、当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第38条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均

を含む。以下この条及び第38条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第35条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第38条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第38条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税

等割額を第35条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第38条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第38条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収

額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（種別割の税率）

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2～17 (略)

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

（種別割の税率）

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2～17 (略)

(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

第10条の11・第10条の12 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第10条の10・第10条の11 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(郡山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 郡山市税条例等の一部を改正する条例(令和4年郡山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中郡山市税条例第23条の2第2項の改正規定を次のように改める。

<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p>	<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中郡山市税条例第70条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(第1条の規定による改正後の郡山市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第1条中郡山市税条例第30条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条、第35条、第38条、第38条の2及び第38条の6の改正規定並びに同条例附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中郡山市税条例第27条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

2 新条例附則第10条の2第18項及び第10条の10の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1項第2号に掲げる規定による改正後の郡山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき郡山市税条例第27条の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第70条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年郡山市条例第66号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業員の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第201条の12及び第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)第5条第1項の<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。</u>)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第5条第1項」とあるのは、「第8条において準用する基準省令第5条第1項」と読み替えるほか、<u>重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、同項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第201条の12及び第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)第5条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第5条第1項」とあるのは、「第8条において準用する基準省令第5条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p>

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 離島その他の地域であって基準省令第44条第2項のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 (略)

(運営に関する基準)

第49条 (略)

2 第5条第2項から第4項まで、第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、前条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項におい

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 離島その他の地域であって基準省令第44条第2項の厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 (略)

(運営に関する基準)

第49条 (略)

2 第5条第2項から第4項まで、第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、前条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項におい

て準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第56条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第105条 (略)

て準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第56条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第105条 (略)

2・3 (略)

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第114条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 (略)

(従業者の員数)

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分命令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を

2・3 (略)

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(従業者の員数)

第114条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 (略)

(従業者の員数)

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を

2.5で除した数

(3) (略)

2・3 (略)

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2～5 (略)

附 則

(経過措置)

2～11 (略)

12 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者

2.5で除した数

(3) (略)

2・3 (略)

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2～5 (略)

附 則

(経過措置)

2～11 (略)

12 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者

であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

13 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

14～19 (略)

であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

13 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

14～19 (略)

(郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第27条の2第1項各号列記以外の部分の<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を</p>	<p style="text-align: center;">(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第27条の2第1項各号列記以外の部分の<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得</p>

習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了した者

ア～ウ (略)

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第27条の2第2項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第37条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、基準省令第35条の内閣総理大臣が定める指針に従う。

させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者

ア～ウ (略)

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第27条の2第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第37条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、基準省令第35条の厚生労働大臣が定める指針に従う。

(郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
--	--

(郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条 郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年郡山市条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針をいう。)に基づかなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針をいう。)に基づかなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年郡山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)第23条第4項の<u>こども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)第23条第4項の<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第60条第4項のこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用定員に関する特例)

第105条 (略)

2～4 (略)

5 離島その他の地域であって基準省令第82条第5項のこども家庭庁長官が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第60条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(利用定員に関する特例)

第105条 (略)

2～4 (略)

5 離島その他の地域であって基準省令第82条第5項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保</p>

険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第27条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条第1項において同じ。)である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、

険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第27条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条において同じ。)である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税

所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする

。(特例対象被保険者等に係る申告)

第29条 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第8項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第8項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1

法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第29条 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第8項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第8項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4

項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の

世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の

金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計

得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額

額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例)

21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、平成23

の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例)

21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、平成23

年度分から令和5年度分までの保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

年度分から令和4年度分までの保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

地方税法施行令等の一部改正等に伴い、国民健康保険税の課税、減額の特例等について所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市都市公園条例等の一部を改正する条例

(郡山市都市公園条例の一部改正)

第1条 郡山市都市公園条例(昭和40年郡山市条例第112号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長(第14条の2の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に管理を行わせる公園にあつては、指定管理者。以下この条、第6条の4、第6条の5、第12条(第5号を除く。)及び第14条(第1項の規定による許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に係る部分に限る。)の規定において同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>露店その他これに類する行為</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用する行為</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が<u>次の各号のいずれにも該当しないときは、第1項又は前項の許可を与えることができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。</u></p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長(第14条の2の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に管理を行わせる公園にあつては、指定管理者。以下この条、第6条の4、第6条の5、第12条(第5号を除く。)及び第14条(第1項の規定による許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に係る部分に限る。)の規定において同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>行商、募金その他これらに類する行為</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポートその他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用する行為</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が<u>公衆の公園の利用に支障を及ぼすことなく、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</u></p>

(4) 入会、寄附等の勧誘その他これらに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。

(6) 管理運営上支障があると認めるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

5 (略)

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可（以下これらの許可を「公園の使用の許可」という。）に係るものについては、この限りでない。

(1)～(6) (略)

(7) 指定した以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の公園の利用に支障のある行為並びに近隣住民及び周辺環境に迷惑を及ぼす行為をすること。

(9) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。

(10) (略)

(有料公園施設の使用の許可の制限)

第6条の5 市長は、有料公園施設を使用しようとする者が第3条第4項各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の使用の許可をしない。

5 (略)

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可（以下これらの許可を「公園の使用の許可」という。）に係るものについては、この限りでない。

(1)～(6) (略)

(7) 指定した以外の場所に諸車又は牛馬の類を入れること。

(8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の公園の利用に支障のある行為をすること。

(9) (略)

(有料公園施設の使用の許可の制限)

第6条の5 市長は、有料公園施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の使用の許可をしない。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそ

別表第3（第10条関係）

公園の使用料

1～5（略）

6 第3条第1項に掲げる行為

区分	単位	金額
露店その他 これに類する行為	開成山 公園 使用面積が35平方メートル以下のもの	1店につき1日 4,100円
	開成山 公園以外 の使用面積が35平方メートル以下のもの	1店につき1日 4,100円に35平方メートルを超えた使用面積1平方メートルにつき30円を加算した額
	開成山 公園以外 の使用面積が35平方メートル以下のもの	1店につき1日 1,100円
	開成山 公園以外 の使用面積が35平方メートル以下のもの	1店につき1日 1,100円に35平方メートルを

れがあると認めるとき。

別表第3（第10条関係）

公園の使用料

1～5（略）

6 第3条第1項に掲げる行為

行為	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1日につき	520円

	平方メートルを超えるもの	超えた使用面積 1平方メートルにつき30円を加算した額
興行	1平方メートルにつき1日	30円
第3条第1項第3号に掲げる行為	1平方メートルにつき1日	15円

別表第5（第10条関係）

設備及び器具の使用料

1 開成山野外音楽堂のセミコンサートピアノ使用料

単位	使用料
(略)	

2～6 (略)

7 開成山自由広場の設備等使用料

興行	1平方メートルにつき1日	100円
第3条第1項第3号に掲げる行為	1平方メートルにつき1日	100円

別表第5（第10条関係）

設備及び器具の使用料

1 開成山野外音楽堂の設備等使用料

種別	単位	使用料
セミコンサートピアノ	(略)	
音響装置	1式1時間	500円
調光装置	1式1時間	300円
冷暖房設備	1式1時間	100円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計1キロワット当たり1時間（持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワット以下の場合を除く。）	50円

備考 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超える場合において、1キロワット未満の端数があるときは、これを1キロワットとして算定する。

2～6 (略)

種別		単位	使用料
電源装置		1式につき1日	850円
給排水設備	1日当たりの使用量が2立方メートル以下のもの	1式につき1日	1,000円
	1日当たりの使用量が2立方メートルを超えるもの	1式につき1日	1,000円に実費相当額を加算した額

(郡山市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 郡山市都市公園条例の一部を改正する条例(令和4年郡山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

郡山市都市公園条例第11条の改正規定を次のように改める。

<p>(使用料の前納)</p> <p>第11条 使用料は、公園の使用の許可又は有料公園施設の使用の許可の際前納しなければならない。ただし、<u>開成山公園内駐車場、給排水設備(1日当たりの使用量が2立方メートルを超えるものに限る。)</u>及び使用期間が6月を超える場合の納付の方法は、市長が定める。</p>	<p>(使用料の前納)</p> <p>第11条 使用料は、公園の使用の許可又は有料公園施設の使用の許可の際前納しなければならない。ただし、使用期間が6月を超える場合の納付の方法は、市長が定める。</p>
--	---

郡山市都市公園条例別表第1の改正規定を次のように改める。

<p>別表第1(第6条の2関係)</p> <p>有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開成山公園</td> <td>開成山公園内駐車場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開成山野外音楽堂</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設の名称	(略)		開成山公園	開成山公園内駐車場		開成山野外音楽堂	<p>別表第1(第6条の2関係)</p> <p>有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設の名称	(略)	
都市公園名	有料公園施設の名称												
(略)													
開成山公園	開成山公園内駐車場												
	開成山野外音楽堂												
都市公園名	有料公園施設の名称												
(略)													

郡山市都市公園条例別表第2の改正規定を次のように改める。

<p>別表第2(第6条の3関係)</p> <p>有料公園施設の供用日及び供用時間</p>	<p>別表第2(第6条の3関係)</p> <p>有料公園施設の供用日及び供用時間</p>
--	--

有料公園施設の区分	供用日	供用時間
(略)		
開成山公園内駐車場	1月1日から12月31日までの日	午前0時から午後12時まで
開成山野外音楽堂	1月4日から12月28日までの日	午前9時から午後9時まで

備考

- 1 この表において「休場日」とは、次に掲げる日とする。
(1)・(2) (略)
- 2 開成山公園内駐車場への自動車の入場は、午前5時から午後10時までの間に限るものとする。

有料公園施設の区分	供用日	供用時間
(略)		

備考 この表において「休場日」とは、次に掲げる日とする。

- 1・2 (略)

郡山市都市公園条例別表第4の改正規定を次のように改める。

別表第4（第10条関係）

有料公園施設の使用料

1～6 (略)

7 開成山公園内駐車場の使用料

車種	単位	使用料
大型自動車及び中型自動車	入場後最初の2時間まで	無料
並びに準中型自動車のうち規則で定める大きさを超えるもの	入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	300円（1日当たり3,000円を限度とする。）
準中型自動車のうち規則で定める大きさ以下のもの並びに普通自動車、大型自動車及び普通自動二輪車	入場後最初の2時間まで	無料
並びに普通自動二輪車	入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	100円（1日当たり1,000円を限度とする。）

8 開成山野外音楽堂の使用料

別表第4（第10条関係）

有料公園施設の使用料

1～6 (略)

種別	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
開成山野外音楽堂	3,500円	3,500円	3,500円	7,000円	7,000円	10,500円

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の郡山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用の許可及び使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用の許可及び使用料の額については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

開成山公園等Park-PFI事業の実施にあわせた都市公園の使用に係る規制の緩和及び使用料の見直しに伴い、所要の改正を行う。

消費税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

消費税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(郡山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(料金) 第26条 料金は、メーターの口径の大きさに応じ、次の表の準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 (1) 第2条に規定する給水区域(中田町柳橋及び中田町中津川に属する字の給水区域を除く。)			(料金) 第26条 料金は、メーターの口径の大きさに応じ、 <u>1箇月につき</u> 次の表の準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 (1) 第2条に規定する給水区域(中田町柳橋及び中田町中津川に属する字の給水区域を除く。)		
口径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)	口径	準備料金	水量料金
(略)			(略)		
(2) 第2条に規定する給水区域(中田町柳橋及び中田町中津川に属する字の給水区域に限る。)			(2) 第2条に規定する給水区域(中田町柳橋及び中田町中津川に属する字の給水区域に限る。)		
口径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)	口径	準備料金	水量料金
(略)			(略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		

(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(料金) 第22条 料金は、メーターの口径の大きさに応じ、次の表の準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、その額		(料金) 第22条 料金は、メーターの口径の大きさに応じ、 <u>1箇月につき</u> 次の表の準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額を加えて得た額とする。た	

に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

口径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)
(略)		

2・3 (略)

だし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

口径	準備料金	水量料金
(略)		

2・3 (略)

(郡山市簡易水道事業の地方公営企業法の適用等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 郡山市簡易水道事業の地方公営企業法の適用等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年郡山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(令和4年6月分から令和13年5月分までとして徴収する水道料金の特例)</p> <p>6 新郡山市水道事業給水条例第26条第1項第2号に規定する料金のうち、令和4年6月分から令和13年5月分までとして徴収する料金は、同号の規定にかかわらず、<u>令和4年6月分から令和8年5月分までとして徴収する料金については第1号の表に定めるところにより、令和8年6月分から令和13年5月分までとして徴収する料金については第2号の表に定めるところにより算定した準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課税される消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。)</u>を加えて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>令和4年6月分から令和8年5月分までとして徴収する料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td>口径</td> <td>準備料金(1月につき)</td> <td>水量料金(1月につき)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) <u>令和8年6月分から令和13年5月分までとして徴収する料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td>口径</td> <td>準備料金(1月につき)</td> <td>水量料金(1月につき)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(令和4年6月分から令和13年5月分までとして徴収する簡易水道料金の</p>	口径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)	(略)			口径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)	(略)			<p>(令和4年6月から令和13年5月までの各月分として徴収する水道料金の特例)</p> <p>6 新郡山市水道事業給水条例第26条第1項第2号に規定する料金のうち、<u>令和4年6月から令和13年5月までの各月分として徴収する料金は、同号の規定にかかわらず、令和4年6月から令和8年5月までの各月分として徴収する料金については第1号の表に定めるところにより、令和8年6月から令和13年5月までの各月分として徴収する料金については第2号の表に定めるところにより算定した準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課税される消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。)</u>を加えて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>令和4年6月から令和8年5月までの各月分として徴収する料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td>口径</td> <td>準備料金</td> <td>水量料金</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(2) <u>令和8年6月から令和13年5月までの各月分として徴収する料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td>口径</td> <td>準備料金</td> <td>水量料金</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(令和4年6月から令和13年5月までの各月分として徴収する簡易水道料</p>	口径	準備料金	水量料金	(略)			口径	準備料金	水量料金	(略)		
口径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)																							
(略)																									
口径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)																							
(略)																									
口径	準備料金	水量料金																							
(略)																									
口径	準備料金	水量料金																							
(略)																									

特例)

12 新郡山市簡易水道事業給水条例第22条第1項に規定する料金のうち、令和4年6月分から令和13年5月分までとして徴収する料金は、同号の規定にかかわらず、令和4年6月分から令和8年5月分までとして徴収する料金については第1号の表に定めるところにより、令和8年6月分から令和13年5月分までとして徴収する料金については第2号の表に定めるところにより算定した準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(1) 令和4年6月分から令和8年5月分までとして徴収する料金

口径	準備料金 (1月につき)	水量料金 (1月につき)
(略)		

(2) 令和8年6月分から令和13年5月分までとして徴収する料金

口径	準備料金 (1月につき)	水量料金 (1月につき)
(略)		

金の特例)

12 新郡山市簡易水道事業給水条例第22条第1項に規定する料金のうち、令和4年6月から令和13年5月までの各月分として徴収する料金は、同号の規定にかかわらず、令和4年6月から令和8年5月までの各月分として徴収する料金については第1号の表に定めるところにより、令和8年6月から令和13年5月までの各月分として徴収する料金については第2号の表に定めるところにより算定した準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(1) 令和4年6月から令和8年5月までの各月分として徴収する料金

口径	準備料金	水量料金
(略)		

(2) 令和8年6月から令和13年5月までの各月分として徴収する料金

口径	準備料金	水量料金
(略)		

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

消費税法施行令等の一部を改正する政令による消費税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市総合学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市総合学習センター条例の一部を改正する条例

郡山市総合学習センター条例（平成17年郡山市条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(名称及び位置) 第2条 学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
(略)				(略)			
郡山市富久山総合学習センター別館		郡山市富久山町久保田字久保田216番地					
(使用料) 第7条 使用者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を使用前までに納付しなければならない。				(使用料) 第7条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。			
別表第2（第7条関係） 郡山市富久山総合学習センターの使用料				別表第2（第7条関係） 郡山市富久山総合学習センターの使用料			
1 会議室等の使用料				1 会議室等の使用料			
(略)				(略)			
備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室等の使用料の100分の20の額を加算する。				備考 冷房又は暖房（暖房用器具を含む。）の設備を使用する場合は、会議室等の使用料の100分の20の額を加算する。			
2・3 (略)				2・3 (略)			
4 設備等使用料				4 設備等使用料			
種別	区分	単位	使用料	種別	区分	単位	使用料
(略)				(略)			
ピアノ		1式1回	500円	展示用パネル		1枚1日	50円

プロジェクタ		1式1回	500円
＝			
展示用パネル		1枚1日	50円
(略)			

別表第3 (第7条関係)

郡山市富久山総合学習センター別館の使用料

1 会議室の使用料

室名	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午前9時
	から午後1時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後9時まで
第1会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円
第2会議室	1,100円	1,400円	1,700円	2,300円	2,800円	3,600円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、会議室の使用料の100分の20の額を加算する。

2 体育ホールの使用料

(1) 貸切使用料

使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュア	児童等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
スポーツを	生徒等	400円	400円	400円	500円	500円	2,200円
目的に使用	一般	900円	900円	800円	1,000円	1,000円	4,600円
する場合							
その他		8,000円	8,000円	6,700円	9,400円	9,400円	41,500円

備考

ピアノ		1式1回	500円
プロジェクタ		1式1回	500円
＝			
(略)			

1 「児童等」とは幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、貸切使用料の100分の20の額を加算する。

(2) 一部貸切使用料

使用目的	単位	使用料
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	体育ホール の2分の1 の面積	1回につき、貸切使用料の2分の1の額（F欄を除外。） 1日につき、貸切使用料のF欄の2分の1の額

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

(3) 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

1 「児童等」とは小学校の児童又は中学校の生徒を、「生徒等」とは高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。

2 「1回」とは、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ		1式1回	500円
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、会議室の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、体育ホールの使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（体育ホールの使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適

用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提 案 要 旨)

郡山市富久山総合学習センター別館の設置に伴い、名称、位置及び使用料を定めるとともに、規定を整備する。

郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																													
<p>(報酬の支給日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 年額で定められている報酬は、毎年9月15日及び3月15日（これらの日が休日、<u>土曜日又は日曜日</u>に当たるときは、その日前において最も近い休日、<u>土曜日又は日曜日でない日</u>）に、それぞれその半額（前条第3項の規定に該当する場合にあっては、その支給日までの月数を基礎として計算した額）を支給する。ただし、委員が退職等によりその職を離れたときは、その日の属する月の末日までに支給する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中野財産区管理会</td> <td>会長</td> <td>日額 4,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	(略)			中野財産区管理会	会長	日額 4,000円	委員		(略)			<p>(報酬の支給日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 年額で定められている報酬は、毎年9月15日及び3月15日（これらの日が休日、<u>日曜日又は第3土曜日</u>に当たるときは、その日前において最も近い休日、<u>日曜日又は第2土曜日でない日</u>）に、それぞれその半額（前条第3項の規定に該当する場合にあっては、その支給日までの月数を基礎として計算した額）を支給する。ただし、委員が退職等によりその職を離れたときは、その日の属する月の末日までに支給する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中野財産区管理会</td> <td>会長</td> <td>年額 38,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>年額 34,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	(略)			中野財産区管理会	会長	年額 38,000円	委員	年額 34,000円	(略)		
区分		報酬額																													
(略)																															
中野財産区管理会	会長	日額 4,000円																													
	委員																														
(略)																															
区分		報酬額																													
(略)																															
中野財産区管理会	会長	年額 38,000円																													
	委員	年額 34,000円																													
(略)																															

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により年額で支給されていた報酬であって、この条例の規定により日額で支給されることとなる報酬については、この条例の施行の日の前日の属する月までは旧条例の規定による報酬額の半

額を支給し、この条例の施行の日以後はこの条例による改正後の郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬額を支給する。

(提 案 要 旨)

中野財産区管理会の委員の報酬を改定するとともに、規定の整備を行う。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間）） |
| 2 工事場所 | 郡山市田村町徳定字中河原地内 |
| 3 工事概要 | 施工延長 140.00メートル
管渠工 一式
工事用道路工 一式 |
| 4 契約金額 | 金442,460,700円 |
| 5 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 郡山市安積三丁目308番地
早川・八光特定建設工事共同企業体
構成員 郡山市安積三丁目308番地
(代表者) 早川建設工業株式会社
代表取締役 早川 敬
構成員 郡山市並木二丁目1番地の3
八光建設株式会社
代表取締役 宗 像 剛 |
| 7 支出科目 | 令和5年度
一般会計
(款) 8 土木費
(項) 3 河川費
(目) 1 河川費 |

(提案要旨)

河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 契約の目的 校舎長寿命化改修事業 郡山市立大島小学校校舎内部改修工事（Ⅳ期）
- 2 工事場所 郡山市並木四丁目地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,567.71平方メートル
普通教室
職員室
保健室
放送室
コンピュータ室等
- 4 契約金額 金188,100,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市並木五丁目5番地38
王子建設株式会社
代表取締役 石川 直哉
- 7 支出科目 令和5年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費

（提案要旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立大島小学校校舎内部改修工事（Ⅳ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | | |
|----------|----------------------------------|---------|--|
| 1 契約の目的 | 校舎長寿命化改修事業 郡山市立赤木小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期） | | |
| 2 工事場所 | 郡山市赤木町地内 | | |
| 3 工事概要 | 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,570.96平方メートル | | |
| | 職員室 | | |
| | 教育相談室 | | |
| | 保健室 | | |
| | 校長室 | | |
| | 事務室等 | | |
| 4 契約金額 | 金192,390,000円 | | |
| 5 契約の方法 | 制限付一般競争入札 | | |
| 6 契約の相手方 | 郡山市西ノ内一丁目11番7号 | | |
| | 株式会社清水工業 | | |
| | 代表取締役 清水 基 | | |
| 7 支出科目 | 令和5年度 | | |
| | 一般会計 | | |
| | (款) 3 民生費 | 10 教育費 | |
| | (項) 4 児童福祉費 | 2 小中学校費 | |
| | (目) 1 こども政策費 | 3 学校施設費 | |

(提案要旨)

校舎長寿命化改修事業 郡山市立赤木小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 契約の目的 校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校校舎内部改修工事（I期）
- 2 工事場所 郡山市鳴神二丁目地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,614.58平方メートル
普通教室
トイレ等
- 4 契約金額 金170,170,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市富久山町久保田字本木51番地
村越建設株式会社
代表取締役 村越 弘 昌
- 7 支出科目 令和5年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費

（提案要旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校校舎内部改修工事（I期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 契約の目的 校舎長寿命化改修事業 郡山市立芳賀小学校校舎内部改修工事（I期）
- 2 工事場所 郡山市芳賀二丁目地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,250.49平方メートル
普通教室
コンピュータ室
多目的室
音楽室
トイレ等
- 4 契約金額 金151,250,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市石湫町1番9号
陰山建設株式会社
代表取締役 陰山正弘
- 7 支出科目 令和5年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費

（提案要旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立芳賀小学校校舎内部改修工事（I期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 契約の目的 屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立日和田小学校屋内運動場主体工事
- 2 工事場所 郡山市日和田町地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 延べ840.00平方メートル
アリーナ
ステージ
器具庫
更衣室
トイレ等
- 4 契約金額 金224,169,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市本町二丁目17番5号
株式会社白鳳社
代表取締役 清水 進一郎
- 7 支出科目 令和5年度
一般会計
(款) 10 教育費
(項) 2 小中学校費
(目) 3 学校施設費

(提案要旨)

屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立日和田小学校屋内運動場主体工事の請負契約を締結する。

工事請負契約の変更について

令和4年6月30日議会の議決を得た郡山西部第一工業団地（第2期工区）造成工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

記

4 契約金額中「4,809,200,000円」を「4,855,900,500円」に改める。

(提 案 要 旨)

地盤改良に係る施工範囲が変更になったこと等に伴い、契約金額を変更する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 消防力整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 消防ポンプ自動車2台
型式 CD-I型
ぎ装 一式 |
| 3 | 取得価格 | 金47,300,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市久留米三丁目27番地
株式会社ホシノ郡山支店
支店長 六角 篤 |
| 6 | 支出科目 | 令和5年度
一般会計
(款) 9 消防費
(項) 1 消防費
(目) 1 消防防災費 |

(提案要旨)

消防ポンプ自動車を取得する。

財産の取得について
 次のとおり動産を取得するものとする。
 令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 消防力整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 小型動力ポンプ積載車4台
型式 ダブルキャブ 4輪駆動
ぎ装 一式 |
| 3 | 取得価格 | 金34,628,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 福島市岡島字源氏山2番2
日本ドライケミカル株式会社福島営業所
所長 高橋 良 |
| 6 | 支出科目 | 令和5年度
一般会計
(款) 9 消防費
(項) 1 消防費
(目) 1 消防防災費 |

(提案要旨)

小型動力ポンプ積載車を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 取得の目的 除雪事業備品
- 2 取得する動産 融雪剤散布車 1台
型式 トラックタイプ 4輪駆動
散布方式 乾式融雪剤散布方式
- 3 取得価格 金24,090,000円
- 4 取得の方法 制限付一般競争入札による買入れ
- 5 取得の相手方 郡山市日和田町高倉字藤坦1番地336
福島建機株式会社
代表取締役 加瀬 元三郎
- 6 支出科目 令和5年度（債務負担行為）
一般会計
（款）8 土木費
（項）2 道路橋りょう費
（目）2 道路維持費

（提案要旨）

融雪剤散布車を取得する。

財産の処分について
南一丁目普通財産を次のとおり売却する。
令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 売却する財産
 - (1) 所在地 郡山市南一丁目94番
 - (2) 物件
土地 雑種地1筆
30,291.18平方メートル
- 2 売却の方法 随意契約
- 3 売却予定価格 金1,940,000,000円
- 4 売却の相手方 福島県
福島県知事 内堀 雅雄

(提案要旨)

福島県郡山合同庁舎の建設用地として売却する。

福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、その他規定の整備を行い、福島県市町村総合事務組合同約（昭和54年規約第1号）の一部を次のとおり変更することについて異議がない旨、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

福島県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約

福島県市町村総合事務組合同約（昭和54年規約第1号）の一部を次のように変更する。

変更後の福島県市町村総合事務組合同約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部若しくは一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に改め、号をあらわす漢数字は、アラビア数字を「（）」で囲んだものに改め、第3条中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、別表の構成は、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とする。

別表第1中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第1項下欄中「、田村広域行政組合」を削る。

別表第2第4項下欄中「、田村広域行政組合」を削る。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同約の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（提 案 要 旨）

田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、福島県市町村総合事務組合同約を変更する必要があることから、組合同約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めらる。

専決処分承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第6号 令和4年度郡山市一般会計補正予算（第12号）（別紙）
 令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）
 令和4年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）（別紙）
 令和4年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第3号）（別紙）
 令和4年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）（別紙）
 令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第4号）（別紙）
 令和4年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）
 令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第5号）（別紙）
 令和4年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第3号）（別紙）
 令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第4号）（別紙）
 令和4年度郡山市水道事業会計補正予算（第4号）（別紙）
 令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算（第5号）（別紙）
 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）（別紙）
- 2 専決第7号 郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）
- 3 専決第10号 令和5年度郡山市一般会計補正予算（第1号）（別紙）

(提 案 要 旨)

専決処分承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1 令和4年度郡山市一般会計補正予算（第12号）（別紙）

理 由

地方譲与税、国庫支出金、市債等の決定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

2 令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

3 令和4年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

4 令和4年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

5 令和4年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

6 令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

7 令和4年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

8 令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

9 令和4年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

10 令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入予算の補正を行う必要が生じたため。

11 令和4年度郡山市水道事業会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

12 令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

13 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和5年3月31日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和4年度郡山市一般会計補正予算(第12号)

令和4年度郡山市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,136,719千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,294,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		1,219,056	△1,798	1,217,258
	1 地方揮発油譲与税	292,480	△5,916	286,564
	2 自動車重量譲与税	855,047	2,678	857,725
	4 森林環境譲与税	71,528	1,440	72,968
3 利子割交付金		28,018	△11,584	16,434
	1 利子割交付金	28,018	△11,584	16,434
4 配当割交付金		174,726	△12,448	162,278
	1 配当割交付金	174,726	△12,448	162,278
5 株式等譲渡所得割交付金		74,615	39,297	113,912
	1 株式等譲渡所得割交付金	74,615	39,297	113,912
6 法人事業税交付金		963,891	△32,710	931,181
	1 法人事業税交付金	963,891	△32,710	931,181
7 地方消費税交付金		7,999,938	831,863	8,831,801
	1 地方消費税交付金	7,999,938	831,863	8,831,801
8 ゴルフ場利用税交付金		17,880	1,126	19,006
	1 ゴルフ場利用税交付金	17,880	1,126	19,006
9 特別地方消費税交付金		1	△1	0
	1 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金		105,108	△25,547	79,561
	1 環境性能割交付金	105,108	△25,547	79,561
11 国有提供施設等所在市町村助 成交付金		2,944	92	3,036
	1 国有提供施設等所在市町村助 成交付金	2,944	92	3,036
12 地方特例交付金		368,979	7,786	376,765

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	7,786	7,786
13 地方交付税		11,311,680	2,962,599	14,274,279
	1 地方交付税	11,311,680	2,962,599	14,274,279
14 交通安全対策特別交付金		55,047	△6,049	48,998
	1 交通安全対策特別交付金	55,047	△6,049	48,998
15 分担金及び負担金		429,480	△225	429,255
	2 負担金	423,916	△225	423,691
16 使用料及び手数料		2,427,861	2,266	2,430,127
	2 手数料	885,650	2,266	887,916
17 国庫支出金		31,368,643	△1,348,040	30,020,603
	1 国庫負担金	17,784,355	△528,666	17,255,689
	2 国庫補助金	13,494,661	△814,822	12,679,839
	3 委託金	89,627	△4,552	85,075
18 県支出金		11,029,254	△1,170,402	9,858,852
	1 県負担金	5,866,754	△359,688	5,507,066
	2 県補助金	4,374,225	△825,360	3,548,865
	3 委託金	788,275	14,646	802,921
19 財産収入		180,015	3,876	183,891
	1 財産運用収入	70,220	△348	69,872
	2 財産売払収入	109,795	4,224	114,019
20 寄附金		296,063	△79,554	216,509
	1 寄附金	296,063	△79,554	216,509
21 繰入金		7,547,179	△26,753	7,520,426

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別会計繰入金	454,018	72,834	526,852
	2 基金繰入金	7,093,161	△99,587	6,993,574
23 諸収入		5,517,443	171,281	5,688,724
	5 雑入	1,057,127	171,281	1,228,408
24 市債		15,119,900	△3,441,794	11,678,106
	1 市債	15,119,900	△3,441,794	11,678,106
歳入	合計	154,430,815	△2,136,719	152,294,096

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		16,772,196	2,334,876	19,107,072
	1 総務管理費	13,131,973	2,438,262	15,570,235
	3 戸籍住民基本台帳費	962,805	△56,869	905,936
	4 選挙費	372,102	△46,218	325,884
	5 統計調査費	44,759	△299	44,460
3 民生費		53,660,506	△469,297	53,191,209
	1 社会福祉費	5,879,907	2,079	5,881,986
	2 心身障害者福祉費	7,025,913	△10,241	7,015,672
	3 老人福祉費	9,642,349	△8,274	9,634,075
	4 児童福祉費	24,350,879	△103,981	24,246,898
	5 生活保護費	6,136,026	△240	6,135,786
	6 災害救助費	625,432	△348,640	276,792
4 衛生費		23,555,821	△1,531,810	22,024,011
	1 保健衛生費	12,940,413	△1,244,388	11,696,025
	2 清掃費	10,417,472	△287,422	10,130,050
5 労働費		132,754	△6,251	126,503
	1 労働諸費	132,754	△6,251	126,503
6 農林水産業費		4,439,123	△129,345	4,309,778
	1 農業費	4,099,218	△117,906	3,981,312
	2 林業費	339,905	△11,439	328,466
7 商工費		6,448,319	△129,561	6,318,758
	1 商工費	6,448,319	△129,561	6,318,758
8 土木費		18,420,230	△1,194,941	17,225,289
	1 土木管理費	478,432	△36,424	442,008
	2 道路橋りょう費	5,481,481	△59,274	5,422,207

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	1,791,753	△36,014	1,755,739
	4 都市計画費	9,709,436	△1,010,196	8,699,240
	5 住宅費	959,128	△53,033	906,095
9 消防費		3,812,657	△7,432	3,805,225
	1 消防費	3,812,657	△7,432	3,805,225
10 教育費		16,252,824	△649,153	15,603,671
	1 教育総務費	556,454	△4,311	552,143
	2 小中学校費	8,521,448	△229,329	8,292,119
	3 社会教育費	5,116,519	△397,202	4,719,317
	4 保健体育費	2,058,403	△18,311	2,040,092
11 災害復旧費		1,535,738	△360,281	1,175,457
	2 公共土木施設災害復旧費	80,929	△9,232	71,697
	3 文教施設災害復旧費	1,408,684	△342,412	1,066,272
	4 総務施設災害復旧費	5,500	△1,509	3,991
	5 民生施設災害復旧費	5,000	△1,986	3,014
	6 労働施設災害復旧費	15,319	△3,340	11,979
	7 商工施設災害復旧費	2,000	△1,802	198
14 予備費		423,775	6,476	430,251
	1 予備費	423,775	6,476	430,251
歳出	合計	154,430,815	△2,136,719	152,294,096

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
4 衛生費	2 清掃費	河内埋立処分場第4期埋立 地拡張事業(その2)	千円 4,722,988	2	千円 385,663	千円 4,621,966	2	千円 385,663
				3	1,457,342		3	1,457,342
				4	2,879,983		4	2,778,961
6 農林水産業費	1 農業費	ため池防災・減災事業	1,850,688	4	925,344	1,831,358	4	906,014
				5	925,344		5	925,344
10 教育費	3 社会教育費	(仮称)歴史情報・公文書館 立体駐車場整備事業	1,288,000	3	0	1,084,820	3	0
				4	1,288,000		4	1,084,820

一般会計

第3表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎施設等整備事業	千円 15,600		%		千円 14,800		%	
災害援護資金貸付事業	40,000				14,506			
一般廃棄物処理事業	3,994,400				1,590,200			
農業農村整備事業	1,061,600				1,030,600			
林道整備事業	27,500				24,600			
観光振興施設整備事業	109,300				104,400			
道路整備事業	1,480,600				1,437,100			
河川整備事業	1,057,800				1,014,700			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路整備事業	千円 280,400		%		千円 279,900		%	
公園整備事業	48,700				45,200			
公営住宅建設事業	115,900				112,600			
公共施設等除却事業	79,600				64,400			
消防防災設備整備事業	92,300				85,400			
学校教育施設等整備事業	1,140,300				1,052,000			
社会教育施設整備事業	233,800				126,800			
(仮称) 歴史情報・公文書館 施設整備事業	1,045,500				773,900			
農林水産施設災害復旧事業	3,800				1,300			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文教施設災害復旧事業	千円 1,291,800		%		千円 922,300		%	
市民福祉施設災害復旧事業	5,500				3,900			
労働施設災害復旧事業	15,300				11,900			
商工施設災害復旧事業	2,000				100			
公共土木施設災害復旧事業	52,200				45,700			
合 計	15,115,700				11,678,106			

(廃止)

起債の目的	限度額	備考
社会福祉施設等災害復旧事業	千円 4,200	令和4年度起債事業に係る国庫補助金の交付決定がされなかったため。
合計	4,200	

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	51,222,636	0	51,222,636
2 地方譲与税	1,219,056	△1,798	1,217,258
3 利子割交付金	28,018	△11,584	16,434
4 配当割交付金	174,726	△12,448	162,278
5 株式等譲渡所得割交付金	74,615	39,297	113,912
6 法人事業税交付金	963,891	△32,710	931,181
7 地方消費税交付金	7,999,938	831,863	8,831,801
8 ゴルフ場利用税交付金	17,880	1,126	19,006
9 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金	105,108	△25,547	79,561
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,944	92	3,036
12 地方特例交付金	368,979	7,786	376,765
13 地方交付税	11,311,680	2,962,599	14,274,279
14 交通安全対策特別交付金	55,047	△6,049	48,998
15 分担金及び負担金	429,480	△225	429,255
16 使用料及び手数料	2,427,861	2,266	2,430,127
17 国庫支出金	31,368,643	△1,348,040	30,020,603
18 県支出金	11,029,254	△1,170,402	9,858,852
19 財産収入	180,015	3,876	183,891
20 寄附金	296,063	△79,554	216,509
21 繰入金	7,547,179	△26,753	7,520,426
22 繰越金	6,970,458	0	6,970,458
23 諸収入	5,517,443	171,281	5,688,724
24 市債	15,119,900	△3,441,794	11,678,106
歳入合計	154,430,815	△2,136,719	152,294,096

一般会計

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	658,390	0	658,390				
2 総務費	16,772,196	2,334,876	19,107,072	55,706	△800	191,184	2,088,786
3 民生費	53,660,506	△469,297	53,191,209	△28,213	△25,494	26,360	△441,950
4 衛生費	23,555,821	△1,531,810	22,024,011	△1,390,802	△2,404,200	△109,343	2,372,535
5 労働費	132,754	△6,251	126,503	△8,982			2,731
6 農林水産業費	4,439,123	△129,345	4,309,778	△87,392	△33,900	△724	△7,329
7 商工費	6,448,319	△129,561	6,318,758	△240,264	△4,900	△4,996	120,599
8 土木費	18,420,230	△1,194,941	17,225,289	△647,979	△104,300	△6,262	△436,400
9 消防費	3,812,657	△7,432	3,805,225	5,220	△6,900	△3,425	△2,327
10 教育費	16,252,824	△649,153	15,603,671	△124,754	△471,700	△38,289	△14,410
11 災害復旧費	1,535,738	△360,281	1,175,457	△64,042	△387,100		90,861
12 公債費	8,318,481	0	8,318,481				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	423,775	6,476	430,251				6,476
歳出合計	154,430,815	△2,136,719	152,294,096	△2,531,502	△3,439,294	54,505	3,779,572

2 歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	292,480	△ 5,916	286,564	1 地方揮発油譲与税	△ 5,916	地方揮発油譲与税 △ 5,916
計	292,480	△ 5,916	286,564			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	855,047	2,678	857,725	1 自動車重量譲与税	2,678	自動車重量譲与税 2,678
計	855,047	2,678	857,725			

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	71,528	1,440	72,968	1 森林環境譲与税	1,440	森林環境譲与税 1,440
計	71,528	1,440	72,968			

2款 地方譲与税

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	28,018	△ 11,584	16,434	1 利子割交付金	△ 11,584	利子割交付金 △ 11,584
計	28,018	△ 11,584	16,434			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	174,726	△ 12,448	162,278	1 配当割交付金	△ 12,448	配当割交付金 △ 12,448
計	174,726	△ 12,448	162,278			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	74,615	39,297	113,912	1 株式等譲渡所得割交付金	39,297	株式等譲渡所得割交付金 39,297
計	74,615	39,297	113,912			

3款 利子割交付金

4款 配当割交付金

5款 株式等譲渡所得割交付金

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	963,891	△ 32,710	931,181	1 法人事業税交付金	△ 32,710	法人事業税交付金 △ 32,710
計	963,891	△ 32,710	931,181			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	7,999,938	831,863	8,831,801	1 地方消費税交付金	831,863	地方消費税交付金 831,863
計	7,999,938	831,863	8,831,801			

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	17,880	1,126	19,006	1 ゴルフ場利用税交付金	1,126	ゴルフ場利用税交付金 1,126
計	17,880	1,126	19,006			

6款 法人事業税交付金

7款 地方消費税交付金

8款 ゴルフ場利用税交付金

(款) 9 特別地方消費税交付金

(項) 1 特別地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別地方消費税交付金	1	△ 1	0	1 特別地方消費税交付金	△ 1	特別地方消費税交付金 △ 1
計	1	△ 1	0			

(款) 10 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	105,108	△ 25,547	79,561	1 環境性能割交付金	△ 25,547	環境性能割交付金 △ 25,547
計	105,108	△ 25,547	79,561			

(款) 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,944	92	3,036	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	92	国有提供施設等所在市町村助成交付金 92

9款 特別地方消費税交付金

10款 環境性能割交付金

11款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(款) 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	2,944	92	3,036			

(款) 12 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	7,786	7,786	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	7,786	固定資産税減収補てん特別交付金 7,786
計	0	7,786	7,786			

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	11,311,680	2,962,599	14,274,279	1 地方交付税	2,962,599	特別交付税 2,962,599
計	11,311,680	2,962,599	14,274,279			

11款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

12款 地方特例交付金

13款 地方交付税

(款) 14 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	55,047	△ 6,049	48,998	1 交通安全対策特別交付金	△ 6,049	交通安全対策特別交付金 △ 6,049
計	55,047	△ 6,049	48,998			

(款) 15 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木費負担金	1,109	△ 225	884	1 土木管理費負担金	△ 225	木造住宅耐震診断事業費自己負担金 △ 225
計	423,916	△ 225	423,691			

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生手数料	732,321	2,266	734,587	1 保健衛生手数料	2,266	東山霊園管理手数料 2,266
計	885,650	2,266	887,916			

14款 交通安全対策特別交付金

15款 分担金及び負担金

16款 使用料及び手数料

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	2,559,301	△ 465,357	2,093,944	1 保健衛生費 国庫負担金	△ 465,357	感染症予防事業費国庫負担金 6,762 結核医療費国庫負担金 △ 359 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫 負担金 △ 471,760
3 災害復旧費国庫負担金	95,413	△ 63,309	32,104	1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金	△ 4,797	道路橋りょう災害復旧費国庫負担金 △ 4,797
				2 文教施設災害復旧費国庫負担金	△ 58,512	公立学校施設災害復旧費国庫負担金 △ 58,512
計	17,784,355	△ 528,666	17,255,689			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	317,832	75,192	393,024	1 総務管理費 国庫補助金	56,369	被災者支援総合交付金 △ 95 地方創生臨時交付金 71,981 地方創生推進交付金 △ 10,570 防災・安全交付金 △ 488

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金						福島再生加速化交付金 Δ 1 デジタル基盤改革支援事業費国庫補助金 Δ 5,001 地域女性活躍推進交付金 543
				2 戸籍住民基本台帳費国庫補助金	18,823	個人番号カード交付事務費国庫補助金 43,598 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 Δ 13 マイナポイント事業費国庫補助金 Δ 24,762
2 民生費国庫補助金	4,760,619	258,940	5,019,559	1 社会福祉費国庫補助金	Δ 41	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 Δ 41
				2 心身障害者福祉費国庫補助金	Δ 8,715	地域生活支援事業費等国庫補助金 Δ 4,804 障害者総合支援事業費国庫補助金 4,130 地方創生臨時交付金 Δ 8,041
				3 老人福祉費国庫補助金	18,960	地方創生推進交付金 17,672 地方創生臨時交付金 1,288
				4 児童福祉費国庫補助金	238,824	コミュニティ復興支援事業費国庫補助金 Δ 15 福島再生加速化交付金 Δ 986 子ども・子育て支援交付金 4,623 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 398,139 保育対策総合支援事業費国庫補助金 12,302 ヤングケアラー支援体制強化事業費国庫補助金 Δ 1,906

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金						地方創生臨時交付金 258,257
						地域少子化対策重点推進交付金 △ 62
						保育所等整備交付金 △ 16,002
						地域子供の未来応援交付金 △ 1,014
2 民生費国庫補助金						児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 1,503
						母子家庭等対策費国庫補助金 △ 410,000
						社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 △ 1,240
2 民生費国庫補助金						障害者総合支援事業費国庫補助金 △ 4,775
						5 生活保護費国庫補助金 △ 288
						6 災害救助費国庫補助金 10,200
3 衛生費国庫補助金	3,527,361	△ 270,270	3,257,091	1 保健衛生費国庫補助金	△ 119,370	福島再生加速化交付金 △ 3,769
						地方創生臨時交付金 △ 66,305
						地方創生推進交付金 △ 2,345
						特定感染症検査事業費等国庫補助金 △ 460
						感染症対策特別促進事業費国庫補助金 △ 234
						新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 △ 43,881
						感染症予防事業費等国庫補助金 △ 449
						保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 △ 14

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金						循環型社会形成推進交付金 Δ 2,019 新型コロナウイルス感染症対応心のケア支援 事業費国庫補助金 106
				2 清掃費国庫補助金	Δ 150,900	循環型社会形成推進交付金 Δ 41,572 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金 Δ 108,244 地方創生臨時交付金 Δ 1,084
4 労働費国庫補助金	15,471	Δ 8,982	6,489	1 労働諸費国庫補助金	Δ 8,982	地方創生臨時交付金 Δ 8,982
5 農林水産業費国庫補助金	70,215	Δ 18,553	51,662	1 農業費国庫補助金	Δ 18,553	地方創生推進交付金 Δ 9,275 地方創生臨時交付金 Δ 9,200 福島再生加速化交付金 Δ 78
6 商工費国庫補助金	405,245	Δ 238,869	166,376	1 商工費国庫補助金	Δ 238,869	地方創生推進交付金 Δ 7,903 地方創生臨時交付金 Δ 231,044 福島再生加速化交付金 78
7 土木費国庫補助金	2,426,932	Δ 458,033	1,968,899	1 土木管理費国庫補助金	Δ 12,568	防災・安全交付金 Δ 6,049 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費国庫補助金 Δ 6,519
				2 道路橋りょう費国庫補助金	Δ 67,860	社会資本整備総合交付金 Δ 18,022 防災・安全交付金 Δ 65,085 地方創生臨時交付金 Δ 6,753 臨時道路除雪事業費国庫補助金 22,000

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 土木費国庫補助金				4 都市計画費 国庫補助金	△ 374,828	地方創生臨時交付金 △ 2,640 社会資本整備総合交付金 △ 111,682 スマートウェルネス住宅等推進事業費国庫補助金 △ 256,000 地方創生推進交付金 △ 506 官民連携都市再生推進事業費国庫補助金 △ 4,000
				5 住宅費国庫 補助金	△ 2,777	社会資本整備総合交付金 △ 2,777
8 消防費国庫補助金	9,509	5,220	14,729	1 消防費国庫 補助金	5,220	地方創生臨時交付金 2,108 消防団設備整備費国庫補助金 3,112
9 教育費国庫補助金	1,960,744	△ 158,734	1,802,010	1 教育総務費 国庫補助金	△ 35,510	教育支援体制整備事業費国庫補助金 △ 1,565 緊急スクールカウンセラー等活用事業費国庫補助金 △ 33,945
				2 小中学校費 国庫補助金	△ 141,505	地方創生推進交付金 △ 826 教育支援体制整備事業費国庫補助金 △ 328 学校保健特別対策事業費国庫補助金 4,570 小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 △ 4,144 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 △ 1,175 中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 △ 4,000 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 △ 2,359

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
9 教育費国庫補助金						地方創生臨時交付金	△ 120,279
						小学校理科教育設備整備費等国庫補助金	△ 111
						へき地児童生徒援助費等国庫補助金	△ 2,379
						中学校理科教育設備整備費等国庫補助金	△ 112
						小学校学校施設環境改善交付金	△ 6,754
						公立学校情報機器整備費国庫補助金	△ 3,608
				3 社会教育費 国庫補助金	11,024	コミュニティ復興支援事業費国庫補助金	△ 6,954
		学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金	△ 869				
		地方創生臨時交付金	△ 12,191				
		文化財発掘調査事業費国庫補助金	△ 3,213				
		都市構造再編集中支援事業費国庫補助金	34,300				
		デジタル田園都市国家構想推進交付金	△ 49				
		4 保健体育費 国庫補助金	7,257	地方創生推進交付金	19,659		
				地方創生臨時交付金	△ 12,402		
10 災害復旧費国庫補助金	733	△ 733	0	1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	△ 733	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	△ 733
計	13,494,661	△ 814,822	12,679,839				

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費委託金	48,690	△ 89	48,601	3 生活保護費委託金	△ 22	遺族及び留守家族等事務国庫委託金 △ 19 厚生労働統計調査国庫委託金 △ 3
				4 心身障害者福祉費委託金	△ 67	全国在宅障害児・者等実態調査国庫委託金 △ 67
4 土木費委託金	10,526	△ 4,463	6,063	1 河川費委託金	△ 4,463	排水機場施設管理国庫委託金 △ 4,661 徳定川浄化施設管理国庫委託金 198
計	89,627	△ 4,552	85,075			

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,861,542	△ 359,688	5,501,854	5 災害救助費県負担金	△ 359,688	災害救助費繰替支弁金 △ 359,688
計	5,866,754	△ 359,688	5,507,066			

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	7,596	5,529	13,125	1 総務管理費 県補助金	5,529	ふくしま移住支援金給付費県補助金 4,800 消費者行政強化県交付金 △ 134 ICT推進市町村支援事業費県補助金 587 ホストタウン等交流支援事業費県補助金 276
2 民生費県補助金	1,720,054	114,072	1,834,126	3 老人福祉費 県補助金	△ 3,500	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 3,500
				4 児童福祉費 県補助金	47,480	子ども・子育て支援県交付金 4,623 認定こども園施設整備県交付金 42,857
				5 生活保護費 県補助金	△ 164	新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化県交付金 △ 164
				6 災害救助費 県補助金	70,256	福島県沖地震一部損壊住宅修理支援事業費県 補助金 70,256
3 衛生費県補助金	1,566,873	△ 658,553	908,320	1 保健衛生費 県補助金	△ 657,974	自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金 △ 240 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金 △ 472 健康増進事業費県補助金 △ 20 浄化槽設置整備事業費県補助金 △ 4,254 除染対策事業費県補助金 △ 660,808 放射線健康対策事業費県補助金 △ 1,227 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 費県補助金 627 年末年始等医療体制強化事業費県補助金 1,400 電源立地地域対策県交付金 4,400

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費県補助金						自宅療養者診療支援事業費県補助金 2,620
				2 清掃費県補助金	△ 579	産業廃棄物税県交付金 △ 579
4 農林水産業費県補助金	689,432	△ 68,962	620,470	1 農業費県補助金	△ 66,665	農業委員会費県交付金 △ 266
						農地利用最適化県交付金 308
						農地集積・集約化対策事業費県補助金 △ 16,452
						人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費県補助金 204
						経営所得安定対策等推進事業費県補助金 △ 2,152
						中山間地域等直接支払事業費県交付金 △ 623
						担い手づくり総合支援事業費県補助金 △ 11,460
						遊休農地等再生対策支援事業費県補助金 △ 715
						地域を支える新たな農業者等確保支援事業費県補助金 △ 4
						新規就農者育成総合対策事業費県補助金 △ 10,112
						自家消費型カーボンニュートラル調査事業費県補助金 △ 186
						消費者風評対策市町村支援事業費県交付金 △ 782
						環境保全型農業直接支払県交付金 △ 251
						環境保全型農業直接支払等県推進交付金 △ 8
福島県営農再開支援事業費県補助金 △ 26						

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金						狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助金 △ 598
						鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金 △ 962
						特定外来生物対策事業費県補助金 240
						産地生産力強化総合対策事業費県補助金 6,181
						強い野菜産地拡大特別対策事業費県補助金 △ 23,448
						多面的機能支払県交付金 △ 1,498
						農村地域防災減災事業費県補助金 △ 3,286
						狩猟技術向上等支援事業費県補助金 △ 370
						果樹ひょう害対策緊急支援事業費県補助金 △ 399
				2 林業費県補助金	△ 2,297	
			ふくしま森林再生事業県補助金 △ 6			
			森林環境県交付金 △ 1,551			
			里山林保全対策事業費県補助金 △ 684			
5 商工費県補助金	5,979	△ 1,454	4,525	1 商工費県補助金	△ 1,454	活力ある商店街支援事業費県補助金 △ 750
						消費者風評対策市町村支援事業費県交付金 △ 836
						地域創生総合支援事業費県補助金 132
6 土木費県補助金	325,636	△ 186,354	139,282	1 土木管理費県補助金	△ 2,507	木造住宅等耐震化支援事業費県補助金 △ 1,382
						建築物耐震化促進事業費県補助金 △ 1,125
				2 都市計画費県補助金	△ 183,847	
						ふくしま森林再生事業県補助金 △ 6

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育費県補助金	6,394	△ 1,670	4,724	1 小中学校費 県補助金	△ 1,670	森林環境県交付金 △ 293 放射線健康対策事業費県補助金 △ 1,155 公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金 △ 222
8 災害復旧費県補助金	52,261	△ 27,968	24,293	1 農林水産業 施設災害復 旧費県補助 金	△ 27,968	農地農業用施設災害復旧事業費県補助金 △ 27,968
計	4,374,225	△ 825,360	3,548,865			

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	765,096	△ 25,435	739,661	1 総務管理費 委託金	70	うつくしま権限移譲交付金 169 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金 △ 99
				3 選挙費委託 金	△ 25,197	参議院議員通常選挙県委託金 △ 5,549 県知事選挙県委託金 △ 8,865 県議会議員補欠選挙県委託金 △ 10,783
				4 統計調査費 委託金	△ 308	経済センサス調査区管理県委託金 △ 28 就業構造基本調査県委託金 △ 346

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金						住宅・土地統計調査単位区設定県委託金 66
3 衛生費委託金	3,736	3,378	7,114	1 保健衛生費委託金	3,378	県民健康調査費県委託金 △ 1 うつくしま権限移譲交付金 3,379
4 農林水産業費委託金	4,542	123	4,665	1 農業費委託金	123	うつくしま権限移譲交付金 123
5 商工費委託金	50	59	109	1 商工費委託金	59	うつくしま権限移譲交付金 59
6 土木費委託金	13,431	871	14,302	1 土木管理費委託金	165	うつくしま権限移譲交付金 165
				3 河川費委託金	706	河川環境保全事業県委託金 736 県管理河川水門等管理県委託金 △ 30
7 教育費委託金	0	35,650	35,650	1 教育総務費委託金	35,650	緊急スクールカウンセラー等活用事業費県委託金 35,650
計	788,275	14,646	802,921			

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	13,679	△ 348	13,331	1 利子及び配当金	△ 348	財政調整基金利子 △ 95 減債基金利子 △ 19

18款 県支出金

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 利子及び配当金						きずな基金利子	△ 6
						地方創生応援基金利子	2
						福祉施設整備基金利子	△ 9
						保健衛生施設整備基金利子	△ 91
						環境基金利子	△ 8
						農業水利施設等保全再生事業基金利子	△ 52
						森林環境譲与税基金利子	△ 8
						市有林基金利子	△ 6
						水と緑のまちづくり基金利子	4
						篤志奨学資金給与基金利子	24
						学校施設整備基金利子	△ 3
						文化施設整備基金利子	△ 39
						音楽堂整備基金利子	△ 35
美術品取得基金利子	△ 7						
計	70,220	△ 348	69,872				

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	105,624	4,224	109,848	2 立木売払収入	4,224	立木売払収入 4,224
計	109,795	4,224	114,019			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	223,168	△ 89,321	133,847	1 ふるさと納税寄附金	△ 33,753	こおりやま応援寄附金 △ 33,753
				2 地方創生応援税制寄附金	△ 55,568	地方創生応援寄附金 △ 55,568
2 総務費寄附金	322	205	527	1 総務管理費寄附金	205	交通遺児激励寄附金 205
3 民生費寄附金	10,809	6,881	17,690	1 老人福祉費寄附金	300	高齢化社会対策推進寄附金 300
				2 児童福祉費寄附金	6,551	子育て支援推進寄附金 6,551
				3 社会福祉費寄附金	30	社会福祉対策寄附金 30

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 衛生費寄附金	650	1,363	2,013	1 保健衛生費寄附金	1,363	環境寄附金 1,286 保健衛生対策寄附金 77
5 土木費寄附金	1	8	9	1 都市計画費寄附金	8	水と緑のまちづくり基金寄附金 8
6 教育費寄附金	61,113	1,310	62,423	1 小中学校費寄附金	1,095	奨学資金給与費寄附金 1,095
				2 社会教育費寄附金	165	文化施設整備寄附金 165
				3 保健体育費寄附金	50	体育施設整備寄附金 50
計	296,063	△ 79,554	216,509			

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 駐車場事業繰入金	17,217	72,832	90,049	1 駐車場事業繰入金	72,832	駐車場事業繰入金 72,832

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	18,673	2	18,675	1 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	2	郡山駅西口市街地再開発事業繰入金 2
計	454,018	72,834	526,852			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 減債基金繰入金	3,090	9,266	12,356	1 減債基金繰入金	9,266	減債基金繰入金 9,266
4 地方創生応援基金繰入金	11,200	26,037	37,237	1 地方創生応援基金繰入金	26,037	地方創生応援基金繰入金 26,037
5 すこやか子育て基金繰入金	20,000	△ 3,500	16,500	1 すこやか子育て基金繰入金	△ 3,500	すこやか子育て基金繰入金 △ 3,500
6 保健衛生施設整備基金繰入金	704,241	△ 120,711	583,530	1 保健衛生施設整備基金繰入金	△ 120,711	保健衛生施設整備基金繰入金 △ 120,711

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 環境基金繰入金	10,000	△ 2,350	7,650	1 環境基金繰入金	△ 2,350	環境基金繰入金 △ 2,350
9 森林環境譲与税基金繰入金	19,667	△ 4,500	15,167	1 森林環境譲与税基金繰入金	△ 4,500	森林環境譲与税基金繰入金 △ 4,500
10 消防力整備基金繰入金	9,655	△ 3,425	6,230	1 消防力整備基金繰入金	△ 3,425	消防力整備基金繰入金 △ 3,425
11 篤志奨学資金給与基金繰入金	8,901	△ 404	8,497	1 篤志奨学資金給与基金繰入金	△ 404	篤志奨学資金給与基金繰入金 △ 404
計	7,093,161	△ 99,587	6,993,574			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,057,040	171,281	1,228,321	2 雑入	171,281	災害義援金 158,066 シティプロモーション推進事業費負担金 △ 73 経営継承・発展等支援事業費補助金 △ 500 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 △ 4,091 農業者年金業務委託手数料 138

21款 繰入金

23款 諸収入

(款) 23 諸収入
(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入						一般財団法人自治体国際化協会助成金 196 みらいを描く市町村等支援事業助成金 △ 4,174 広域観光連携事業費負担金 △ 539 NEXCO東日本助成金 △ 6 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金 5,444 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 △ 12 企業会計人件費負担金 16,832
計	1,057,127	171,281	1,228,408			

(款) 24 市債
(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	15,600	△ 800	14,800	1 総務管理債	△ 800	庁舎施設等整備事業債 △ 800
2 民生債	263,100	△ 25,494	237,606	2 災害救助債	△ 25,494	災害援護資金貸付事業債 △ 25,494
3 衛生債	3,994,400	△ 2,404,200	1,590,200	1 清掃債	△ 2,404,200	一般廃棄物処理事業債 △ 2,404,200
4 農林水産業債	1,089,100	△ 33,900	1,055,200	1 農業債	△ 31,000	農業農村整備事業債 △ 31,000
				2 林業債	△ 2,900	林道整備事業債 △ 2,900
5 商工債	109,300	△ 4,900	104,400	1 商工債	△ 4,900	観光振興施設整備事業債 △ 4,900

23款 諸収入

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額					
6 土木債	3,032,800	△ 104,300	2,928,500	1 道路橋りょう債	△ 43,500	道路整備事業債 △ 43,500				
				2 河川債	△ 43,100	河川整備事業債 △ 43,100				
				3 都市計画債	△ 4,000	街路整備事業債 △ 500				
						公園整備事業債 △ 3,500				
4 住宅債	△ 13,700	公営住宅建設事業債 △ 3,300								
		公共施設等除却事業債 △ 10,400								
7 消防債	92,300	△ 6,900	85,400	1 消防債	△ 6,900	消防防災設備整備事業債 △ 6,900				
8 教育債	2,449,800	△ 471,700	1,978,100	1 小中学校債	△ 93,100	小学校教育施設等整備事業債 △ 80,800				
						中学校教育施設等整備事業債 △ 7,500				
公共施設等除却事業債 △ 4,800										
9 災害復旧債	1,374,800	△ 389,600	985,200	2 社会教育債	△ 378,600	社会教育施設整備事業債 △ 378,600				
						1 農林水産施設災害復旧債	△ 2,500	農地農業用施設災害復旧事業債 △ 2,500		
								2 文教施設災害復旧債	△ 369,500	公立学校施設災害復旧事業債 △ 36,000
										社会教育施設災害復旧事業債 △ 293,900
				保健体育施設災害復旧事業債 △ 39,600						
3 総務施設災害復旧債	△ 1,600	市民福祉施設災害復旧事業債 △ 1,600								
4 民生施設災害復旧債	△ 4,200	社会福祉施設等災害復旧事業債 △ 4,200								

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 災害復旧債				5 労働施設災害復旧債	△ 3,400	労働施設災害復旧事業債 △ 3,400
				6 商工施設災害復旧債	△ 1,900	観光振興施設災害復旧事業債 △ 1,900
				7 公共土木施設災害復旧債	△ 6,500	道路橋りょう災害復旧事業債 △ 6,500
計	15,119,900	△ 3,441,794	11,678,106			

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 総務法務費	760,376	0	760,376	特定財源	△703			◎長期避難者等支援事業費	0
				国・県	97			○長期避難者等支援事業費★	0
				市債	△800			◎車両管理費	0
				一般財源	703			○公用車の調達及び運行管理事業費★	0
	特定財源の内訳								
	(国) 被災者支援総合交付金				△95				
	(国) 個人番号カード交付事務費国庫補助金				192				
	(市債) 庁舎施設等整備事業債				△800				
4 職員厚生費	1,316,976	282,386	1,599,362	特定財源	△1,320	3 職員手当等	282,386	◎退職手当費	282,386
				国・県	△1,320			◎職員福利厚生費	0
				一般財源	283,706				
	特定財源の内訳								
	(国) 地方創生臨時交付金				△1,320				
6 政策開発費	278,386	983	279,369	特定財源	2,892	12 委託料	△1,020	◎地方創生費	△5,600
				国・県	△4,710	18 負担金補助及び交付金	△5,600	○移住・定住促進事業費★	△5,600
				その他	7,602	24 積立金	7,603	◎まちづくり基本指針費	△1,020
				一般財源	△1,909			○あすまち郡山推進事業費★	△1,020
	特定財源の内訳								
	(国) 地方創生推進交付金				△9,510				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
6 政策開発費	(県) ふくしま移住支援金給付費県補助金 (他) 地方創生応援基金利子 (他) 地方創生応援寄附金			4,800 2 7,600			◎地方創生応援基金費 7,603
7 情報政策費	1,497,461	△8,707	1,488,754	特定財源 △4,414 国・県 △4,414 一般財源 △4,293	12 委託料	△8,707	◎情報政策推進事業費 △8,707 ○デジタルファースト推進事業費★ △8,707 ○ICTを活用した働き方改革推進事業費★ 0
	特定財源の内訳			(国) デジタル基盤改革支援事業費国庫補助金 △5,001 (県) ICT推進市町村支援事業費県補助金 587			
9 財政管理費	5,137,782	2,092,978	7,230,760	特定財源 182,977 その他 182,977 一般財源 1,910,001	24 積立金	2,092,978	◎財政調整基金費 1,909,905 ◎減債基金費 △19 ◎きずな基金費 183,092
	特定財源の内訳			(他) 財政調整基金利子 △95 (他) 減債基金利子 △19 (他) きずな基金利子 △6 (他) こおりやま応援寄附金 25,031 (他) 災害義援金 158,066			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明						
					区分	金額							
10 財産管理費	253,423	74,055	327,478	特定財源	74,055	27 繰出金	74,055	◎熱海温泉事業費	74,055				
				国・県	74,055								
特定財源の内訳													
(国) 地方創生臨時交付金					74,055								
13 市民協働推進費	290,143	△1,421	288,722	特定財源	△1,014	11 役務費	△3	◎職員給与費	0				
				国・県	△1,014	12 委託料	△561	◎市民協働推進事業費	△857				
				一般財源	△407	18 負担金補助及び交付金	△857	○協働のまちづくり推進事業費★	△857				
				特定財源の内訳						◎自治振興費	△564		
(国) 地方創生臨時交付金					△754			○町内会DX推進事業費★	△564				
(国) 地方創生推進交付金					△429								
(県) うつくしま権限移譲交付金					169								
14 男女共同参画費	103,734	△197	103,537	特定財源	444	7 報償費	△13	◎男女共同参画推進費	0				
				国・県	444	8 旅費	△56	○男女共同参画推進事業費★	0				
				一般財源	△641	10 需用費	△107						
				特定財源の内訳						11 役務費	△21	◎男女共同参画センター費	0
				(国) 地域女性活躍推進交付金					543			◎女性活躍推進費	0
(県) 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金					△99			○女性活躍推進事業費★	0				
								◎人権啓発活動推進費	△197				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明						
					区分	金額							
14 男女共同参画費							○人権啓発活動推進事業費★ △197						
15 市民安全費	344,248	△1,813	342,435	特定財源	△1,048	7 報償費	△36	◎消費生活センター費 △306					
				国・県	△1,253	8 旅費	△251	◎防犯灯費 △719					
				その他	205	10 需用費	△248	◎交通安全推進費 0					
				一般財源	△765	11 役務費	△219	◎セーフコミュニティ推進事業費 △788					
						12 委託料	△340						
						14 工事請負費	△719	○セーフコミュニティ推進事業費★ △788					
特定財源の内訳													
(国) 地方創生推進交付金				△631									
(国) 防災・安全交付金				△488									
(県) 消費者行政強化県交付金				△134									
(他) 交通遺児激励寄附金				205									
16 国際政策費	137,203	△2	137,201	特定財源	675	12 委託料	△2	◎シティプロモーション推進事業費 △2					
				国・県	275			○シティプロモーション推進事業費★ △2					
				その他	400			◎都市交流費 0					
				一般財源	△677			○ホストタウン・都市間等交流推進事業費★ 0					
				特定財源の内訳									
				(国) 福島再生加速化交付金				△1					
(県) ホストタウン等交流支援事業費県補助金				276									
(他) 一般財団法人自治体国際化協会助成金				400									

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	13,131,973	2,438,262	15,570,235	特定財源 252,544 国・県 62,160 市債 △800 その他 191,184 一般財源 2,185,718			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	952,964	△56,869	896,095	特定財源 18,631	8 旅費	△48	◎職員給与費 0
				国・県 18,631	10 需用費	△25,790	◎戸籍事務費 △6,723
				一般財源 △75,500	11 役務費	△6,000	◎個人番号カード事務
					12 委託料	△23,830	費 △50,146
					13 使用料及び賃借料	△1,201	
特定財源の内訳							
				(国) 個人番号カード交付事務費国庫補助金 43,406			
				(国) 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 △13			
				(国) マイナポイント事業費国庫補助金 △24,762			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	962,805	△56,869	905,936	特定財源 18,631 国・県 18,631 一般財源 △75,500			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	372,102	△46,218	325,884	特定財源 △25,197	1 報酬	△857	◎職員給与費 0
				国・県 △25,197	7 報償費	△6,879	◎参議院議員通常選挙
				一般財源 △21,021	8 旅費	△315	費 △17,936
					10 需用費	△6,613	◎県知事選挙費 △17,504
					11 役務費	△6,867	◎県議会議員補欠選挙
					12 委託料	△21,154	費 △10,778
					13 使用料及び 賃借料	△3,179	
					17 備品購入費	△354	
計	372,102	△46,218	325,884	特定財源 △25,197 国・県 △25,197 一般財源 △21,021			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 統計調査費	44,759	△299	44,460	特定財源	112	1 報酬	△47	◎職員給与費	0
				国・県	112	7 報償費	△16	◎基幹統計調査費	△299
				一般財源	△411	8 旅費	△41	○就業構造基本調査	
						10 需用費	△80	費	△218
						11 役務費	△115		
特定財源の内訳									
(県) 経済センサス調査区管理県委託金				△28					
(県) 就業構造基本調査県委託金				74					
(県) 住宅・土地統計調査単位区設定県委託金				66					
計	44,759	△299	44,460	特定財源	112				
				国・県	112				
				一般財源	△411				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会福祉総務費	2,972,673	2,275	2,974,948	特定財源	2,275	24 積立金	2,275	◎福祉施設整備基金費	2,245
				その他	2,275			◎福祉基金費	30
特定財源の内訳									
(他) 福祉施設整備基金利子				△9					

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	(他) こおりやま応援寄附金 (他) 社会福祉対策寄附金			2,254 30			
2 婦人保護費	166	0	166	特定財源 国・県 一般財源 △41 △41 41			◎婦人保護費 0
	特定財源の内訳 (国) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金			△41			
3 国保年金費	2,907,068	△196	2,906,872	一般財源 △196	27 繰出金	△196	◎国民健康保険事業費 △196
計	5,879,907	2,079	5,881,986	特定財源 国・県 その他 一般財源 2,234 △41 2,275 △155			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 障害福祉費	6,859,016	△10,241	6,848,775	特定財源	△8,782	10 需用費	△8,968	◎障害者福祉総務費	0
				国・県	△8,782	11 役務費	△184	◎地域生活支援事業費	△184
				一般財源	△1,459	18 負担金補助 及び交付金	△1,089	◎緑豊園費	△2,128
				特定財源の内訳				◎花かつみ豊心園費	△6,840
(国) 地域生活支援事業費等国庫補助金		△4,804	○花かつみ豊心園改 修費★		△3,205				
(国) 障害者総合支援事業費国庫補助金		4,130	◎障害者援護施設整備 補助事業費		△1,089				
(国) 地方創生臨時交付金		△8,041							
(国) 全国在宅障害児・者等実態調査国庫委託金		△67							
計	7,025,913	△10,241	7,015,672	特定財源	△8,782				
				国・県	△8,782				
				一般財源	△1,459				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 健康長寿費	1,242,191	3,712	1,245,903	特定財源	23,248	24 積立金	3,712	◎在宅福祉事業費	0
				国・県	17,672			○高齢者健康長寿サポート事業費★	0
				その他	5,576			◎生きがい対策事業費	0
				一般財源	△19,536			○長寿社会対策推進事業費★	0
	特定財源の内訳							◎高齢化社会対策基金費	3,712
				(国) 地方創生推進交付金	17,672				
				(他) こおりやま応援寄附金	3,412				
				(他) 高齢化社会対策推進寄附金	300				
				(他) 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金	1,864				
2 地域包括ケア推進費	272,065	△211	271,854	特定財源	△272	7 報償費	△170	◎地域包括ケア推進総務費	△211
				国・県	△272	8 旅費	△36		
				一般財源	61	10 需用費	△3		
						11 役務費	△2		
				特定財源の内訳					
				(国) 地方創生臨時交付金	△272				
3 介護保険事業費	4,497,119	△11,203	4,485,916	特定財源	△1,940	18 負担金補助及び交付金	△3,500	◎介護保険事業費	△7,703
				国・県	△1,940			◎老人福祉施設等整備補助事業費	△3,500
				一般財源	△9,263	27 繰出金	△7,703		

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
3 介護保険事業費	特定財源の内訳						
				(国) 地方創生臨時交付金	1,560		
				(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金	△3,500		
4 後期高齢者医療費	3,630,974	△572	3,630,402	一般財源	△572	27 繰出金	◎後期高齢者医療事業費 △572
計	9,642,349	△8,274	9,634,075	特定財源	21,036		
				国・県	15,460		
				その他	5,576		
				一般財源	△29,310		

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 こども政策費	1,483,752	14,322	1,498,074	特定財源	55,561	10 需用費	△5	◎職員給与費	0
				国・県	33,552	11 役務費	△140	◎児童福祉総務費	△3,580
				その他	22,009	12 委託料	△2,604	◎子育て環境整備費	△1,151
				一般財源	△41,239	18 負担金補助及び交付金	△4,953	○個人積算線量測定事業費★	△1,012
				特定財源の内訳		22 償還金利息及び割引料	15	○結婚新生活支援事業費★	△124
			(国) コミュニティ復興支援事業費国庫補助金	△15					

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 こども政策 費	(国) 福島再生加速化交付金				△986	24 積立金	22,009	◎すこやか子育て基金	
	(国) 保育対策総合支援事業費国庫補助金				12,302			費	22,009
	(国) 地方創生臨時交付金				△2,288			◎放課後児童クラブ費	0
	(国) 地域少子化対策重点推進交付金				△62			○放課後児童クラブ	
	(国) 保育所等整備交付金				△16,002			運営事業費★	0
	(国) 地域子供の未来応援交付金				△1,014			◎民間放課後児童クラ	
	(国) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金				△1,240			ブ補助事業費	0
	(県) 認定こども園施設整備県交付金				42,857			○民間放課後児童ク	
	(他) こおりやま応援寄附金				15,458			ラブ補助事業費★	0
	(他) 子育て支援推進寄附金				6,551			◎民間認可保育所費	△2,956
							○認可保育所等整備		
							補助事業費★	△2,956	
2 こども家庭 支援費	10,078,140	△127,845	9,950,295	特定財源	383,259	10 需用費	△790	◎職員給与費	0
				国・県	385,359	11 役務費	△1,047	◎子ども家庭総合支援	
				その他	△2,100	12 委託料	△8	拠点費	0
				一般財源	△511,104	19 扶助費	△126,000	○LINE子ども・	
								子育て相談事業費★	0
								◎母子福祉対策費	0
特定財源の内訳								◎児童手当等支給費	△127,057
				(国) 子ども・子育て支援交付金	4,623			◎こども総合支援セン	
				(国) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強				ター費	△788
				化交付金	398,139				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
2 こども家庭 支援費				(国) ヤングケアラー支援体制強化事業費国庫補助金	△1,906			◎ファミリーサポート センター事業費 ○ファミリーサポ ートセンター事業費★ ◎地域子育て支援セン ター費				
				(国) 地方創生臨時交付金	388,377					0		
				(国) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助 金	1,503					0		
				(国) 母子家庭等対策費国庫補助金	△410,000							
				(県) 子ども・子育て支援県交付金	4,623							
				(他) すこやか子育て基金繰入金	△2,100							
3 保育費	11,376,744	9,542	11,386,286	特定財源	△129,232	7 報償費	△1,449	◎児童福祉総務費	5,397			
				国・県	△127,832	8 旅費	△301	○保育士・保育所支 援センター事業費★	5,397			
				その他	△1,400	12 委託料	△78	◎公立保育所費	△2,234			
				一般財源	138,774	17 備品購入費	△3,466	○公立保育所児童カ ウンセリング事業費 ★	△915			
						22 償還金利子 及び割引料	14,836	○保育所DX化推進 事業費★	969			
				特定財源の内訳							◎民間認可保育所費	△470
				(国) 地方創生臨時交付金				△127,832			○民間認可保育所児 童カウンセリング事 業費★	△913
				(他) すこやか子育て基金繰入金				△1,400			○特定教育・保育施 設等補助事業費★	443

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
3 保育費							◎認可外保育施設費 2,436 ○認可外保育施設支援事業費★ 2,436 ◎特別保育推進事業費 4,413 ○病児・病後児保育事業費★ 0 ○医療的ケア児保育支援事業費★ 4,413 ◎私立幼稚園費 0 ○私立幼稚園運営費補助事業費★ 0
4 児童障害福祉費	1,412,243	0	1,412,243	特定財源 △4,775 国・県 △4,775 一般財源 4,775			◎心身障害児福祉費 0
	特定財源の内訳						
	(国) 障害者総合支援事業費国庫補助金				△4,775		
計	24,350,879	△103,981	24,246,898	特定財源 304,813 国・県 286,304 その他 18,509 一般財源 △408,794			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 生活保護費	6,136,026	△240	6,135,786	特定財源	△474	8 旅費	△19	◎生活保護事務費	△19
				国・県	△474	10 需用費	△218	◎生活保護施設費	△218
				一般財源	234	11 役務費	△3	◎厚生労働統計調査費	△3
				特定財源の内訳					
				(国) 地方創生臨時交付金	△288				
				(国) 遺族及び留守家族等事務国庫委託金	△19				
				(国) 厚生労働統計調査国庫委託金	△3				
				(県) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化県交付金	△164				
計	6,136,026	△240	6,135,786	特定財源	△474				
				国・県	△474				
				一般財源	234				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 災害救助費	625,432	△348,640	276,792	特定財源	△346,174	11 役務費	△67	◎災害救助費	△323,146
				国・県	△320,680	19 扶助費	△323,079	◎災害援護資金費	△25,494
				市債	△25,494	20 貸付金	△25,494		
				一般財源	△2,466				
	特定財源の内訳								
				(国) 地方創生臨時交付金	10,200				
				(県) 災害救助費繰替支弁金	△401,136				
				(県) 福島県沖地震一部損壊住宅修理支援事業費県補助金	70,256				
				(市債) 災害援護資金貸付事業債	△25,494				
計	625,432	△348,640	276,792	特定財源	△346,174				
				国・県	△320,680				
				市債	△25,494				
				一般財源	△2,466				

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 保健所総務費	386,130	△6,639	379,491	特定財源	△7,054	7 報償費	△2,099	◎職員給与費	0			
				国・県	△7,054	8 旅費	△571	◎保健所総務費	△2,653			
				一般財源	415	10 需用費	△1,922	◎保健所費	0			
						11 役務費	△200	◎放射線健康管理センター費	△3,986			
				特定財源の内訳					12 委託料	△1,847	○内部被ばく検査事業費★	△1,511
				(国) 福島再生加速化交付金				△3,769			○自家消費野菜等放射能検査事業費★	△2,475
				(国) 地方創生臨時交付金				△3,044				
				(県) 自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金				△240				
				(県) 県民健康調査費県委託金				△1				
				2 保健所健康政策費	459,251	△16,396	442,855	特定財源	△13,410	7 報償費	△1,724	◎保健所健康政策費
国・県	△13,487	8 旅費	△944					○SDGs推進全世界健康都市圏事業費★	△11,533			
その他	77	10 需用費	△123					◎医療従事者総合支援事業費	△3,064			
一般財源	△2,986	11 役務費	△212					◎休日・夜間急病センター費	△1,021			
特定財源の内訳									18 負担金補助及び交付金	△2,819	○休日・夜間急病センター運営事業費★	△1,021
(国) 地方創生臨時交付金								△11,763				
(国) 地方創生推進交付金								△5,744				
(県) 年末年始等医療体制強化事業費県補助金								1,400				
(県) 自宅療養者診療支援事業費県補助金								2,620				
(他) 保健衛生対策寄附金								77				

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 保健所保健 ・感染症費	3,437,110	0	3,437,110	特定財源	△15,249		◎職員給与費 0
				国・県	△15,249		
				一般財源	15,249		○特定感染症検査等 対策事業費★ 0
				特定財源の内訳			○新型コロナウイルス 対策医療機関支援 事業費★ 0
				(国) 感染症予防事業費国庫負担金	6,762		◎精神保健福祉費 0
				(国) 結核医療費国庫負担金	△359		○精神保健福祉事業 費★ 0
				(国) 地方創生臨時交付金	△24,443		
				(国) 特定感染症検査事業費等国庫補助金	△460		
				(国) 感染症対策特別促進事業費国庫補助金	△234		
				(国) 新型コロナウイルス感染症対応心のケア支援事 業費国庫補助金	106		
				(県) うつくしま権限移譲交付金	3,379		
4 保健所健康 づくり費	1,155,156	0	1,155,156	特定財源	2,627		◎生活習慣病対策推進 事業費 0
				国・県	△941		
				その他	3,568		◎健康増進事業費 0
				一般財源	△2,627		○健康増進事業費★ 0
				特定財源の内訳			◎後期高齢者健康診査 事業費 0
				(国) 感染症予防事業費等国庫補助金	△449		
				(県) 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金	△472		
				(県) 健康増進事業費県補助金	△20		

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
4 保健所健康づくり費				(他) 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金 3,580 (他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 △12			
7 食肉衛生検査費	179,088	0	179,088	特定財源 △14 国・県 △14 一般財源 14			◎食肉衛生検査費 0
	特定財源の内訳			(国) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 △14			
8 母子保健衛生費	1,123,810	△32,169	1,091,641	特定財源 △23,136 国・県 △23,136 一般財源 △9,033	11 役務費 △364 12 委託料 △77 19 扶助費 △31,728		◎母子保健推進活動費 △32,169 ○幼児歯科保健事業費★ 0 ○幼児肥満予防対策事業費★ 0
	特定財源の内訳			(国) 地方創生臨時交付金 △26,535 (国) 地方創生推進交付金 3,399			
9 環境政策費	502,036	2,696	504,732	特定財源 10,781 国・県 4,508 その他 6,273 一般財源 △8,085	12 委託料 △3,650 14 工事請負費 △1,380 18 負担金補助及び交付金 △2,350 24 積立金 10,076		◎職員給与費 0 ◎環境政策費 △2,350 ○地球温暖化対策事業費★ △2,350 ◎環境基金費 7,233

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 環境政策費	特定財源の内訳						◎保健衛生施設整備基金費 576
				(国) 地方創生臨時交付金 108			
				(県) 電源立地地域対策県交付金 4,400			◎東山悠苑費 △1,450
				(他) 東山霊園管理手数料 2,266			◎東山霊園費 △1,313
				(他) 保健衛生施設整備基金利子 △91			
				(他) 環境基金利子 △8			
				(他) こおりやま応援寄附金 6,620			
				(他) 環境寄附金 1,286			
				(他) 保健衛生施設整備基金繰入金 △1,450			
				(他) 環境基金繰入金 △2,350			
11 浄化槽対策費	108,313	△14,204	94,109	特定財源 △6,273	18 負担金補助及び交付金	△14,204	◎浄化槽対策費 △14,204
				国・県 △6,273			○浄化槽污水处理対策補助事業費★ △14,204
				一般財源 △7,931			
	特定財源の内訳						
				(国) 循環型社会形成推進交付金 △2,019			
				(県) 浄化槽設置整備事業費県補助金 △4,254			
12 医療介護病院費	76,655	0	76,655	特定財源 △1			◎医療介護病院費 0
				国・県 △1			
				一般財源 1			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
12 医療介護病院費				特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金 $\Delta 628$ (県) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 県補助金 627			
13 原子力災害対策費	1,518,809	$\Delta 662,035$	856,774	特定財源 $\Delta 662,035$ 国・県 $\Delta 662,035$	11 役務費	$\Delta 1,425$	◎除染管理費 $\Delta 660,808$
					12 委託料	$\Delta 155,889$	○放射線量等見える 化事業費★ $\Delta 2,471$
					13 使用料及び 賃借料	$\Delta 2,011$	◎原子力災害対策事業 費 $\Delta 1,227$
					14 工事請負費	$\Delta 502,710$	○線量計貸与事業費 ★ $\Delta 1,227$
				特定財源の内訳 (県) 除染対策事業費県補助金 $\Delta 660,808$ (県) 放射線健康対策事業費県補助金 $\Delta 1,227$			
14 ワクチン接種費	3,522,635	$\Delta 515,641$	3,006,994	特定財源 $\Delta 515,641$ 国・県 $\Delta 515,641$	1 報酬	$\Delta 1$	◎新型コロナウイルス
					12 委託料	$\Delta 515,640$	ワクチン接種事業費 $\Delta 515,641$
				特定財源の内訳 (国) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 $\Delta 471,760$ (国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 $\Delta 43,881$			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	12,940,413	△1,244,388	11,696,025	特定財源 △1,229,405 国・県 △1,239,323 その他 9,918 一般財源 △14,983			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 清掃費	10,417,472	△287,422	10,130,050	特定財源 △2,674,940 国・県 △151,479 市債 △2,404,200 その他 △119,261 一般財源 2,387,518	10 需用費	△15,984	◎富久山クリーンセンター費 △15,080 ◎河内クリーンセンター費 △1,075 ◎河内埋立処分場費 △101,022 ○河内埋立処分場第4期埋立地拡張事業費★ △101,022 ◎産業廃棄物対策費 △579 ○廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業費★ △579				
					11 役務費	△8,416					
					12 委託料	△302					
					14 工事請負費	△100,891					
					17 備品購入費	△579					
					18 負担金補助及び交付金	△161,250					
					特定財源の内訳						
					(国) 循環型社会形成推進交付金				△41,572		
					(国) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金				△108,244		
					(国) 地方創生臨時交付金				△1,084		
(県) 産業廃棄物税県交付金				△579							
(市債) 一般廃棄物処理事業債				△2,404,200							

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃費	(他) 保健衛生施設整備基金繰入金			△119,261			◎災害等廃棄物処理事業費 △169,666
計	10,417,472	△287,422	10,130,050	特定財源 △2,674,940 国・県 △151,479 市債 △2,404,200 その他 △119,261 一般財源 2,387,518			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	131,491	△6,251	125,240	特定財源 △8,982 国・県 △8,982 一般財源 2,731	10 需用費 18 負担金補助及び交付金	△1,980 △4,271	◎雇用対策費 △4,271 ◎労働福祉会館費 △1,980
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金			△8,982			
計	132,754	△6,251	126,503	特定財源 △8,982 国・県 △8,982 一般財源 2,731			

4款 衛生費

5款 労働費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 農業委員会費	160,720	△3,141	157,579	特定財源	△3,979	10 需用費	△202	◎職員給与費	0
				国・県	△4,117	11 役務費	△2,234	◎農業委員費	0
				その他	138	12 委託料	△705	◎農業者年金事務費	0
				一般財源	838			◎農地基本台帳費	△2,653
	特定財源の内訳							◎農地利用状況調査事業費	△488
				(県) 農業委員会費県交付金	△266				
				(県) 農地利用最適化県交付金	308				
				(県) 農地集積・集約化対策事業費県補助金	△4,282				
				(県) うつくしま権限移譲交付金	123				
				(他) 農業者年金業務委託手数料	138				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 農業政策費	465,467	△41,208	424,259	特定財源	△41,227	7 報償費	△72	◎職員給与費	0
				国・県	△40,727	8 旅費	△39	◎地域農政推進事業費	△480
				その他	△500	10 需用費	△115	○農学研究成果活用	
				一般財源	19	11 役務費	△42	推進事業費★	△480
						12 委託料	△2,130	◎中山間地域農業活性化	
				特定財源の内訳		13 使用料及び	△258	化対策事業費	△1,175
				(国) 地方創生推進交付金	△126	賃借料		○中山間地域等直接	
				(国) 地方創生臨時交付金	△3,383	18 負担金補助	△38,552	支払事業費★	△1,175
				(県) 農地集積・集約化対策事業費県補助金	△12,170	及び交付金		◎人・農地プラン事業	
				(県) 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費県				費	△13,169
				補助金	204			○人・農地プラン事	
				(県) 経営所得安定対策等推進事業費県補助金	△2,152			業費★	△13,169
				(県) 中山間地域等直接支払事業費県交付金	△623			◎稲作近代化推進費	△4,768
				(県) 担い手づくり総合支援事業費県補助金	△11,460			◎農業改良事業費	△21,616
				(県) 遊休農地等再生対策支援事業費県補助金	△715			○豊かな地域農業を	
				(県) 地域を支える新たな農業者等確保支援事業費県				担う農家育成事業費	
				補助金	△4			★	△21,616
(県) 新規就農者育成総合対策事業費県補助金	△10,112								
(県) 自家消費型カーボンニュートラル調査事業費県									
補助金	△186								
(他) 経営継承・発展等支援事業費補助金	△500								

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 農業振興費	492,309	△23,689	468,620	特定財源	△35,487	8 旅費	△497	◎稲作近代化推進費	△511
				国・県 その他 一般財源	△35,467 △20 11,798	10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	△15 △280 △200 △22,697	○稲作農業確立対策 事業費★ ◎農業改良事業費 ○環境保全型農業直 接支援対策事業費★ ○郡山地域産業6次 化推進事業費★ ○果樹農業6次産業 化プロジェクト事業 費★ ○郡山産農産物等販 売促進事業費★ ○農産物等海外連携 事業費★ ○農福連携推進事業 費★ ◎農作物災害対策費 ○鳥獣被害防止総合 対策事業費★ ◎園芸振興センター費 ◎園芸振興奨励費	△511 △511 △1,840 △345 0 △558 △937 0 0 △1,394 △968 0 △19,925
	特定財源の内訳								
				(国) 地方創生推進交付金	△9,149				
				(国) 地方創生臨時交付金	△5,817				
				(国) 福島再生加速化交付金	△78				
				(県) 消費者風評対策市町村支援事業費県交付金	△782				
				(県) 環境保全型農業直接支払県交付金	△251				
				(県) 環境保全型農業直接支払等県推進交付金	△8				
				(県) 福島県営農再開支援事業費県補助金	△26				
				(県) 狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助 金	△598				
				(県) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金	△962				
				(県) 特定外来生物対策事業費県補助金	240				
				(県) 産地生産力強化総合対策事業費県補助金	6,181				
				(県) 強い野菜産地拡大特別対策事業費県補助金	△23,448				
				(県) 狩猟技術向上等支援事業費県補助金	△370				
				(県) 果樹ひょう害対策緊急支援事業費県補助金	△399				
				(他) 地方創生応援基金繰入金	△20				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 農業振興費							○こおりやま園芸産地づくり支援事業費★ ◎水産振興奨励費 ○鯉6次産業化プロジェクト事業費★	
							△19,925 △19 △19	
4 農地費	1,960,128	△35,770	1,924,358	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源	△35,836 △4,784 △31,000 △52 66	12 委託料 14 工事請負費 18 負担金補助及び交付金 21 補償補填及び賠償金 24 積立金	△8,395 △25,149 △1,998 △176 △52	◎農道水路等費 ○農業用施設整備事業費★ ○ため池防災・減災事業費★ ◎多面的機能支払交付金事業費 ○多面的機能支払交付金事業費★ ◎ため池放射性物質対策事業費
				特定財源の内訳 (県) 多面的機能支払県交付金 (県) 農村地域防災減災事業費県補助金 (市債) 農業農村整備事業債 (他) 農業水利施設等保全再生事業基金利子	△1,498 △3,286 △31,000 △52		△33,720 △5,551 △28,169 △1,998 △1,998 △52	
5 総合地方卸売市場費	474,222	△11,853	462,369	一般財源	△11,853	27 繰出金	△11,853	◎総合地方卸売市場費
6 農業集落排水事業費	546,372	△2,245	544,127	一般財源	△2,245	23 投資及び出資金	△2,245	◎農業集落排水事業費
								△2,245

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,099,218	△117,906	3,981,312	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源	△116,529 △85,095 △31,000 △434 △1,377		

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	339,905	△11,439	328,466	特定財源	△5,487	7 報償費	△41	◎職員給与費	0
				国・県	△2,297	8 旅費	△112	◎森林整備事業費	△2,029
				市債	△2,900	10 需用費	△453	○森林整備事業費★	△2,029
				その他	△290	11 役務費	△2	◎森林保護対策事業費	△3,422
				一般財源	△5,952	12 委託料	△13,406	◎森林公園費	△25
						14 工事請負費	△2,960	◎ふくしま森林再生事業費	△4,631
						18 負担金補助及び交付金	△117	○ふくしま森林再生事業費★	△4,631
						24 積立金	5,652	◎市有林管理事業費	4,220
								◎林道費	△2,935
						特定財源の内訳			
		(県) 造林事業費県補助金	△56						
		(県) ふくしま森林再生事業県補助金	△6						
		(県) 森林環境県交付金	△1,551						
		(県) 里山林保全対策事業費県補助金	△684						

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 林業振興費	(市債) 林道整備事業債			△2,900			○林道整備事業費★	△2,935
	(他) 森林環境譲与税基金利子			△8			◎木材利用促進事業費	△67
	(他) 市有林基金利子			△6			○木材利用促進事業費★	△67
	(他) 立木売払収入			4,224			◎森林経営管理事業費	△3,982
	(他) 森林環境譲与税基金繰入金			△4,500			○森林経営管理事業費★	△3,982
計	339,905	△11,439	328,466	特定財源	△5,487		◎森林環境譲与税基金費	1,432
				国・県	△2,297			
				市債	△2,900			
				その他	△290			
				一般財源	△5,952			

6款 農林水産業費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 商工振興費	4,749,290	△56,317	4,692,973	特定財源	△133,119	12 委託料	△49	◎振興事業費	△56,317
				国・県	△132,784	18 負担金補助 及び交付金	△56,268	○商店街等支援事業 費★	△266
			その他	△335					○創業・事業引継ぎ 支援事業費★
			一般財源	76,802			○こおりやま中小企 業活性化事業費★	△36,735	
	特定財源の内訳						○農商工連携推進事 業費★	△16	
			(国) 地方創生推進交付金	△5,035			○産業DX推進事業 費★	△8,922	
			(国) 地方創生臨時交付金	△126,999			◎金融対策費	0	
			(県) 活力ある商店街支援事業費県補助金	△750			○中小企業融資制度 事業費★	0	
			(他) みらいを描く市町村等支援事業助成金	△335					

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 観光物産費	954,467	△66,288	888,179	特定財源	△110,517	7 報償費	△521	◎観光地整備事業費	0
				国・県	△104,999	8 旅費	△1,058	◎観光宣伝費	△536
				市債	△4,900	10 需用費	△3,123	○観光誘客事業費★	△536
				その他	△618	11 役務費	△212	◎観光振興対策事業費	△60,874
				一般財源	44,229	12 委託料	△19	○インバウンド観光	
						13 使用料及び	△883	推進事業費★	△125
						賃借料		◎観光団体育成費	△367
						18 負担金補助	△60,472	○郡山DMO推進事	
						及び交付金		業費★	△367
								◎郡山ユラックス熱海	
								費	△3,123
								○郡山ユラックス熱	
								海長寿命化事業費★	△3,123
								◎物産振興費	△1,388
				○物産振興事業費★	△1,388				
3 産業創出費	680,130	△6,956	673,174	特定財源	△6,524	7 報償費	△155	◎新事業創出促進事業	
				国・県	△2,481	8 旅費	△665	費	△1,482
				その他	△4,043	10 需用費	△198	○産業イノベーション	
				一般財源	△432	11 役務費	△284	ン事業費★	△1,482
						12 委託料	△1,791	◎企業誘導費	△3,845

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 産業創出費	特定財源の内訳								
				(国) 地方創生推進交付金	△2,540	13 使用料及び賃借料	△990	○企業誘致活動事業費★	△3,845
				(県) うつくしま権限移譲交付金	59	18 負担金補助及び交付金	△1,244	◎工業団地開発事業費	△1,629
				(他) 一般財団法人自治体国際化協会助成金	△204				
			(他) みらいを描く市町村等支援事業助成金	△3,839	27 繰出金	△1,629			
計	6,448,319	△129,561	6,318,758	特定財源	△250,160				
				国・県	△240,264				
				市債	△4,900				
				その他	△4,996				
				一般財源	120,599				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 建築指導費	293,738	△36,424	257,314	特定財源	△15,135	12 委託料	△23,063	◎職員給与費	0
				国・県	△14,910	18 負担金補助及び交付金	△13,361	◎建築指導事務費	△36,424
				その他	△225			○住宅・建築物耐震化事業費★	△14,369
				一般財源	△21,289				

7款 商工費

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 建築指導費	特定財源の内訳						
				(国) 防災・安全交付金	△6,049		
				(国) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費国庫補助金	△6,519		
				(県) 木造住宅等耐震化支援事業費県補助金	△1,382		
				(県) 建築物耐震化促進事業費県補助金	△1,125		
				(県) うつくしま権限移譲交付金	165		
				(他) 木造住宅耐震診断事業費自己負担金	△225		
計	478,432	△36,424	442,008	特定財源	△15,135		
				国・県	△14,910		
				その他	△225		
				一般財源	△21,289		

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 道路建設費	1,112,195	0	1,112,195	特定財源	△22,697		◎道路費	0	
				国・県	△20,497			○幹線道路新設改良舗装事業費★	0
				市債	△2,200		○生活道路改良舗装事業費★	0	
				一般財源	22,697		○通学路安全対策事業費★	0	
	特定財源の内訳								
				(国) 社会資本整備総合交付金	△18,022				
				(国) 防災・安全交付金	△2,475				
				(市債) 道路整備事業債	△2,200				
2 道路維持費	4,239,386	△59,274	4,180,112	特定財源	△94,712	12 委託料	△10,973	◎道路費	△43,508
				国・県	△47,363	14 工事請負費	△47,016	○道路ストック整備事業費★	△38,373
				市債	△41,300	17 備品購入費	△1,285	○交通安全施設整備事業費★	0
				その他	△6,049			○通学路安全対策事業費★	△3,850
				一般財源	35,438			◎浸水対策事業費	△14,503
	特定財源の内訳							◎水路側溝費	△828
				(国) 防災・安全交付金	△62,610			○水路側溝整備事業費★	△828
				(国) 地方創生臨時交付金	△6,753			◎地下道費	△435
				(国) 臨時道路除雪事業費国庫補助金	22,000				
				(市債) 道路整備事業債	△41,300				
				(他) 交通安全対策特別交付金	△6,049				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	5,481,481	△59,274	5,422,207	特定財源 △117,409 国・県 △67,860 市債 △43,500 その他 △6,049 一般財源 58,135			

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川費	1,791,753	△36,014	1,755,739	特定財源 △46,857	7 報償費	△1,022	◎河川費 △36,014 ○準用河川改修事業 費★ △11,029 ○普通河川改修事業 費★ △14,180 ○水辺空間整備事業 費★ 0
				国・県 △3,757	10 需用費	△1,735	
			市債 △43,100	11 役務費	△29		
			一般財源 10,843	12 委託料	△7,128		
				14 工事請負費	△26,100		
	特定財源の内訳						
				(国) 排水機場施設管理国庫委託金 △4,661			
				(国) 徳定川浄化施設管理国庫委託金 198			
				(県) 河川環境保全事業県委託金 736			
				(県) 県管理河川水門等管理県委託金 △30			
				(市債) 河川整備事業債 △43,100			

8款 土木費

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,791,753	△36,014	1,755,739	特定財源 △46,857 国・県 △3,757 市債 △43,100 一般財源 10,843			

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 都市計画費	1,306,401	△735,364	571,037	特定財源 △555,523 国・県 △555,523 一般財源 △179,841	18 負担金補助及び交付金	△735,364	◎市街地活性化推進費 △735,364 ○地域生活拠点型再開発事業費★ △512,000 ○市街地再開発整備事業費★ △223,364
特定財源の内訳							
(国) 社会資本整備総合交付金				△111,682			
(国) スマートウェルネス住宅等推進事業費国庫補助金				△256,000			
(国) 官民連携都市再生推進事業費国庫補助金				△4,000			
(県) 市街地再開発事業費県補助金				△183,841			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 街路費	684,328	0	684,328	特定財源	△500		◎街路整備費 ○環状線等街路整備 事業費★		
				市債	△500			0	
				一般財源	500				
	特定財源の内訳								
	(市債) 街路整備事業債				△500				
4 土地区画整理費	1,041,227	△3,784	1,037,443	一般財源	△3,784	27 繰出金	△3,784	◎土地区画整理費	△3,784
5 公園費	1,011,491	△7,433	1,004,058	特定財源	△3,494	12 委託料	△6	◎公園費	△7,447
				国・県	△6	14 工事請負費	△7,441	○公園トイレ整備事 業費★	△7,441
				市債	△3,500	18 負担金補助 及び交付金	△1,058	◎緑化推進事業費	△1,058
				その他	12	24 積立金	1,072	○緑あふれるまちづ くり事業費★	△1,058
				一般財源	△3,939			◎水と緑のまちづくり 基金費	1,072
				特定財源の内訳					
(県) ふくしま森林再生事業県補助金				△6					
(市債) 公園整備事業債				△3,500					
(他) 水と緑のまちづくり基金利子				4					
(他) 水と緑のまちづくり基金寄附金				8					
7 公共下水道費	5,271,666	△259,963	5,011,703	一般財源	△259,963	18 負担金補助 及び交付金	△250,039	◎公共下水道費	△259,963

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
7 公共下水道費					23 投資及び出資金	△9,924		
8 公共交通対策費	241,892	△3,652	238,240	特定財源	△3,146	10 需用費	△1,012	◎総合交通対策費 △3,652 ○公共交通計画策定事業費★ △1,012
				国・県	△3,146	18 負担金補助及び交付金	△2,640	
				一般財源	△506			
特定財源の内訳								
				(国) 地方創生臨時交付金	△2,640			
				(国) 地方創生推進交付金	△506			
計	9,709,436	△1,010,196	8,699,240	特定財源	△562,663			
				国・県	△558,675			
				市債	△4,000			
				その他	12			
				一般財源	△447,533			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 住宅費	959,128	△53,033	906,095	特定財源	△16,477	12 委託料	△420	◎住宅総務費 △2,000 ○空家等対策事業費 ★ △2,000 ◎市営住宅費 △51,033 ○市営住宅ストック 総合改善事業費★ △39,480
				国・県	△2,777	14 工事請負費	△50,613	
				市債	△13,700	18 負担金補助 及び交付金	△2,000	
				一般財源	△36,556			
特定財源の内訳								
				(国) 社会資本整備総合交付金	△2,777			
				(市債) 公営住宅建設事業債	△3,300			
				(市債) 公共施設等除却事業債	△10,400			
計	959,128	△53,033	906,095	特定財源	△16,477			
				国・県	△2,777			
				市債	△13,700			
				一般財源	△36,556			

8款 土木費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 消防防災費	3,781,009	△7,432	3,773,577	特定財源	△5,105	10 需用費	△314	◎常備消防費	0
				国・県	5,220	12 委託料	△5,555	◎消防施設費	△1,877
				市債	△6,900	14 工事請負費	△1,563	○消防力整備事業費	
				その他	△3,425			★	△1,877
				一般財源	△2,327			◎災害対策費	△5,555
特定財源の内訳									
				(国) 地方創生臨時交付金	2,108			○防災情報発信事業費★	△5,555
				(国) 消防団設備整備費国庫補助金	3,112			○災害時用備蓄品整備事業費★	0
				(市債) 消防防災設備整備事業債	△6,900				
				(他) 消防力整備基金繰入金	△3,425				
計	3,812,657	△7,432	3,805,225	特定財源	△5,105				
				国・県	5,220				
				市債	△6,900				
				その他	△3,425				
				一般財源	△2,327				

9款 消防費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 総合教育支援センター費	386,027	△4,311	381,716	特定財源	140	7 報償費	△1,311	◎職員給与費	0
				国・県	140	8 旅費	△76	◎総合教育支援センター費	△4,311
				一般財源	△4,451	12 委託料	△2,924	○小中学校特別支援教育派遣事業費★	△4,311
				特定財源の内訳					
				(国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金	△1,565				
				(国) 緊急スクールカウンセラー等活用事業費国庫補助金	△33,945				
				(県) 緊急スクールカウンセラー等活用事業費県委託金	35,650				
計	556,454	△4,311	552,143	特定財源	140				
				国・県	140				
				一般財源	△4,451				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 学校教育推進費	943,383	△54,978	888,405	特定財源	△12,410	7 報償費	△746	◎指導事業費	△1,404		
				国・県	△13,125	8 旅費	△472	○小中学校英語教育推進事業費★	△931		
				その他	715	10 需用費	△186	○通学路等交通安全確保事業費★	△59		
				一般財源	△42,568	18 負担金補助及び交付金	△810	◎奨学資金費	285		
				特定財源の内訳				19 扶助費	△53,859	○奨学資金給与事業費★	△810
				(国) 地方創生推進交付金				24 積立金	1,095	◎小学校就学奨励援助費	△11,884
				(国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金						◎中学校就学奨励援助費	△41,975
				(国) 小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金							
				(国) 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金							
				(国) 中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金							
				(国) 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金							
				(県) 森林環境県交付金							
				(他) 篤志奨学資金給与基金利子							
				(他) 奨学資金給与費寄附金							
				(他) 篤志奨学資金給与基金繰入金							
2 学校管理費	4,353,185	△71,620	4,281,565	特定財源	△119,688	1 報酬	△872	◎職員給与費	0		
				国・県	△119,688	7 報償費	△42	◎小学校教授費	△201		
				一般財源	48,068	8 旅費	△442	◎小学校スクールバス運行費	△11,285		
				特定財源の内訳				11 役務費	△3	◎中学校管理費	△1,408
				(国) 学校保健特別対策事業費国庫補助金				12 委託料	△21,342	◎中学校教授費	△220

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 学校管理費							
	(国) 地方創生臨時交付金			△120,279	18 負担金補助 及び交付金	△48,446	◎学校保健指導費 △10,060 ○個人積算線量測定 事業費★ △1,154 ◎学校給食費 △48,446
	(国) 小学校理科教育設備整備費等国庫補助金			△111			
	(国) へき地児童生徒援助費等国庫補助金			△2,379			
	(国) 中学校理科教育設備整備費等国庫補助金			△112			
	(県) 放射線健康対策事業費県補助金			△1,155			
	(県) 公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助 金			△222			
3 学校施設費	2,418,055	△92,977	2,325,078	特定財源 △95,057	8 旅費	△179	◎小学校施設費 △76,775
				国・県 △6,754	10 需用費	△673	○小学校施設環境整 備事業費★ △10,182
				市債 △88,300	11 役務費	△2,780	○小学校長寿命化改 修事業費★ △66,593
				その他 △3	12 委託料	△15,739	◎中学校施設費 △16,199
				一般財源 2,080	13 使用料及び 賃借料	△40	○中学校施設環境整 備事業費★ △16,199
	特定財源の内訳				14 工事請負費	△73,563	◎学校施設整備基金費 △3
	(国) 小学校学校施設環境改善交付金			△6,754	24 積立金	△3	
	(市債) 小学校教育施設等整備事業債			△80,800			
	(市債) 中学校教育施設等整備事業債			△7,500			
	(他) 学校施設整備基金利子			△3			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 教育研修センター費	806,825	△9,754	797,071	特定財源	△8,408	10 需用費	△1,221	◎教育研修センター費	△5,340
				国・県	△3,608	12 委託料	△3,193	◎教育のDX推進費	△4,414
				市債	△4,800	14 工事請負費	△5,340	○教育のDX推進事業費★	△4,414
				一般財源	△1,346				
	特定財源の内訳								
	(国) 公立学校情報機器整備費国庫補助金				△3,608				
	(市債) 公共施設等除却事業債				△4,800				
計	8,521,448	△229,329	8,292,119	特定財源	△235,563				
				国・県	△143,175				
				市債	△93,100				
				その他	712				
				一般財源	6,234				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 生涯学習費	1,530,169	△121,833	1,408,336	特定財源	△128,794	7 報償費	△5,949	◎総合学習センター費	△102,978		
				国・県	△17,703	8 旅費	△1,451	◎振興事業費	△9,186		
				市債	△107,000	10 需用費	△3,446	○家庭教育充実事業			
				その他	△4,091	11 役務費	△215	費★	△2,736		
				一般財源	6,961	13 使用料及び 賃借料	△545	○地域学校協働活動 推進事業費★	△6,450		
				特定財源の内訳				14 工事請負費	△110,227	◎青少年会館費	△7,249
				(国) コミュニティ復興支援事業費国庫補助金				△6,954		◎公民館費	0
				(国) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助 金				△869		◎少年湖畔の村費	△2,420
				(国) 地方創生臨時交付金				△9,880			
				(市債) 社会教育施設整備事業債				△107,000			
(他) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金				△4,091							
2 図書館費	522,192	△2,157	520,035	特定財源	△1,383	10 需用費	△1,315	◎図書館費	△2,157		
				国・県	△1,383	13 使用料及び 賃借料	△842				
				一般財源	△774						
特定財源の内訳											
(国) 地方創生臨時交付金				△1,383							

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
3 文化振興費	2,733,152	△273,205	2,459,947	特定財源	△239,763	7 報償費	△55	◎文化施設整備基金費	1,597		
				国・県	30,110	8 旅費	△158	◎音楽堂整備基金費	131		
				市債	△271,600	11 役務費	△7	◎こおりやま文学の森			
				その他	1,727	12 委託料	△6,102	資料館費	△927		
				一般財源	△33,442	14 工事請負費	△267,684	◎歴史資料館費	△267,717		
						17 備品購入費	△927	○(仮称)歴史情報			
				特定財源の内訳				24 積立金	1,728	・公文書館施設整備	
				(国) 地方創生臨時交付金				△928	事業費★	△267,717	
				(国) 文化財発掘調査事業費国庫補助金				△3,213	◎文化財保護費	△97	
				(国) 都市構造再編集集中支援事業費国庫補助金				34,300	○指定文化財保護事		
				(国) デジタル田園都市国家構想推進交付金				△49	業費★	△97	
				(市債) 社会教育施設整備事業債				△271,600	◎埋蔵文化財発掘調査		
(他) 文化施設整備基金利子				△39	費	△6,192					
(他) 音楽堂整備基金利子				△35	○埋蔵文化財発掘調						
(他) こおりやま応援寄附金				1,636	査事業費★	△6,192					
(他) 文化施設整備寄附金				165							
4 美術館費	331,006	△7	330,999	特定財源	△7	24 積立金	△7	◎美術館費	△7		
				その他	△7						
特定財源の内訳											
(他) 美術品取得基金利子				△7							

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	5,116,519	△397,202	4,719,317	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源	△369,947 11,024 △378,600 △2,371 △27,255		

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 スポーツ振興費	2,058,403	△18,311	2,040,092	特定財源	△29,373	7 報償費	△550	◎社会体育振興費 ○東京2020オリンピック・パラリンピックレガシー継承事業費★ ○健康づくりのためのスポーツ・レクリエーション啓発事業費★	△18,792 △746 △594
				国・県	7,257	8 旅費	△570		
				その他	△36,630	10 需用費	△119		
				一般財源	11,062	11 役務費	△188		
						12 委託料	△15,593		
						17 備品購入費	△1,772		
						24 積立金	481		
特定財源の内訳									
				(国) 地方創生推進交付金	19,659				
				(国) 地方創生臨時交付金	△12,402				
				(他) こおりやま応援寄附金	431				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 スポーツ振 興費	(他) 地方創生応援寄附金			△63,168			○こおりやまスポー ツイノベーション事 業費★ △17,452
	(他) 体育施設整備寄附金			50			
	(他) 地方創生応援基金繰入金			26,057			◎体育施設整備基金費 481
							◎体育館費 0
							◎西部地区体育施設費 0
計	2,058,403	△18,311	2,040,092	特定財源 △29,373			
				国・県 7,257			
				その他 △36,630			
				一般財源 11,062			

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋りよ う災害復旧 費	63,038	△9,232	53,806	特定財源 △11,297	14 工事請負費	△9,232	◎令和4年発生災害復 旧費 △9,232
				国・県 △4,797			
				市債 △6,500			
				一般財源 2,065			

10款 教育費

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋りょう災害復旧費	特定財源の内訳						
				(国) 道路橋りょう災害復旧費国庫負担金	△4,797		
				(市債) 道路橋りょう災害復旧事業債	△6,500		
計	80,929	△9,232	71,697	特定財源	△11,297		
				国・県	△4,797		
				市債	△6,500		
				一般財源	2,065		

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会教育施設災害復旧費	1,069,284	△282,032	787,252	特定財源	△293,900	10 需用費	△155,657	◎令和3年発生災害復旧費	△119,884
				市債	△293,900	12 委託料	△35,090		
				一般財源	11,868	14 工事請負費	△91,285	◎令和4年発生災害復旧費	△162,148
	特定財源の内訳								
				(市債) 社会教育施設災害復旧事業債	△293,900				

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 公立学校施設災害復旧費	256,100	△21,449	234,651	特定財源	△94,512	10 需用費	△21,449	◎令和4年発生災害復旧費 △21,449
				国・県	△58,512			
				市債	△36,000			
				一般財源	73,063			
	特定財源の内訳							
	(国) 公立学校施設災害復旧費国庫負担金				△58,512			
	(市債) 公立学校施設災害復旧事業債				△36,000			
3 保健体育施設災害復旧費	83,300	△38,931	44,369	特定財源	△39,600	10 需用費	△28,931	◎令和4年発生災害復旧費 △38,931
				市債	△39,600	12 委託料	△10,000	
				一般財源	669			
	特定財源の内訳							
	(市債) 保健体育施設災害復旧事業債				△39,600			
計	1,408,684	△342,412	1,066,272	特定財源	△428,012			
				国・県	△58,512			
				市債	△369,500			
				一般財源	85,600			

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 4 総務施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 総務施設災害復旧費	5,500	△1,509	3,991	特定財源	△1,600	10 需用費	△1,509	◎令和4年発生災害復旧費 △1,509
				市債	△1,600			
				一般財源	91			
	特定財源の内訳							
	(市債) 市民福祉施設災害復旧事業債				△1,600			
計	5,500	△1,509	3,991	特定財源	△1,600			
				市債	△1,600			
				一般財源	91			

(款) 11 災害復旧費

(項) 5 民生施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 社会福祉施設等災害復旧費	5,000	△1,986	3,014	特定財源	△4,933	10 需用費	△1,986	◎令和4年発生災害復旧費 △1,986
				国・県	△733			
				市債	△4,200			
				一般財源	2,947			
	特定財源の内訳							
	(国) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金				△733			

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 5 民生施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉施設等災害復旧費	(市債) 社会福祉施設等災害復旧事業債			△4,200			
計	5,000	△1,986	3,014	特定財源 国・県 市債 一般財源	△4,933 △733 △4,200 2,947		

(款) 11 災害復旧費

(項) 6 労働施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 労働施設災害復旧費	15,319	△3,340	11,979	特定財源 市債 一般財源	△3,400 △3,400 60	10 需用費	△3,340	◎令和4年発生災害復旧費 △3,340
	特定財源の内訳 (市債) 労働施設災害復旧事業債			△3,400				
計	15,319	△3,340	11,979	特定財源 市債 一般財源	△3,400 △3,400 60			

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 7 商工施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 商工施設災害復旧費	2,000	△1,802	198	特定財源	△1,900	10 需用費	△1,802	◎令和4年発生災害復旧費 △1,802
				市債	△1,900			
				一般財源	98			
	特定財源の内訳							
	(市債) 観光振興施設災害復旧事業債				△1,900			
計	2,000	△1,802	198	特定財源	△1,900			
				市債	△1,900			
				一般財源	98			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	423,775	6,476	430,251	一般財源	6,476		
計	423,775	6,476	430,251	一般財源	6,476		

11款 災害復旧費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)	
補 正 後	長 等	3		33,996	11,049 (3.25)	13,001	58,046	4,814	62,860	
	議 員	36	264,664		85,872 (3.25)		350,536	85,781	436,317	
	その他の 特別職	5,241	209,679	17,100	5,558 (3.25)		232,337	3,074	235,411	
	計	5,280	474,343	51,096	102,479 (3.25)	13,001	640,919	93,669	734,588	
補 正 前	長 等	3		33,996	11,049 (3.25)	13,001	58,046	4,814	62,860	
	議 員	36	264,664		85,872 (3.25)		350,536	85,781	436,317	
	その他の 特別職	5,305	211,456	17,100	5,558 (3.25)		234,114	3,074	237,188	
	計	5,344	476,120	51,096	102,479 (3.25)	13,001	642,696	93,669	736,365	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	その他の 特別職	△ 64	△ 1,777	0	0 (0.00)		△ 1,777	0	△ 1,777	
	計	△ 64	△ 1,777	0	0 (0.00)	0	△ 1,777	0	△ 1,777	

一般会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2,030) 1,889	2,277,768	7,734,607	6,069,769	16,082,144	2,933,504	19,015,648	
補正前	(2,030) 1,889	2,277,768	7,734,607	5,787,383	15,799,758	2,933,504	18,733,262	
比較	(0) 0	0	0	282,386	282,386	0	282,386	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補正後	188,044	168,820	128,067	31,194	762,087	36,219	100
	補正前	188,044	168,820	128,067	31,194	762,087	36,219	100
	比較	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補正後	1,989,148	1,254,524	130	2,450	283,379	6,904	65
	補正前	1,989,148	1,254,524	130	2,450	283,379	6,904	65
	比較	0	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補正後	22,319			547	1,195,772		
	補正前	22,319			547	913,386		
	比較	0			0	282,386		

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	(15) 1,770		7,226,283	5,600,276	12,826,559	2,421,323	15,247,882	
補 正 前	(15) 1,770		7,226,283	5,322,718	12,549,001	2,421,323	14,970,324	
比 較	(0) 0		0	277,558	277,558	0	277,558	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	188,044	148,391	128,067	30,116	760,701	36,022	100
	補 正 前	188,044	148,391	128,067	30,116	760,701	36,022	100
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,547,841	1,254,524	130	2,450	283,379	6,904	65
	補 正 前	1,547,841	1,254,524	130	2,450	283,379	6,904	65
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	22,319			547	1,190,676		
	補 正 前	22,319			547	913,118		
	比 較	0			0	277,558		

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2,015) 119	2,277,768	508,324	469,493	3,255,585	512,181	3,767,766	
補 正 前	(2,015) 119	2,277,768	508,324	464,665	3,250,757	512,181	3,762,938	
比 較	(0) 0	0	0	4,828	4,828	0	4,828	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		20,429		1,078	1,386	197	
	補 正 前		20,429		1,078	1,386	197	
	比 較		0		0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	441,307						
	補 正 前	441,307						
	比 較	0						
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後					5,096		
	補 正 前					268		
	比 較					4,828		

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 額(見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源									一般財源	
						国県支出金	市 債	そ の 他								
4 衛生費	2 清掃費	富久山クリー ンセンター長 寿命化事業	3	293,425	95,170	15,500	14,163	168,592		293,425		293,425		9.7		
			4	補正前 の額	2,731,575	416,084	1,863,300	452,191				2,731,575	2,731,575			
				補正額			△760,500	△42,292	802,792							
				補正後 の額	2,731,575	416,084	1,102,800	409,899	802,792			2,731,575	2,731,575		90.3	
			計	補正前 の額	3,025,000	511,254	1,878,800	466,354	168,592			293,425	2,731,575	3,025,000		
				補正額			△760,500	△42,292	802,792							
				補正後 の額	3,025,000	511,254	1,118,300	424,062	971,384			293,425	2,731,575	3,025,000		100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 未までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									一般財源	
						特 定 財 源										
						国県支出金	市 債	そ の 他								
4 衛生費	2 清掃費	河内埋立処分 場第4期埋立	2	385,663	121,618		32,970	231,075	248,407	248,407		248,407		5.4		
			3	1,457,342	478,053		70,987	908,302		1,054,656		1,054,656		22.8		
		地拡張事業 (その2)	4	補正前 の額	2,879,983	910,003	1,727,300	242,680				3,419,925	3,419,925			
				補正額	△101,022	△41,572	△1,632,500	△76,969	1,650,019			△101,022	△101,022			
				補正後 の額	2,778,961	868,431	94,800	165,711	1,650,019			3,318,903	3,318,903		71.8	
			計	補正前 の額	4,722,988	1,509,674	1,727,300	346,637	1,139,377	248,407	1,303,063	3,419,925	4,722,988			
				補正額	△101,022	△41,572	△1,632,500	△76,969	1,650,019			△101,022	△101,022			
				補正後 の額	4,621,966	1,468,102	94,800	269,668	2,789,396	248,407	1,303,063	3,318,903	4,621,966		100.0	
6 農林水 産業費	1 農業費	ため池防災・ 減災事業	4	補正前 の額	925,344		925,000		344			925,344	925,344			
				補正額	△19,330		△19,200		△130			△19,330	△19,330			
				補正後 の額	906,014		905,800		214			906,014	906,014		49.5	
			5	925,344		925,000		344					925,344	50.5		
			計	補正前 の額	1,850,688		1,850,000		688			925,344	925,344	925,344		
				補正額	△19,330		△19,200		△130			△19,330	△19,330			
補正後 の額	1,831,358			1,830,800		558			906,014	906,014	925,344	100.0				

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源									一般財源
				国県支出金	市 債	そ の 他									
10教育費	3 社会教 育費	(仮称) 歴史 情報・公文書 館立体駐車場 整備事業	3	0										0.0	
			補正前 の額	1,288,000	171,600	862,900		253,500			1,288,000	1,288,000			
		4	補正額	△203,180	66,691	△101,100		△168,771			△203,180	△203,180			
			補正後 の額	1,084,820	238,291	761,800		84,729			1,084,820	1,084,820		100.0	
			補正前 の額	1,288,000	171,600	862,900		253,500			1,288,000	1,288,000			
		計	補正額	△203,180	66,691	△101,100		△168,771			△203,180	△203,180			
			補正後 の額	1,084,820	238,291	761,800		84,729			1,084,820	1,084,820		100.0	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	29,982,347	33,081,323	補正前の額	11,046,400	3,167,855	補正前の額	40,959,868
			補正額	△ 3,052,194		補正額	△ 3,052,194
			補正後の額	7,994,206		補正後の額	37,907,674
(1) 総務	336,911	341,536	補正前の額	15,600	22,939	補正前の額	334,197
			補正額	△ 800		補正額	△ 800
			補正後の額	14,800		補正後の額	333,397
(2) 民生	1,285,337	1,194,113	補正前の額	263,100	178,138	補正前の額	1,279,075
			補正額	△ 25,494		補正額	△ 25,494
			補正後の額	237,606		補正後の額	1,253,581
(3) 衛生	4,052,261	3,764,241	補正前の額	3,994,400	441,230	補正前の額	7,317,411
			補正額	△ 2,404,200		補正額	△ 2,404,200
			補正後の額	1,590,200		補正後の額	4,913,211
(4) 農林水産業	461,662	516,373	補正前の額	1,089,100	53,994	補正前の額	1,551,479
			補正額	△ 33,900		補正額	△ 33,900
			補正後の額	1,055,200		補正後の額	1,517,579
(5) 商工	129,900	486,500	補正前の額	109,300	14,144	補正前の額	581,656
			補正額	△ 4,900		補正額	△ 4,900
			補正後の額	104,400		補正後の額	576,756
(6) 土木	9,627,930	11,218,608	補正前の額	2,867,500	995,079	補正前の額	13,091,029
			補正額	△ 90,600		補正額	△ 90,600
			補正後の額	2,776,900		補正後の額	13,000,429

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
(7) 消防	1,158,385	1,162,055	補正前の額	92,300	171,596	補正前の額	1,082,759
			補正額	△ 6,900		補正額	△ 6,900
			補正後の額	85,400		補正後の額	1,075,859
(8) 教育	10,852,044	12,373,160	補正前の額	2,449,800	1,067,404	補正前の額	13,755,556
			補正額	△ 471,700		補正額	△ 471,700
			補正後の額	1,978,100		補正後の額	13,283,856
(9) 公営住宅	2,077,917	2,024,737	補正前の額	165,300	223,331	補正前の額	1,966,706
			補正額	△ 13,700		補正額	△ 13,700
			補正後の額	151,600		補正後の額	1,953,006
2 災害復旧債	3,316,124	4,322,513	補正前の額	1,374,800	42,440	補正前の額	5,654,873
			補正額	△ 389,600		補正額	△ 389,600
			補正後の額	985,200		補正後の額	5,265,273
(1) 総務		4,000	補正前の額	5,500		補正前の額	9,500
			補正額	△ 1,600		補正額	△ 1,600
			補正後の額	3,900		補正後の額	7,900
(2) 民生	1,200	4,400	補正前の額	4,200		補正前の額	8,600
			補正額	△ 4,200		補正額	△ 4,200
			補正後の額	0		補正後の額	4,400
(4) 労働		14,600	補正前の額	15,300		補正前の額	29,900
			補正額	△ 3,400		補正額	△ 3,400
			補正後の額	11,900		補正後の額	26,500
(5) 農林水産業	161,769	331,387	補正前の額	3,800	5,807	補正前の額	329,380
			補正額	△ 2,500		補正額	△ 2,500
			補正後の額	1,300		補正後の額	326,880

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
(6) 土木	522,733	523,838	補正前の額	52,200	29,895	補正前の額	546,143
			補正額	△ 6,500		補正額	△ 6,500
			補正後の額	45,700		補正後の額	539,643
(7) 文教	218,620	1,032,587	補正前の額	1,291,800	6,637	補正前の額	2,317,750
			補正額	△ 369,500		補正額	△ 369,500
			補正後の額	922,300		補正後の額	1,948,250
(9) 商工			補正前の額	2,000		補正前の額	2,000
			補正額	△ 1,900		補正額	△ 1,900
			補正後の額	100		補正後の額	100
合 計	81,647,034	87,339,424	補正前の額	15,119,900	8,035,249	補正前の額	94,424,075
			補正額	△ 3,441,794		補正額	△ 3,441,794
			補正後の額	11,678,106		補正後の額	90,982,281

一般会計

(別紙)

令和4年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

令和4年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,644,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		19,985,093	8,272	19,993,365
	1 県補助金	19,985,093	8,272	19,993,365
5 繰入金		3,885,538	△196	3,885,342
	1 他会計繰入金	2,852,050	△196	2,851,854
歳 入	合 計	29,636,672	8,076	29,644,748

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		668,503	△2,874	665,629
	1 総務管理費	590,892	△2,874	588,018
7 予備費		423,730	10,950	434,680
	1 予備費	423,730	10,950	434,680
歳 出	合 計	29,636,672	8,076	29,644,748

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	4,868,654	0	4,868,654
2 国庫支出金	2,026	0	2,026
3 県支出金	19,985,093	8,272	19,993,365
4 財産収入	62	0	62
5 繰入金	3,885,538	△196	3,885,342
6 繰越金	801,726	0	801,726
7 諸収入	93,573	0	93,573
歳入合計	29,636,672	8,076	29,644,748

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	668,503	△2,874	665,629	△2,678		△196	
2 保険給付費	19,831,689	0	19,831,689				
3 国民健康保険事業費納付金	7,495,884	0	7,495,884	△11,318			11,318
4 保健事業費	360,243	0	360,243	22,268			△22,268
5 基金積立金	801,791	0	801,791				
6 諸支出金	54,832	0	54,832				
7 予備費	423,730	10,950	434,680				10,950
歳出合計	29,636,672	8,076	29,644,748	8,272		△196	

国民健康保険特別会計

2 歳入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険給付費等交付金	19,974,417	8,272	19,982,689	2 特別交付金	8,272	第二号県調整交付金 特別調整県交付金
計	19,985,093	8,272	19,993,365			13,915 △ 5,643

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,852,050	△ 196	2,851,854	3 職員給与費等繰入金	△ 196	職員給与費等繰入金
計	2,852,050	△ 196	2,851,854			△ 196

国民健康保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	566,994	△2,874	564,120	特定財源	△2,874	12 委託料	△2,874	◎職員給与費	0
				国・県	△2,678			◎一般管理事務費	△2,874
				その他	△196				
	特定財源の内訳								
				(県) 第二号県調整交付金	1,979				
				(県) 特別調整県交付金	△4,657				
				(他) 職員給与費等繰入金	△196				
計	590,892	△2,874	588,018	特定財源	△2,874				
				国・県	△2,678				
				その他	△196				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般被保険者医療給付費分	5,162,378	0	5,162,378	特定財源	△11,727			◎一般被保険者医療給付費分	0
				国・県	△11,727				
				一般財源	11,727				

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者医療給付費分	特定財源の内訳 (県) 第二号県調整交付金 (県) 特別調整県交付金						
計	5,162,378	0	5,162,378	特定財源 国・県 一般財源	△8,837 △2,890 △11,727 △11,727 11,727		

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	594,493	0	594,493	特定財源 国・県 一般財源	409 409 △409		◎介護納付金分 0
	特定財源の内訳 (県) 特別調整県交付金				409		
計	594,493	0	594,493	特定財源 国・県 一般財源	409 409 △409		

国民健康保険特別会計

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 特定健康診査等事業費	258,803	0	258,803	特定財源	2,973		◎特定健康診査等事業費 ○特定健康診査事業費★
				国・県	2,973		
				一般財源	△2,973		0
	特定財源の内訳						
				(県) 第二号県調整交付金	2,213		
				(県) 特別調整県交付金	760		
計	258,803	0	258,803	特定財源	2,973		
				国・県	2,973		
				一般財源	△2,973		

(款) 4 保健事業費

(項) 2 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 保健事業費	101,440	0	101,440	特定財源	19,295		◎保健事業費	0
				国・県	19,295			○医療費適正化推進事業費★
				一般財源	△19,295		○医療費通知事業費	0
	特定財源の内訳							
				(県) 第二号県調整交付金	18,560			
				(県) 特別調整県交付金	735			
計	101,440	0	101,440	特定財源	19,295			
				国・県	19,295			
				一般財源	△19,295			

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	423,730	10,950	434,680	一般財源	10,950		
計	423,730	10,950	434,680	一般財源	10,950		

国民健康保険特別会計

(別紙)

令和4年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)

令和4年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,920千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,806,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		829,116	△572	828,544
	1 他会計繰入金	829,116	△572	828,544
4 諸収入		21,996	△2,348	19,648
	3 雑入	11,345	△2,348	8,997
歳 入	合 計	3,808,924	△2,920	3,806,004

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保健事業費		7,718	△2,920	4,798
	1 保健事業費	7,718	△2,920	4,798
歳出	合計	3,808,924	△2,920	3,806,004

後期高齢者医療特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,936,798	0	2,936,798
2 繰入金	829,116	△572	828,544
3 繰越金	21,014	0	21,014
4 諸収入	21,996	△2,348	19,648
歳入合計	3,808,924	△2,920	3,806,004

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	108,276	0	108,276				
2 広域連合納付金	3,682,280	0	3,682,280				
3 保健事業費	7,718	△2,920	4,798			△2,920	
4 諸支出金	10,650	0	10,650				
歳出合計	3,808,924	△2,920	3,806,004			△2,920	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	829,116	△ 572	828,544	1 事務費繰入金	△ 421	事務費繰入金 △ 421
				2 職員給与費等繰入金	△ 151	職員給与費等繰入金 △ 151
計	829,116	△ 572	828,544			

(款) 4 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	11,345	△ 2,348	8,997	1 雑入	△ 2,348	後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 354 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業補助金 △ 2,702
計	11,345	△ 2,348	8,997			

後期高齢者医療特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	90,221	0	90,221				◎職員給与費 0
	特定財源の内訳						
	(他) 職員給与費等繰入金			△151			
	(他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業補助金			151			
計	90,221	0	90,221				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴收費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 徴收費	18,055	0	18,055				◎徴収事務費 0
	特定財源の内訳						
	(他) 事務費繰入金			△354			
	(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金			354			
計	18,055	0	18,055				

後期高齢者医療特別会計

(款) 3 保健事業費

(項) 1 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 保健事業費	7,718	△2,920	4,798	特定財源	△2,920	8 旅費	△68	◎保健事業費	△2,920
				その他	△2,920	10 需用費	△357		
						11 役務費	△15		
						12 委託料	△2,480		
			特定財源の内訳						
			(他) 事務費繰入金	△67					
			(他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業補助金	△2,853					
計	7,718	△2,920	4,798	特定財源	△2,920				
				その他	△2,920				

後期高齢者医療特別会計

(別紙)

令和4年度郡山市介護保険特別会計補正予算(第3号)

令和4年度郡山市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16,874千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,569,689千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		5,903,828	△5,868	5,897,960
	2 国庫補助金	1,430,367	△5,868	1,424,499
4 県支出金		3,723,990	△3,303	3,720,687
	2 県補助金	236,987	△3,303	233,684
6 繰入金		4,699,951	△7,703	4,692,248
	1 一般会計繰入金	4,240,383	△7,703	4,232,680
歳入	合計	27,586,563	△16,874	27,569,689

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		684,870	△4,918	679,952
	1 総務管理費	383,970	△4,918	379,052
3 地域支援事業費		1,543,194	△15,528	1,527,666
	1 地域支援事業費	1,539,812	△15,528	1,524,284
6 予備費		30,000	3,572	33,572
	1 予備費	30,000	3,572	33,572
歳 出	合 計	27,586,563	△16,874	27,569,689

介護保険特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	5,589,162	0	5,589,162
2 国庫支出金	5,903,828	△5,868	5,897,960
3 支払基金交付金	6,856,071	0	6,856,071
4 県支出金	3,723,990	△3,303	3,720,687
5 財産収入	416	0	416
6 繰入金	4,699,951	△7,703	4,692,248
7 繰越金	812,603	0	812,603
8 諸収入	542	0	542
歳入合計	27,586,563	△16,874	27,569,689

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	684,870	△4,918	679,952	△204		△4,714	
2 保険給付費	24,493,739	0	24,493,739				
3 地域支援事業費	1,543,194	△15,528	1,527,666	△8,967		△2,989	△3,572
4 基金積立金	333,132	0	333,132				
5 諸支出金	501,628	0	501,628				
6 予備費	30,000	3,572	33,572				3,572
歳出合計	27,586,563	△16,874	27,569,689	△9,171		△7,703	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金	427,791	△ 5,978	421,813	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 5,978	現年度分包括的支援事業・任意事業交付金 △ 5,978
6 介護保険事業費補助金	0	110	110	1 介護保険事業費補助金	110	介護保険事業費国庫補助金 110
計	1,430,367	△ 5,868	1,424,499			

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	236,373	△ 2,989	233,384	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 2,989	現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金 △ 2,989
2 介護保険事業費県補助金	614	△ 314	300	1 介護保険事業費県補助金	△ 314	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 314
計	236,987	△ 3,303	233,684			

介護保険特別会計

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金	236,373	△ 2,989	233,384	2 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	△ 2,989	現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金 △ 2,989
3 その他一般会計繰入金	942,293	△ 4,714	937,579	2 事務費繰入金	△ 4,714	事務費繰入金 △ 4,714
計	4,240,383	△ 7,703	4,232,680			

介護保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般管理費	383,970	△4,918	379,052	特定財源	△4,918	12 委託料	△4,918	◎一般管理事務費 △4,918 ○介護人材確保育成支援事業費★ △345
				国・県	△204			
				その他	△4,714			
	特定財源の内訳							
				(国) 介護保険事業費国庫補助金	110			
				(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金	△314			
				(他) 事務費繰入金	△4,714			
計	383,970	△4,918	379,052	特定財源	△4,918			
				国・県	△204			
				その他	△4,714			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 包括的支援事業・任意事業費	644,076	△15,528	628,548	特定財源	△11,956	7 報償費	△11,408	◎任意事業費 △15,528 ○介護サービス相談員派遣事業費★ △15,528
				国・県	△8,967	8 旅費	△3,886	
				その他	△2,989	11 役務費	△14	
				一般財源	△3,572	18 負担金補助及び交付金	△220	

介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
3 包括的支援事業・任意事業費	特定財源の内訳						
				(国) 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△5,978		
				(県) 現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金	△2,989		
				(他) 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	△2,989		
計	1,539,812	△15,528	1,524,284	特定財源	△11,956		
				国・県	△8,967		
				その他	△2,989		
				一般財源	△3,572		

(款) 6 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	30,000	3,572	33,572	一般財源	3,572		
計	30,000	3,572	33,572	一般財源	3,572		

(別紙)

令和4年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15,184千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,217,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金		367,785	△3,784	364,001
	1 一般会計繰入金	367,785	△3,784	364,001
6 市債		580,200	△11,400	568,800
	1 市債	580,200	△11,400	568,800
歳 入	合 計	1,232,431	△15,184	1,217,247

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		1,158,006	△15,184	1,142,822
	1 土地区画整理事業費	1,158,006	△15,184	1,142,822
歳 出	合 計	1,232,431	△15,184	1,217,247

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	東部幹線橋りょう整備事業	千円 390,000	3	千円 170,000	千円 374,816	3	千円 170,000
				4	220,000		4	204,816

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 580,200		%		千円 568,800		%	
合 計	580,200				568,800			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	47,514	0	47,514
2 使用料及び手数料	1,931	0	1,931
3 国庫支出金	235,000	0	235,000
4 繰入金	367,785	△3,784	364,001
5 諸収入	1	0	1
6 市債	580,200	△11,400	568,800
歳入合計	1,232,431	△15,184	1,217,247

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1,158,006	△15,184	1,142,822		△11,400	△3,784	
2 公債費	74,425	0	74,425				
歳出合計	1,232,431	△15,184	1,217,247		△11,400	△3,784	

2 歳入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	367,785	△ 3,784	364,001	1 一般会計繰入金	△ 3,784	一般会計繰入金 △ 3,784
計	367,785	△ 3,784	364,001			

(款) 6 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	580,200	△ 11,400	568,800	1 土地区画整理事業債	△ 11,400	都市計画事業債 △ 11,400
計	580,200	△ 11,400	568,800			

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 事業費	1,158,006	△15,184	1,142,822	特定財源	△15,184	14 工事請負費	△15,184	◎土地区画整理事業費 ○土地区画整理事業費★	△15,184 △15,184
				市債	△11,400				
				その他	△3,784				
	特定財源の内訳								
				(市債) 都市計画事業債	△11,400				
				(他) 一般会計繰入金	△3,784				
計	1,158,006	△15,184	1,142,822	特定財源	△15,184				
				市債	△11,400				
				その他	△3,784				

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									一般財源	
						特 定 財 源										
				国県支出金	市 債	そ の 他										
1 土地区 画整理 事業費	1 土地区 画整理 事業費	東部幹線橋り ょう整備事業	3	170,000		127,500	42,500			71,680		71,680		19.1		
			4	補正前 の 額	220,000		165,000	55,000				318,320	318,320			
				補正額	△ 15,184		△ 11,400	△ 3,784				△ 15,184	△ 15,184			
				補正後 の 額	204,816		153,600	51,216				303,136	303,136		80.9	
			計	補正前 の 額	390,000		292,500	97,500				71,680	318,320	390,000		
				補正額	△ 15,184		△ 11,400	△ 3,784				△ 15,184	△ 15,184			
補正後 の 額	374,816			281,100	93,716				71,680	303,136	374,816		100.0			

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	764,823	1,058,632	補正前の額	580,200	68,307	補正前の額	1,570,525
			補正額	△ 11,400		補正額	△ 11,400
			補正後の額	568,800		補正後の額	1,559,125
合 計	764,823	1,058,632	補正前の額	580,200	68,307	補正前の額	1,570,525
			補正額	△ 11,400		補正額	△ 11,400
			補正後の額	568,800		補正後の額	1,559,125

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

(別紙)

令和4年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算(第4号)

令和4年度郡山市の駐車場事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72,832千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		83,207	70,975	154,182
	1 使用料	83,203	70,976	154,179
	2 手数料	4	△1	3
3 諸収入		104	1,857	1,961
	1 市預金利子	1	△1	0
	2 雑入	103	1,858	1,961
歳 入	合 計	97,606	72,832	170,438

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 駐車場事業費		87,606	72,832	160,438
	1 駐車場管理費	87,606	72,832	160,438
歳 出	合 計	97,606	72,832	170,438

駐車場事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	83,207	70,975	154,182
2 財産収入	656	0	656
3 諸収入	104	1,857	1,961
4 繰越金	13,639	0	13,639
歳入合計	97,606	72,832	170,438

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 駐車場事業費	87,606	72,832	160,438			72,832	
2 災害復旧費	10,000	0	10,000				
歳出合計	97,606	72,832	170,438			72,832	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 駐車場使用料	83,203	70,976	154,179	1 駐車場使用料	70,976	駐車場使用料 70,976
計	83,203	70,976	154,179			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	4	△ 1	3	1 手数料	△ 1	定期駐車場使用券再発行手数料 △ 1
計	4	△ 1	3			

(款) 3 諸収入

(項) 1 市預金利子

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 市預金利子	1	△ 1	0	1 市預金利子	△ 1	市預金利子 △ 1
計	1	△ 1	0			

駐車場事業特別会計

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	103	1,858	1,961	1 雑入	1,858	私用光熱水料 103 損害保険金・市有物件災害共済会共済金 1,755
計	103	1,858	1,961			

駐車場事業特別会計

3 歳出

(款) 1 駐車場事業費

(項) 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 駐車場管理費	87,606	72,832	160,438	特定財源	72,832	27 繰出金	72,832	◎駐車場管理運営費 72,832
				その他	72,832			
特定財源の内訳								
				(他) 駐車場使用料	70,976			
				(他) 定期駐車場使用券再発行手数料	△1			
				(他) 市預金利子	△1			
				(他) 私用光熱水料	103			
				(他) 損害保険金・市有物件災害共済会共済金	1,755			
計	87,606	72,832	160,438	特定財源	72,832			
				その他	72,832			

駐車場事業特別会計

(別紙)

令和4年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度郡山市の県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		22,502	2	22,504
	1 財産運用収入	22,502	2	22,504
歳 入	合 計	22,509	2	22,511

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市街地再開発事業費		22,509	2	22,511
	1 市街地再開発事業費	22,509	2	22,511
歳 出	合 計	22,509	2	22,511

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	22,502	2	22,504
2 繰越金	7	0	7
歳入合計	22,509	2	22,511

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 市街地再開発事業費	22,509	2	22,511			2	
歳出合計	22,509	2	22,511			2	

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	22,502	2	22,504	1 土地建物貸付収入	2	保留床貸付収入 2
計	22,502	2	22,504			

3 歳出

(款) 1 市街地再開発事業費

(項) 1 市街地再開発事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 事業費	22,509	2	22,511	特定財源 2 その他 2	27 繰出金	2	◎市街地再開発事業費 2
	特定財源の内訳						
	(他) 保留床貸付収入			2			
計	22,509	2	22,511	特定財源 2 その他 2			

(別紙)

令和4年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算(第5号)

令和4年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10,653千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,167,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		474,222	△11,853	462,369
	1 一般会計繰入金	474,222	△11,853	462,369
3 諸収入		196,740	1,200	197,940
	1 雑入	196,740	1,200	197,940
歳 入	合 計	1,177,846	△10,653	1,167,193

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		353,098	△9,683	343,415
	1 総務管理費	335,828	△5,799	330,029
	2 施設費	17,270	△3,884	13,386
2 公債費		824,748	△970	823,778
	1 公債費	824,748	△970	823,778
歳 出	合 計	1,177,846	△10,653	1,167,193

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	261,384	0	261,384
2 繰入金	474,222	△11,853	462,369
3 諸収入	196,740	1,200	197,940
4 市債	245,500	0	245,500
歳入合計	1,177,846	△10,653	1,167,193

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	353,098	△9,683	343,415			△9,683	
2 公債費	824,748	△970	823,778			△970	
歳出合計	1,177,846	△10,653	1,167,193			△10,653	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	474,222	△ 11,853	462,369	1 一般会計繰入金	△ 11,853	一般会計繰入金 △ 11,853
計	474,222	△ 11,853	462,369			

(款) 3 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	196,740	1,200	197,940	1 雑入	1,200	損害保険金・市有物件災害共済会共済金 1,200
計	196,740	1,200	197,940			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般管理費	335,828	△5,799	330,029	特定財源	△5,799	11 役務費	△1,000	◎管理事務費 △5,799 ○市場利活用促進事業費★ △1,511
				その他	△5,799	12 委託料	△3,288	
						17 備品購入費	△193	
						18 負担金補助及び交付金	△1,318	
	特定財源の内訳							
				(他) 施設使用料	4,854			
				(他) 一般会計繰入金	△11,853			
				(他) 損害保険金・市有物件災害共済会共済金	1,200			
計	335,828	△5,799	330,029	特定財源	△5,799			
				その他	△5,799			

(款) 1 総務費

(項) 2 施設費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 施設整備事業費	17,270	△3,884	13,386	特定財源	△3,884	12 委託料	△2,908	◎施設整備事業費 △3,884 ○総合地方卸売市場施設改修費★ △3,884
				その他	△3,884	14 工事請負費	△976	
	特定財源の内訳							
				(他) 施設使用料	△3,884			
計	17,270	△3,884	13,386	特定財源	△3,884			
				その他	△3,884			

総合地方卸売市場特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
2 利子	43,543	△970	42,573	特定財源	△970	22 償還金 及び割引料	△970	◎本年度償還利子 △970
				その他	△970			
	特定財源の内訳 (他) 施設使用料				△970			
計	824,748	△970	823,778	特定財源	△970			
				その他	△970			

(別紙)

令和4年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,685千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,188,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県支出金		700	△8	692
	1 県補助金	700	△8	692
2 財産収入		906,013	1,052	907,065
	1 財産運用収入	253	1,052	1,305
3 繰入金		252,512	△1,629	250,883
	1 一般会計繰入金	252,512	△1,629	250,883
4 市債		1,033,200	△3,100	1,030,100
	1 市債	1,033,200	△3,100	1,030,100
歳入	合計	2,192,425	△3,685	2,188,740

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 工業団地開発事業費		1,371,117	△3,600	1,367,517
	1 工業団地管理費	5,077	△285	4,792
	2 工業団地造成事業費	1,366,040	△3,315	1,362,725
2 公債費		821,308	△85	821,223
	1 公債費	821,308	△85	821,223
歳 出	合 計	2,192,425	△3,685	2,188,740

工業団地開発事業特別会計

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部第一工業団地造成事業債	千円 1,033,200		%		千円 1,030,100		%	
合 計	1,033,200				1,030,100			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県支出金	700	△8	692
2 財産収入	906,013	1,052	907,065
3 繰入金	252,512	△1,629	250,883
4 市債	1,033,200	△3,100	1,030,100
歳入合計	2,192,425	△3,685	2,188,740

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 工業団地開発事業費	1,371,117	△3,600	1,367,517		△3,100	△500	
2 公債費	821,308	△85	821,223	△8		△77	
歳出合計	2,192,425	△3,685	2,188,740	△8	△3,100	△577	

工業団地開発事業特別会計

2 歳入

(款) 1 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 工業団地開発事業 費県補助金	700	△ 8	692	1 工業団地造成事業費県 補助金	△ 8	工業団地造成利子補給金 △ 8
計	700	△ 8	692			

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	253	1,052	1,305	1 土地建物貸 付収入	1,052	土地貸付収入 1,052
計	253	1,052	1,305			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	252,512	△ 1,629	250,883	1 一般会計繰 入金	△ 1,629	一般会計繰入金 △ 1,629
計	252,512	△ 1,629	250,883			

工業団地開発事業特別会計

(款) 4 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	1,033,200	△ 3,100	1,030,100	1 西部第一工業団地造成事業債	△ 3,100	西部第一工業団地造成事業債 △ 3,100
計	1,033,200	△ 3,100	1,030,100			

工業団地開発事業特別会計

3 歳出

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 1 工業団地管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 工業団地管理費	5,077	△285	4,792	特定財源	△285	12 委託料	△285	◎西部第二工業団地管理費 △268 ◎西部第一工業団地管理費 △17
				その他	△285			
特定財源の内訳								
(他) 土地貸付収入					1,052			
(他) 一般会計繰入金					△1,337			
計	5,077	△285	4,792	特定財源	△285			
				その他	△285			

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 西部第一工業団地造成事業費	1,366,040	△3,315	1,362,725	特定財源	△3,315	8 旅費	△54	◎西部第一工業団地造成事業費 △3,315 ○西部第一工業団地造成事業費★ △3,315
				市債	△3,100	10 需用費	△209	
				その他	△215	11 役務費	△198	
						12 委託料	△154	
						21 補償補填及び賠償金	△2,700	
特定財源の内訳								
(市債) 西部第一工業団地造成事業債					△3,100			
(他) 工業団地造成敷地売払収入					10			
(他) 一般会計繰入金					△225			

工業団地開発事業特別会計

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,366,040	△3,315	1,362,725	特定財源 △3,315 市債 △3,100 その他 △215			

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	820,199	△10	820,189	特定財源 △10 その他 △10	22 償還金 利子及び 割引料	△10	◎本年度償還元金 △10
特定財源の内訳 (他) 工業団地造成敷地売払収入				△10			
2 利子	1,109	△75	1,034	特定財源 △75 国・県 △8 その他 △67	22 償還金 利子及び 割引料	△75	◎本年度償還利子 △75
特定財源の内訳 (県) 工業団地造成利子補給金 (他) 一般会計繰入金				△8 △67			

工業団地開発事業特別会計

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	821,308	△85	821,223	特定財源 国・県 その他	△85 △8 △77		

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み				当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額		当該年度中 元金償還見込額			
西部第一工業団地 造成事業債	1,731,995	1,332,389	補正前の額	1,033,200	補正前の額	820,199	補正前の額	1,545,390
			補正額	△ 3,100	補正額	△ 10	補正額	△ 3,090
			補正後の額	1,030,100	補正後の額	820,189	補正後の額	1,542,300
合 計	1,731,995	1,332,389	補正前の額	1,033,200	補正前の額	820,199	補正前の額	1,545,390
			補正額	△ 3,100	補正額	△ 10	補正額	△ 3,090
			補正後の額	1,030,100	補正後の額	820,189	補正後の額	1,542,300

工業団地開発事業特別会計

(別紙)

令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算(第4号)

令和4年度郡山市の熱海温泉事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第 1 表 歳入予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		103,961	△74,055	29,906
	1 使用料	103,960	△74,055	29,905
4 繰入金		0	74,055	74,055
	1 一般会計繰入金	0	74,055	74,055
歳入	合計	666,162	0	666,162

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	103,961	△74,055	29,906
2 繰越金	562,116	0	562,116
3 諸収入	85	0	85
4 繰入金	0	74,055	74,055
歳入合計	666,162	0	666,162

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理委員会費	373	0	373				
2 総務費	147,882	0	147,882				
3 予備費	517,907	0	517,907				
歳出合計	666,162	0	666,162				

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 温泉使用料	103,960	△ 74,055	29,905	1 温泉使用料	△ 74,055	温泉使用料 △ 74,055
計	103,960	△ 74,055	29,905			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	0	74,055	74,055	1 一般会計繰入金	74,055	一般会計繰入金 74,055
計	0	74,055	74,055			

3 歳出

(款) 1 管理委員会費

(項) 1 管理委員会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 管理委員会費	373	0	373				◎管理委員会費 0
	特定財源の内訳						
				(他) 温泉使用料			△373
				(他) 一般会計繰入金			373
計	373	0	373				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	85,718	0	85,718				◎管理費 0
	特定財源の内訳						
				(他) 温泉使用料			△61,627
				(他) 一般会計繰入金			61,627
2 施設費	62,164	0	62,164				◎施設整備費 0
	特定財源の内訳						
				(他) 温泉使用料			△12,055
				(他) 一般会計繰入金			12,055
計	147,882	0	147,882				

熱海温泉事業特別会計

(別紙)

令和4年度郡山市水道事業会計補正予算(第4号)

第1条 令和4年度郡山市水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			収 入
第1款 水道事業収益	8,626,976千円	88,221千円	8,715,197千円
第3項 特別利益	15,491千円	88,221千円	103,712千円
			支 出
第1款 水道事業費用	7,342,688千円	2,800千円	7,345,488千円
第1項 営業費用	6,915,355千円	2,800千円	6,918,155千円

第3条 予算第7条に定めた(1)職員給与費「763,928千円」を「766,728千円」に改める。

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、一般会計への退職手当負担金支出見込額56,077千円及び下水道事業会計への退職手当負担金支出見込額4,431千円を合わせた額60,508千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

(5) 郡山市中田簡易水道事業の統合

令和4年4月から、郡山市中田簡易水道事業の資産、負債等を全て引き継いで財務諸表等を作成している。

(6) 郡山市工業用水道事業の統合

令和4年4月から、郡山市工業用水道事業の資産、負債等を全て引き継いで財務諸表等を作成している。

令和4年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 水道事業収益			88,221	
	3 特別利益		88,221	
		2 その他特別利益		88,221

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 水道事業費用			2,800	
	1 営業費用		2,800	
		4 総係費		2,800

令和4年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	1,101,992
減価償却費	3,022,786
固定資産除却費	50,719
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 266
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 8,126
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 8,839
長期前受金戻入額	△ 395,484
受取利息及び受取配当金	1,341
支払利息	136,432
未収金の増減額 (△は増加)	△ 14,221
未払金の増減額 (△は減少)	491,477
前払金の増減額 (△は増加)	782,280
預り金の増減額 (△は減少)	△ 390,734
小計	4,769,357
利息及び配当金の受取額	△ 1,341
利息の支払額	△ 136,432
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,631,584

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 6,581,090
	有形固定資産の売却による収入	1,819
	短期貸付金の回収による収入	376,000
	工事負担金による収入	402,483
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,800,788
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 1,071,829
	他会計からの出資による収入	23,767
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,048,062
	資金増加額(又は減少額)	△ 2,217,266
	資金期首残高	11,351,832
	資金期末残高	9,134,566

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区	分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	14	(20)	316	307,798	240,711	548,825	100,315	649,140
	支 弁 職 員		()						
	資 本 勘 定		(14)		60,270	37,274	97,544	20,044	117,588
	合 計	14	(20)	316	368,068	277,985	646,369	120,359	766,728
補 正 前	損 益 勘 定	14	(20)	316	307,798	237,911	546,025	100,315	646,340
	支 弁 職 員		()						
	資 本 勘 定		(14)		60,270	37,274	97,544	20,044	117,588
	合 計	14	(20)	316	368,068	275,185	643,569	120,359	763,928
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	0	2,800	2,800	0	2,800
	支 弁 職 員		()						
	資 本 勘 定		(0)			0	0	0	0
	合 計	0	(0)	0	0	2,800	2,800	0	2,800

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	12,249	7,921	7,920	717	42,775	2,054	
	補 正 前	12,249	7,921	7,920	717	42,775	2,054	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	81,236	57,638		12,357	736		52,382
補 正 前	81,236	57,638		12,357	736		49,582	
比 較	0	0		0	0		2,800	

水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	14	(0)	316	279,157	233,417	512,890	94,098	606,988
	支 弁 職 員		(66)						
	資 本 勘 定		(14)		60,270	37,274	97,544	20,044	117,588
	合 計	14	(80)	316	339,427	270,691	610,434	114,142	724,576
補 正 前	損 益 勘 定	14	(0)	316	279,157	230,617	510,090	94,098	604,188
	支 弁 職 員		(66)						
	資 本 勘 定		(14)		60,270	37,274	97,544	20,044	117,588
	合 計	14	(80)	316	339,427	267,891	607,634	114,142	721,776
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	0	2,800	2,800	0	2,800
	支 弁 職 員		(0)						
	資 本 勘 定		(0)		0	0	0	0	0
	合 計	0	(0)	0	0	2,800	2,800	0	2,800

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補 正 後	12,249	6,328	7,920	705	42,695	2,054		
	補 正 前	12,249	6,328	7,920	705	42,695	2,054		
	比 較	0	0	0	0	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		補 正 後	75,627	57,638		12,357	736		52,382
		補 正 前	75,627	57,638		12,357	736		49,582
	比 較	0	0		0	0		2,800	

水道事業会計

令和4年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部				
1	固 定 資 産					
(1)	有 形 固 定 資 産					
	イ 土 地				1,273,119	
	ロ 建 物			6,003,245		
	ハ 構 造 物	価 償 却 累 計		△ 3,872,287	2,130,958	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 償 却 累 計		115,788,861		
	ホ 車 両 運 搬 具	減 価 償 却 累 計		△ 59,616,641	56,172,220	
	ヘ 船 舶	減 価 償 却 累 計		14,809,694		
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 償 却 累 計		△ 12,093,225	2,716,469	
	チ 建 設 仮 勘 定	減 価 償 却 累 計		74,866		
	有 形 固 定 資 産 合 計	減 価 償 却 累 計		△ 64,320	10,546	
	(2) 無 形 固 定 資 産	減 価 償 却 累 計		310		
	イ 水 利 上 用 権	減 価 償 却 累 計		△ 295	15	
	ロ 地 上 用 権	減 価 償 却 累 計		286,802		
	ハ ダ ム 使 用 権	減 価 償 却 累 計		△ 190,403	96,399	
	ニ 電 話 加 入 権	減 価 償 却 累 計			1,254,898	
	無 形 固 定 資 産 合 計	減 価 償 却 累 計			63,654,624	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産					
	イ 出 資					
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計				2,467	
	固 定 資 産 合 計					71,024,642

水道事業会計

2	流	動	資	産			
(1)	現	金	預	金		9,134,566	
(2)	未		収	金	407,397		
	貸	倒	引	金	<u>△ 13,466</u>	393,931	
(3)	貯		蔵	品		41,389	
(4)	そ	の	流	産		<u>1</u>	
	流	他	動	産			9,569,887
	資	資	産	計			<u>80,594,529</u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	設	改	良	費	等
	企	業	債	当	引	当	金
							計
							5,222,196
(2)	引	退	職	給	付	引	当
	口	修	繕	引	当	金	計
							696,321
							<u>1,194,613</u>
							1,890,934
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	設	改	良	費	等
	企	業	債	当	引	当	金
							計
							911,174
(2)	未						911,174
(3)	引						1,542,457
	イ	賞	与	引	当	金	計
							53,153
							53,153
(4)	預	動	負	債	合		計
	流	延	期	前	受	計	金
5	繰	延	化	累	計		額
(1)	長	益	収	益	合		計
	収	延	収	合			18,247,761
	繰	債	債				<u>△ 9,258,116</u>
	負						8,989,645
							<u>18,619,133</u>

水道事業会計

資 本 の 部

6	資		本	金			
(1)	資		本	金			
	イ	固	有	資	本	346,345	
	ロ	出		資	本	12,076,345	
	ハ	組	入	資	本	38,822,080	
	資		本	金	合		51,244,770
	資		本	金	合		51,244,770
7	剰		余	金			
(1)	資		本	剰	余		
	イ	受	贈	財	産	評	価
	資	本	剰	余	金	合	額
							計
						188,986	188,986
(2)	利		益	剰	余		
	イ	減	債	積	立	1,957,339	
	ロ	建	設	改	良	積	立
	ハ	当	年	度	未	処	分
		利	益	剰	余	金	合
							計
						5,843,583	10,541,640
	利		剰	余	金		
	剰		余	金	合		10,730,626
	資		本	金	合		61,975,396
	負	債	資	本	合		80,594,529

(参考資料)

令和4年度郡山市水道事業会計補正予算明細書

収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業収益		8,626,976	88,221	8,715,197		
3 特別利益		15,491	88,221	103,712		
	2 その他特別利益	15,490	88,221	103,711	その他特別利益	88,221
収益的収入合計		8,626,976	88,221	8,715,197		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業費用		7,342,688	2,800	7,345,488		
1 営業費用		6,915,355	2,800	6,918,155		
	4 総係費	467,718	2,800	470,518	退職給付費	2,800
収益的支出合計		7,342,688	2,800	7,345,488		

水道事業会計

(別紙)

令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算(第5号)

第1条 令和4年度郡山市下水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「7,204,488千円」を「6,965,451千円」に、流域下水道建設費「67,123千円」を「64,504千円」に、特定環境保全公共下水道建設費「25,806千円」を「20,237千円」に改める。

第3条 予算第3条本文なお書を次のとおり改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の資産減耗費28,900千円の財源にあてるため、企業債28,900千円を借り入れる。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	9,000,476千円	△73,860千円	8,926,616千円
第2項 営業外収益	3,379,619千円	△250,039千円	3,129,580千円
第3項 特別利益	1千円	176,179千円	176,180千円
第1款 下水道事業費用	8,947,276千円	△262,439千円	8,684,837千円
第1項 営業費用	8,093,312千円	△262,439千円	7,830,873千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的収入	9,470,662千円	△249,514千円	9,221,148千円
第1項 企業債	4,374,300千円	△219,700千円	4,154,600千円
第2項 他会計出資金	1,989,113千円	△9,924千円	1,979,189千円
第3項 負担金及び分担金	136,044千円	△5,253千円	130,791千円
第4項 補助金	2,971,205千円	△14,637千円	2,956,568千円
第1款 下水道事業資本的支出	12,940,624千円	△249,514千円	12,691,110千円
第1項 建設改良費	7,621,512千円	△249,514千円	7,371,998千円

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
下水道施設整備事業	千円 3,883,500	千円 3,663,800			
下水道施設等整理事業	31,300	28,900			
合 計	4,405,600	4,183,500			

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	137,444,049	6,211,172	143,655,221
セグメント負債	101,188,967	4,824,370	106,013,337

下水道事業会計

令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業収益			△ 73,860	
	2 営業外収益		△ 250,039	
		1 他会計負担金	△ 250,039	汚水処理等一般会計負担金を補正
	3 特別利益		176,179	
		1 過年度損益修正益	176,179	流域下水道維持管理負担金還付金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業費用			△ 262,439	
	1 営業費用		△ 262,439	
		8 流域下水道管理費	△ 260,000	流域下水道維持管理負担金を補正
		11 資産減耗費	△ 2,439	有形固定資産除却費を補正

下水道事業会計

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的収入			△ 249,514	
	1 企業債		△ 219,700	
		1 建設改良費等企業債	△ 219,700	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		△ 9,924	
		1 他会計出資金	△ 9,924	一般会計出資金を補正
	3 負担金及び分担金		△ 5,253	
		3 工事負担金	△ 5,253	建設工事負担金を補正
	4 補助金		△ 14,637	
		1 国庫補助金	△ 20,809	建設改良事業国庫補助金を補正
2 県補助金		6,172	建設改良事業県補助金	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的支出			△ 249,514	
	1 建設改良費		△ 249,514	
		1 公共下水道建設費	△ 239,037	工事請負費等を補正
		2 流域下水道建設費	△ 2,619	流域下水道建設負担金を補正
3 特定環境保全公共下水道建設費		△ 5,569	工事請負費を補正	

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業資本の支出	1 建設改良費	5 固定資産購入費	△ 2,289	土地購入費等を補正

令和4年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	16,482
減価償却費	4,421,740
固定資産除却費	59,406
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,744
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 25,149
長期前受金戻入額	△ 1,286,967
支払利息	847,316
未収金の増減額 (△は増加)	△ 132,005
未払金の増減額 (△は減少)	△ 65,518
前払金の増減額 (△は増加)	1,172,140
小計	5,003,701
利息の支払額	△ 847,316
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,156,385

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 9,237,101
無形固定資産の取得による支出	△ 58,640
国庫補助金による収入	3,541,263
県補助金による収入	6,172
受益者負担金分担金による収入	127,043
工事負担金による収入	3,748
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 268,152
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,885,667
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	4,398,600
その他の企業債による収入	519,700
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 4,579,088
その他の企業債の償還による支出	△ 740,024
他会計からの出資による収入	1,979,189
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,578,377
資金増加額（又は減少額）	△ 150,905
資金期首残高	709,865
資金期末残高	558,960

令和4年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,715,365	
	ロ 建 築 物 額	2,289,502		
	減価償却累計額	<u>△ 977,887</u>	1,311,615	
	ハ 構 築 物 額	173,995,577		
	減価償却累計額	<u>△ 48,263,342</u>	125,732,235	
	ニ 機 械 及 び 装 置	14,223,460		
	減価償却累計額	<u>△ 9,330,275</u>	4,893,185	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	11,619		
	減価償却累計額	<u>△ 8,881</u>	2,738	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	26,979		
	減価償却累計額	<u>△ 13,998</u>	12,981	
	ト 建 設 仮 勘 定		389,728	
	有形固定資産合計		<u>136,057,847</u>	
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		5,429,105	
	無形固定資産合計		<u>5,429,105</u>	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資		8,384	
	投資その他の資産合計		<u>8,384</u>	
	有形固定資産合計		<u>141,495,336</u>	
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		558,960	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金		1,632,805	
	貯 流 資 産 合 計		<u>1,597,421</u>	
(3)	貯 流 資 産 合 計		3,504	
	流動資産合計		<u>2,159,885</u>	
	資産合計		<u><u>143,655,221</u></u>	

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債	51,094,371				
	ロ その他企業債	<u>3,283,990</u>				
	企業債計				<u>54,378,361</u>	
	固定負債合					54,378,361
4	流動負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債	4,546,287				
	ロ その他企業債	<u>721,213</u>				
	企業債計				5,267,500	
(2)	未引当				1,585,432	
(3)	引当					
	イ 賞与引当					
	ロ 引当					
	引当金計	<u>48,120</u>			48,120	
(4)	預流				5,789	
	流動負債合					6,906,841
5	繰上					
(1)	繰上					
	イ 繰上					
	ロ 繰上					
	繰上計				62,914,387	
	繰上				<u>△ 18,186,252</u>	
	繰上合					44,728,135
	繰上計					<u>106,013,337</u>

資 本 の 部

6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	本		10,745,295	
	ロ	会	資	出	23,456,979	
	ハ	入	資	本	562,011	
	資	本	金	合		34,764,285
	資	本	金	合		
7	剩	余	金			
(1)	資	本	剩	余		
	イ	国	庫	補	助	1,131,046
	ロ	県	補	助		21,676
	ハ	受	者	負	担	金
	ニ	工	事	負	担	金
	ホ	受	贈	財	産	評
	ヘ	そ	の	他	資	本
	資	本	剩	余	金	合
	資	本	剩	余	金	合
	利	益	剩	余	金	合
(2)	イ	当	年	度	未	処
	利	益	剩	余	金	合
	剩	余	金	合		
	資	本	合			
	負	債	資	本	合	
						2,806,306
					71,293	
						71,293
						2,877,599
						37,641,884
						143,655,221

(参考資料)

令和4年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業収益		9,000,476	△ 73,860	8,926,616		
2 営業外収益		3,379,619	△ 250,039	3,129,580		
	1 他会計負担金	1,870,078	△ 250,039	1,620,039	他会計負担金	△ 250,039
3 特別利益		1	176,179	176,180		
	1 過年度損益修正益	1	176,179	176,180	過年度損益修正益	176,179
収益的収入合計		9,000,476	△ 73,860	8,926,616		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業費用		8,947,276	△ 262,439	8,684,837		
1 営業費用		8,093,312	△ 262,439	7,830,873		
	8 流域下水道管理費	2,077,854	△ 260,000	1,817,854	負担金	△ 260,000
	11 資産減耗費	98,756	△ 2,439	96,317	固定資産除却費	△ 2,439
収益的支出合計		8,947,276	△ 262,439	8,684,837		

下水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的収入		9,470,662	△ 249,514	9,221,148		
1 企業債		4,374,300	△ 219,700	4,154,600		
	1 建設改良費等企業債	3,883,500	△ 219,700	3,663,800	公共下水道事業債	△ 211,600
					流域下水道事業債	△ 2,800
					特定環境保全公共下水道事業債	△ 5,300
2 他会計出資金		1,989,113	△ 9,924	1,979,189		
	1 他会計出資金	1,989,113	△ 9,924	1,979,189	他会計出資金	△ 9,924
3 負担金及び分担金		136,044	△ 5,253	130,791		
	3 工事負担金	9,001	△ 5,253	3,748	工事負担金	△ 5,253
4 補助金		2,971,205	△ 14,637	2,956,568		
	1 国庫補助金	2,971,205	△ 20,809	2,950,396	公共下水道費国庫補助金	△ 20,809
	2 県補助金	0	6,172	6,172	公共下水道費県補助金	6,172
資本的収入合計		9,470,662	△ 249,514	9,221,148		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的支出		12,940,624	△ 249,514	12,691,110		
1 建設改良費		7,621,512	△ 249,514	7,371,998		
	1 公共下水道建設費	7,204,488	△ 239,037	6,965,451	委託料	△ 27,495
					工事請負費	△ 64,170
					補償金及び賠償金	△ 141,039

下水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 建設改良費	1 公共下水道建設費				負担金	△ 6,333
	2 流域下水道建設費	67,123	△ 2,619	64,504	負担金	△ 2,619
	3 特定環境保全公共下水道建設費	25,806	△ 5,569	20,237	工事請負費	△ 5,569
	5 固定資産購入費	7,504	△ 2,289	5,215	土地購入費	△ 1,983
					車両及び運搬具購入費	△ 287
					工具器具及び備品購入費	△ 19
資本的支出合計		12,940,624	△ 249,514	12,691,110		

下水道事業会計

(別紙)

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算(第4号)

第1条 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、農業集落排水事業建設費「221,484千円」を「181,629千円」に改める。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入	380,245千円	△39,855千円	340,390千円
第1項 企業債	192,000千円	△37,400千円	154,600千円
第2項 他会計出資金	169,745千円	△2,245千円	167,500千円
第3項 補助金	18,500千円	△210千円	18,290千円
	支	出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出	614,360千円	△39,855千円	574,505千円
第1項 建設改良費	221,484千円	△39,855千円	181,629千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
農業集落排水事業	千円 192,000	千円 154,600			
合計	192,000	154,600			

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算実施計画
資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 農業集落排水事業資本的收入			△ 39,855	
	1 企業債		△ 37,400	
		1 建設改良費等企業債	△ 37,400	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		△ 2,245	
		1 他会計出資金	△ 2,245	一般会計出資金を補正
	3 補助金		△ 210	
1 国庫補助金		△ 210	建設改良事業国庫補助金を補正	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 農業集落排水事業資本の支出			△ 39,855	
	1 建設改良費		△ 39,855	
		1 農業集落排水事業建設費	△ 39,855	工事請負費等を補正

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	386,072
固定資産除却費	8,501
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	84
賞与引当金の増減額 (△は減少)	36
長期前受金戻入額	△ 166,711
支払利息	65,796
未収金の増減額 (△は増加)	255,018
未払金の増減額 (△は減少)	118,594
前払金の増減額 (△は増加)	106,770
小計	774,160
利息の支払額	△ 65,796
業務活動によるキャッシュ・フロー	708,364

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 381,026
国庫補助金による収入	67,691
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 1,663
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 314,998
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入金の返済による支出	△ 376,000
建設改良費等企業債による収入	208,500
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 392,876
他会計からの出資による収入	167,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 392,876
資金増加額(又は減少額)	490
資金期首残高	431
資金期末残高	921

令和4年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部						
1	固 定 資 産							
(1)	有 形 固 定 資 産							
	イ 土 地						184,706	
	ロ 建 物				477,298			
	ハ 構 築	減 価 却 累 計			<u>△ 157,853</u>		319,445	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 却 累 計			<u>△ 4,586,620</u>		9,915,722	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	減 価 却 累 計			<u>2,329,114</u>		585,801	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 却 累 計			<u>△ 1,743,313</u>		91	
					91		91	
					<u>145</u>			
					<u>△ 138</u>		7	
	有 形 固 定 資 産 合 計						<u>11,005,772</u>	
	固 定 資 産 合 計							11,005,772
2	流 動 資 産							
(1)	現 金 預 金						921	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金						153,865	
(3)	貯 流 資 産 合 計						<u>△ 413</u>	
							153,452	
							<u>473</u>	
								<u>154,846</u>
								<u>11,160,618</u>

資 本 の 部

6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	本	本	825,063	
	ロ	会	資	資	1,643,597	
	ハ	入	出	本	17,974	
	資	本	資	合		
	資	本	金	合		
						<u>2,486,634</u>
						2,486,634
7	剩	余	金			
(1)	資	本	剩	余		
	イ	国	庫	補	助	101,156
	ロ	県	補	助		16,590
	ハ	受	益	者	負	担
	ニ	受	贈	財	産	及
	ホ	そ	の	他	資	本
						剩
						余
						金
						額
						計
						額
						4
						<u>124,727</u>
(2)	利	益	剩	余		
	イ	当	年	度	未	処
						分
						利
						益
						剩
						余
						金
						合
						計
						計
						0
						<u>0</u>
						124,727
						<u>2,611,361</u>
						<u>11,160,618</u>

(参考資料) 令和4年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算明細書
資本的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的収入		380,245	△ 39,855	340,390		
1 企業債		192,000	△ 37,400	154,600		
	1 建設改良費等企業債	192,000	△ 37,400	154,600	農業集落排水事業債	△ 37,400
2 他会計出資金		169,745	△ 2,245	167,500		
	1 他会計出資金	169,745	△ 2,245	167,500	他会計出資金	△ 2,245
3 補助金		18,500	△ 210	18,290		
	1 国庫補助金	18,500	△ 210	18,290	農業集落排水事業費国庫補助金	△ 210
資本的収入合計		380,245	△ 39,855	340,390		

資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的支出		614,360	△ 39,855	574,505		
1 建設改良費		221,484	△ 39,855	181,629		
	1 農業集落排水事業建設費	221,484	△ 39,855	181,629	委託料	△ 5,790
					工事請負費	△ 34,065
資本的支出合計		614,360	△ 39,855	574,505		

農業集落排水事業会計

(予 算 資 料)

1 令和4年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		154,430,815	△ 2,136,719	152,294,096
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	29,636,672	8,076	29,644,748
	後期高齢者医療特別会計	3,808,924	△ 2,920	3,806,004
	介護保険特別会計	27,586,563	△ 16,874	27,569,689
	公共用地先行取得事業特別会計	4,838	0	4,838
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	4,006	0	4,006
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	99,745	0	99,745
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	1,232,431	△ 15,184	1,217,247
	徳定土地地区画整理事業特別会計	715,693	0	715,693
	大町土地地区画整理事業特別会計	355,474	0	355,474
	駐車場事業特別会計	97,606	72,832	170,438
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,509	2	22,511
	総合地方卸売市場特別会計	1,177,846	△ 10,653	1,167,193
	工業団地開発事業特別会計	2,192,425	△ 3,685	2,188,740
	熱海温泉事業特別会計	666,162	0	666,162
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	32,357	0	32,357
	多田野財産区特別会計	9,222	0	9,222
河内財産区特別会計	15,362	0	15,362	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	900	0	900
	月形財産区特別会計	1,250	0	1,250
	舟津財産区特別会計	26,356	0	26,356
	館財産区特別会計	24,811	0	24,811
	浜路財産区特別会計	859	0	859
	横沢財産区特別会計	14,700	0	14,700
	中野財産区特別会計	3,676	0	3,676
	後田財産区特別会計	2,681	0	2,681
	水道事業会計	13,213,273	2,800	13,216,073
	簡易水道事業会計	344,762	0	344,762
	下水道事業会計	21,887,900	△ 511,953	21,375,947
	農業集落排水事業会計	1,291,383	△ 39,855	1,251,528
	計	104,470,386	△ 517,414	103,952,972
	合 計	258,901,201	△ 2,654,133	256,247,068

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬		△904		△1						△872					△1,777	2,753,888	2,752,111
2 給料															0	7,785,703	7,785,703
3 職員手当等		282,386													282,386	5,902,863	6,185,249
4 共済費															0	3,027,173	3,027,173
5 災害補償費															0	1,593	1,593
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費		△6,944	△1,619	△3,823		△113	△676	△1,022		△8,653					△22,850	741,539	718,689
8 旅費		△711	△356	△1,515		△648	△1,723			△3,348					△8,301	242,178	233,877
9 交際費															0	2,888	2,888
10 需用費		△32,838	△9,984	△18,029	△1,980	△785	△3,321	△2,747	△314	△7,433	△214,674				△292,105	6,707,015	6,414,910
11 役務費		△13,225	△1,443	△10,617		△2,558	△496	△29		△3,193					△31,561	1,151,157	1,119,596
12 委託料		△55,614	△2,690	△687,979		△24,836	△1,859	△41,590	△5,555	△64,893	△45,090				△930,106	21,126,848	20,196,742
13 使用料及び賃借料		△4,380		△2,011		△258	△1,873			△1,427					△9,949	1,868,400	1,858,451
14 工事請負費		△719		△604,981		△28,109		△131,170	△1,563	△456,814	△100,517				△1,323,873	17,263,650	15,939,777
15 原材料費															0	85,317	85,317
16 公有財産購入費															0	149,354	149,354
17 備品購入費		△354	△3,466	△579				△1,285		△2,699					△8,383	403,778	395,395
18 負担金補助及び交付金		△6,457	△9,542	△180,623	△4,271	△63,364	△117,984	△1,004,462		△49,256					△1,435,959	25,358,858	23,922,899
19 扶助費			△449,079	△31,728						△53,859					△534,666	26,976,126	26,441,460
20 貸付金			△25,494												△25,494	4,181,488	4,155,994
21 補償補填及び賠償金						△176									△176	333,720	333,544
22 償還金利子及び割引料			14,851												14,851	10,170,244	10,185,095
23 投資及び出資金						△2,245		△9,924							△12,169	2,197,786	2,185,617
24 積立金		2,100,581	27,996	10,076		5,600		1,072		3,294					2,148,619	5,959,940	8,108,559
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	10,257	10,257
27 繰出金		74,055	△8,471			△11,853	△1,629	△3,784							48,318	9,604,332	9,652,650
予備費														6,476	6,476	423,775	430,251
歳出合計		2,334,876	△469,297	△1,531,810	△6,251	△129,345	△129,561	△1,194,941	△7,432	△649,153	△360,281			6,476	△2,136,719	154,430,815	152,294,096

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費		281,469		△1						△872					280,596	19,567,594	19,848,190
うち職員給															0	7,785,703	7,785,703
2 扶助費			△449,079	△31,728						△53,859					△534,666	34,147,602	33,612,936
3 公債費															0	8,318,481	8,318,481
4 物件費		△98,249	△8,183	△545,528		△23,975	△6,149	△50,112	△5,209	△66,832					△804,237	26,256,396	25,452,159
5 維持補修費		△40	△5,763	△14,900	△249	△25		△14,031							△35,008	3,069,729	3,034,721
6 補助費等		△13,514	9,597	△170,897	△4,271	△34,420	△112,753	△256,788		△58,182					△641,228	18,429,317	17,788,089
うち補助交付金		△6,457	△3,635	△5,819	△4,271	△33,732	△111,815	△5,698		△49,256					△220,683	5,103,289	4,882,606
7 積立金		2,100,581	27,996	10,076		5,600		1,072		3,294					2,148,619	5,959,940	8,108,559
8 投資及び出資金						△2,245		△9,924							△12,169	2,197,786	2,185,617
9 貸付金			△25,494												△25,494	4,181,488	4,155,994
10 繰出金		74,055	△8,471			△11,853	△1,629	△3,784							48,318	9,604,332	9,652,650
11 普通建設事業費		△9,426	△9,900	△121,269	△1,731	△62,427	△9,030	△861,374	△2,223	△472,702					△1,550,082	19,376,463	17,826,381
(1)補助事業費		△719	△9,112	△113,310	△1,731	△29,057		△809,341		△314,866					△1,278,136	13,466,289	12,188,153
(2)単独事業費		△8,707	△788	△7,959		△33,370	△9,030	△52,033	△2,223	△157,836					△271,946	5,910,174	5,638,228
12 災害復旧事業費				△657,563							△360,281				△1,017,844	2,897,912	1,880,068
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														6,476	6,476	423,775	430,251
歳出合計		2,334,876	△469,297	△1,531,810	△6,251	△129,345	△129,561	△1,194,941	△7,432	△649,153	△360,281			6,476	△2,136,719	154,430,815	152,294,096

4 令和4年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	1 総務管理費	6 政策開発費	UIJターン支援補助金	18,000	△5,600	12,400	
		13 市民協働推進費	クラウドファンディング活用促進事業費補助金	1,000	△857	143	
3 民生費	2 心身障害者福祉費	1 障害福祉費	障害福祉サービス事業所等継続支援補助金	2,022	△1,089	933	
	3 老人福祉費	3 介護保険事業費	老人福祉施設等整備費補助金	234,330	△3,500	230,830	
	4 児童福祉費	1 こども政策費		結婚新生活スタートアップ支援補助金	21,000	△124	20,876
				認可保育所等施設開設準備経費補助金	2,380	△850	1,530
				認可保育所等施設整備費補助金	249,437	△1,557	247,880
				認定こども園移行支援補助金	564	△564	0
		保育所等設備災害復旧事業費補助金	7,242	△1,858	5,384		
4 衛生費	1 保健衛生費	2 保健所健康政策費	感染管理認定看護師重点育成事業費補助金	4,000	△2,819	1,181	
		9 環境政策費	次世代自動車導入補助金	10,000	△2,350	7,650	
		11 浄化槽対策費		浄化槽設置整備事業補助金	33,771	△11,204	22,567
				浄化槽維持管理費補助金	47,740	△3,000	44,740
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	雇用継続支援補助金	7,000	△4,271	2,729	

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	中山間地域等直接支払交付金	114,162	△1,175	112,987
			機構集積協力金	12,452	△12,169	283
			経営継承・発展等支援事業費補助金	2,000	△1,000	1,000
			担い手づくり総合支援事業費補助金	11,460	△11,460	0
			遊休農地等再生対策支援事業費補助金	715	△715	0
			新規就農者育成総合対策事業費補助金	51,750	△9,132	42,618
			肥料高騰対策事業費補助金	24,800	△2,884	21,916
		3 農業振興費	水稻生産緊急支援事業費補助金	13,704	△511	13,193
			環境保全型農業直接支援対策交付金事業費補助金	1,900	△336	1,564
			ふくしま逢瀬ワイナリーイベント実行委員会負担金	1,500	△558	942
			狩猟による地域環境保全対策推進事業費補助金	1,040	△598	442
			園芸作物基盤強化支援事業費補助金	2,554	△1,325	1,229
			産地生産力強化総合対策事業費補助金	4,126	6,723	10,849
			強い野菜産地拡大特別対策事業費補助金	25,323	△25,323	0
			狩猟技術向上等支援事業費補助金	370	△370	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	果樹ひょう害対策緊急支援事業費補助金	1,140	△399	741
		4 農地費	多面的機能支払交付金事業費補助金	267,224	△1,998	265,226
	2 林業費	1 林業振興費	森林整備事業費補助金	1,846	△117	1,729
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	商業起業家支援事業費補助金	484	△484	0
			中心市街地空き店舗活用支援事業費補助金	1,650	△1,650	0
			中小企業等振興支援事業費補助金	800	△110	690
			こおりやま産業クラウドファンディング活用支援補助金	5,000	△4,311	689
			事業引継ぎ支援補助金	3,800	△3,800	0
			BCP策定等支援補助金	1,500	△1,132	368
			BCP等計画策定集団指導事業費補助金	600	△517	83
			中小企業等向け専門家活用支援事業費補助金	11,500	△7,389	4,111
			オンライン活用支援事業費補助金	900	△503	397
			DX推進補助金	18,000	△8,409	9,591
			商店街等にぎわい回復・DX推進事業費補助金	1,100	△266	834
運輸業等緊急支援給付金	63,350	△13,147	50,203			

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	業種別物価高騰対策支援補助金	15,000	△14,550	450
		2 観光物産費	観光コンテンツ開発支援補助金	1,500	△335	1,165
			ニューノーマル対応認定店支援補助金	30,000	△19,026	10,974
			ふくしま感染防止対策認定店応援金	20,000	△13,100	6,900
			郡山テイクアウトフェス実行委員会負担金	1,000	△262	738
			コンベンション参加者宿泊・周遊促進事業費補助金	20,422	△10,606	9,816
			メイドインこおりやま市場拡大支援補助金	5,000	△2,062	2,938
			海外販路開拓等支援補助金	12,500	△9,174	3,326
			宿泊施設環境整備支援補助金	35,000	△5,907	29,093
			3 産業創出費	医療関連製品開発補助金	1,000	△94
		新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金		1,000	△1,000	0
水素関連企業E-world出展費補助金	300	△150		150		
8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	木造住宅耐震改修促進事業補助金	8,000	△3,400	4,600
			ブロック塀等安全対策事業費補助金	2,000	△1,192	808
			建築物耐震化促進事業補助金	104,281	△8,769	95,512

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
8 土木費	4 都市計画費	2 都市計画費	地域生活拠点型再開発事業補助金	909,124	△512,000	397,124
			市街地再開発事業補助金	223,364	△223,364	0
		5 公園費	緑あふれるまちづくり事業費補助金	2,800	△1,058	1,742
		8 公共交通対策費	公共交通緊急支援給付金	22,000	△2,640	19,360
	5 住宅費	1 住宅費	老朽空家除却費補助金	1,000	△1,000	0
			空家地域活用支援事業補助金	1,000	△1,000	0
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	奨学資金給与交付金	24,240	△810	23,430
		2 学校管理費	学校給食費補助金	955,135	△48,446	906,689

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和5年3月28日、第211回国会において、地方税法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、郡山市税条例の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する必要があるため。

令和5年3月31日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

郡山市税条例の一部を改正する条例

郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第37条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を納入書により納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第39条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第37条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第39条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額</p>

に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第40条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 (略)

(家屋に対する固定資産税の税率の特例)

第50条の3 (略)

2 前項の規定は、当該耐火建築物の固定資産税課税標準額から法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第1項の規定の適用を受ける固定資産税額に対応する当該課税標準額を控除した額を限度として適用するものとする。

(たばこ税の申告納付の手續)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及

に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第40条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 (略)

(家屋に対する固定資産税の税率の特例)

第50条の3 (略)

2 前項の規定は、当該耐火建築物の固定資産税課税標準額から法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項の規定の適用を受ける固定資産税額に対応する当該課税標準額を控除した額を限度として適用するものとする。

(たばこ税の申告納付の手續)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及

び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第88条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第88条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第88条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第88条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第9項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第9項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する

条例で定める割合は、4分の3とする。

- 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7

条例で定める割合は、4分の3とする。

- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 16 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 (略)
- 18 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7

条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

第15条の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係

条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第68条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第15条の2の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第68条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係

る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3

年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別

1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発行された日から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等の

割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発行された日から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等の

ための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。))に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。))に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第21条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模

ための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。))に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。))に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第21条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5

の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の2の規定を適用する。

条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の2の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第50条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の郡山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の郡山市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第21条の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和5年度郡山市一般会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和5年4月14日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和5年度郡山市一般会計補正予算(第1号)

令和5年度郡山市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ362,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,362,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国庫支出金		23,573,386	362,000	23,935,386
	2 国庫補助金	7,129,792	362,000	7,491,792
歳 入	合 計	134,000,000	362,000	134,362,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		50,143,878	362,000	50,505,878
	4 児童福祉費	23,025,052	362,000	23,387,052
歳 出	合 計	134,000,000	362,000	134,362,000

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	52,055,097	0	52,055,097
2 地方譲与税	1,197,247	0	1,197,247
3 利子割交付金	26,785	0	26,785
4 配当割交付金	174,376	0	174,376
5 株式等譲渡所得割交付金	74,391	0	74,391
6 法人事業税交付金	917,351	0	917,351
7 地方消費税交付金	9,048,705	0	9,048,705
8 ゴルフ場利用税交付金	18,502	0	18,502
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	75,552	0	75,552
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,036	0	3,036
12 地方特例交付金	374,074	0	374,074
13 地方交付税	10,643,000	0	10,643,000
14 交通安全対策特別交付金	53,502	0	53,502
15 分担金及び負担金	409,266	0	409,266
16 使用料及び手数料	2,506,375	0	2,506,375
17 国庫支出金	23,573,386	362,000	23,935,386
18 県支出金	9,564,828	0	9,564,828
19 財産収入	103,837	0	103,837
20 寄附金	160,006	0	160,006
21 繰入金	5,696,186	0	5,696,186
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	4,692,797	0	4,692,797
24 市債	11,031,700	0	11,031,700
歳入合計	134,000,000	362,000	134,362,000

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	649,888	0	649,888				
2 総務費	10,761,613	0	10,761,613				
3 民生費	50,143,878	362,000	50,505,878	362,000			
4 衛生費	11,503,604	0	11,503,604				
5 労働費	120,047	0	120,047				
6 農林水産業費	5,130,378	0	5,130,378				
7 商工費	6,252,540	0	6,252,540				
8 土木費	18,163,103	0	18,163,103				
9 消防費	3,768,023	0	3,768,023				
10 教育費	19,006,125	0	19,006,125				
11 災害復旧費	31,016	0	31,016				
12 公債費	7,993,759	0	7,993,759				
13 諸支出金	76,026	0	76,026				
14 予備費	400,000	0	400,000				
歳出合計	134,000,000	362,000	134,362,000	362,000			

2 歳入

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,150,956	362,000	1,512,956	4 児童福祉費 国庫補助金	362,000	新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化交付金 362,000
計	7,129,792	362,000	7,491,792			

17款 国庫支出金

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
2 こども家庭 費	8,166,905	362,000	8,528,905	特定財源 国・県	362,000 362,000	10 需用費	26	◎母子福祉対策費 362,000
						11 役務費	809	
						12 委託料	11,165	
						19 扶助費	350,000	
特定財源の内訳 (国)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強 化交付金								
計	23,025,052	362,000	23,387,052	特定財源 国・県	362,000 362,000			

3款 民生費

(予 算 資 料)

1 令和5年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		134,000,000	362,000	134,362,000
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,356,271	0	28,356,271
	後期高齢者医療特別会計	3,871,146	0	3,871,146
	介護保険特別会計	28,343,430	0	28,343,430
	公共用地先行取得事業特別会計	7,543	0	7,543
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	1,991	0	1,991
	富田第二土地区画整理事業特別会計	280,806	0	280,806
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	695,203	0	695,203
	徳定土地区画整理事業特別会計	914,278	0	914,278
	大町土地区画整理事業特別会計	492,718	0	492,718
	駐車場事業特別会計	124,703	0	124,703
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	23,656	0	23,656
	総合地方卸売市場特別会計	1,436,732	0	1,436,732
	工業団地開発事業特別会計	3,958,004	0	3,958,004
	熱海温泉事業特別会計	621,693	0	621,693
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	23,303	0	23,303
	多田野財産区特別会計	14,321	0	14,321
河内財産区特別会計	11,674	0	11,674	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	片平財産区特別会計	1,517	0	1,517
	月形財産区特別会計	1,097	0	1,097
	舟津財産区特別会計	25,700	0	25,700
	館財産区特別会計	24,927	0	24,927
	浜路財産区特別会計	723	0	723
	横沢財産区特別会計	14,421	0	14,421
	中野財産区特別会計	3,195	0	3,195
	後田財産区特別会計	2,416	0	2,416
	水道事業会計	13,567,521	0	13,567,521
	簡易水道事業会計	363,889	0	363,889
	下水道事業会計	19,861,192	0	19,861,192
	農業集落排水事業会計	1,105,056	0	1,105,056
	計	104,149,126	0	104,149,126
	合 計	238,149,126	362,000	238,511,126

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬															0	2,852,323	2,852,323
2 給料															0	7,853,685	7,853,685
3 職員手当等															0	5,067,698	5,067,698
4 共済費															0	3,234,882	3,234,882
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費															0	731,818	731,818
8 旅費															0	245,395	245,395
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費			26												26	5,710,548	5,710,574
11 役務費			809												809	941,578	942,387
12 委託料			11,165												11,165	17,067,301	17,078,466
13 使用料及び賃借料															0	2,193,066	2,193,066
14 工事請負費															0	10,636,612	10,636,612
15 原材料費															0	76,151	76,151
16 公有財産購入費															0	272,134	272,134
17 備品購入費															0	400,762	400,762
18 負担金補助及び交付金															0	28,188,831	28,188,831
19 扶助費			350,000												350,000	22,821,704	23,171,704
20 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
21 補償補填及び賠償金															0	532,355	532,355
22 償還金利子及び割引料															0	8,195,099	8,195,099
23 投資及び出資金															0	2,117,785	2,117,785
24 積立金															0	79,997	79,997
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,105	9,105
27 繰出金															0	10,424,741	10,424,741
予備費															0	400,000	400,000
歳出合計			362,000												362,000	134,000,000	134,362,000

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性質名 款名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
	1 人件費															0	19,061,655
うち職員給															0	7,853,685	7,853,685
2 扶助費			350,000												350,000	30,675,255	31,025,255
3 公債費															0	7,993,759	7,993,759
4 物件費			12,000												12,000	22,299,636	22,311,636
5 維持補修費															0	2,160,639	2,160,639
6 補助費等															0	15,748,707	15,748,707
うち補助交付金															0	4,195,453	4,195,453
7 積立金															0	79,997	79,997
8 投資及び出資金															0	2,117,785	2,117,785
9 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
10 繰出金															0	10,424,741	10,424,741
11 普通建設事業費															0	18,776,057	18,776,057
(1) 補助事業費															0	11,989,291	11,989,291
(2) 単独事業費															0	6,786,766	6,786,766
12 災害復旧事業費															0	322,265	322,265
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費															0	400,000	400,000
歳出合計			362,000												362,000	134,000,000	134,362,000

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第8号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第11号 損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第12号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 5 専決第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年4月12日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年1月5日午前9時5分頃、郡山市御前南三丁目230番地先の市道上において、郡山市池ノ台15番15号株式会社K・C. KORIYAMA所有の小型乗用車が走行中、跳ね上げた道路横断側溝用の鉄製の蓋により損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、株式会社K・C. KORIYAMA代表取締役北村義勝に対し、金109,220円を支払う。
- (2) 株式会社K・C. KORIYAMA代表取締役北村義勝は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金109,220円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年4月12日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年1月16日午前10時35分頃、郡山市開成二丁目166番2地先の市道上において、郡山市久留米五丁目157番地の5佐久間清美所有の普通乗用車が走行中、当該市道が沈下したことにより、マンホール蓋に接触し、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、佐久間清美に対し、金58,328円を支払う。
- (2) 佐久間清美は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金58,328円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年4月14日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

損害賠償の額を定めることについて

令和5年2月6日付けで日本郵便株式会社から請求のあった支払期限を同月28日とする料金後納郵便料金1,140,288円について、本市職員が支払処理を失念したことにより生じた損害を賠償するため、郡山市は、日本郵便株式会社に対し、金5,888円の延滞利息を支払うものとする。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和5年5月16日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和4年6月30日議会の議決を得て契約を締結し、同年11月4日に専決処分により変更契約をし、同月30日議会に報告を行った河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

- 4 契約金額中「460,167,400円」を「459,078,400円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年6月1日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年5月15日午前10時頃、郡山市富田町日吉ヶ丘191番9地内において、当市協力助産師が、母子保健事業に当たるため訪問先の駐車場に駐車する際、誤って郡山市富田町日吉ヶ丘191番地の9金田孝男所有のフェンスに接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、金田孝男に対し、金110,000円を支払う。
- (2) 金田孝男は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金110,000円

令和4年度郡山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・県 支出金	市債	その他
6 農林水産業費	1 農業費	ため池防災・減災事業	1,831,358,000	906,014,000		906,014,000	707,970,000	198,044,000	198,044,000	244,000		197,800,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業(大黒橋)	1,107,000,000	382,000,000	48,636,901	430,636,901	378,930,714	51,706,187	51,706,187	2,368,187	28,438,000	20,900,000	
	4 都市計画費	東部幹線こ線橋整備事業	1,929,942,000	332,000,000		332,000,000	206,267,900	125,732,100	125,732,100	5,679,445	69,152,655	50,900,000	
合計			4,868,300,000	1,620,014,000	48,636,901	1,668,650,901	1,293,168,614	375,482,287	375,482,287	8,291,632	97,590,655	269,600,000	

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
3 民生費	3 老人福祉費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	14,000,000	14,000,000		14,000,000			
		老人福祉施設等整備費補助金	223,100,000	223,100,000			223,100,000		
	4 児童福祉費	こどもの安心・安全対策支援事業	59,200,000	59,184,000		43,209,640			15,974,360
	6 災害救助費	住宅応急修理事業	397,877,000	51,085,000		51,085,000			
4 衛生費	2 清掃費	災害等廃棄物処理事業	231,770,000	228,590,000		114,295,000			114,295,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設整備事業	85,000,000	85,000,000		85,000,000			
		土地改良事業	1,841,000	1,840,800			1,600,000		240,800
		地籍調査事業	17,000,000	17,000,000		12,750,000			4,250,000
7 商工費	1 商工費	製造業省資源化・高効率化支援補助金	40,000,000	40,000,000					40,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	通学路安全対策事業	14,573,000	14,573,000		8,015,000	6,500,000		58,000
		道路ストック整備事業	155,100,000	155,100,000		77,550,000	77,500,000		50,000
		交通安全施設維持補修事業	13,000,000	11,171,600					11,171,600
		橋りょう長寿命化事業	205,264,000	166,891,609		91,790,000	37,800,000		37,301,609
	3 河川費	準用河川改修事業	1,182,000,000	1,098,428,000		353,486,000	741,100,000		3,842,000
	4 都市計画費	都市計画マスタープラン改訂事業	10,572,000	10,571,900					10,571,900

令和4年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
		中心市街地活性化推進事業	12,993,000	12,993,000		6,000,000			6,993,000
		街路整備事業	144,570,000	144,569,672		72,284,836	65,000,000		7,284,836
		公園改修事業	27,000,000	27,000,000		10,000,000	10,000,000		7,000,000
10 教育費	2 小中学校費	小学校施設環境整備事業	266,380,000	266,380,000		56,500,000	156,500,000		53,380,000
		中学校施設環境整備事業	267,070,000	267,070,000		57,199,000	156,600,000		53,271,000
	3 社会教育費	(仮称) 富久山総合学習センター別館整備事業	209,892,000	69,146,400			69,100,000		46,400
		旧立岩邸改修事業	58,042,000	52,356,700					52,356,700
		指定文化財保護補助金	1,155,000	1,155,000					1,155,000
	4 保健体育費	開成山地区体育施設整備事業	88,000,000	88,000,000		88,000,000			
		パークゴルフ場整備事業	43,220,000	43,219,800					43,219,800
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧工事	27,800,000	27,800,000			25,000,000		2,800,000
		3 文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧工事	760,840,000	379,344,100			379,300,000	
		旧立岩邸災害復旧工事	8,783,000	8,143,300			8,100,000		43,300
合計			4,566,042,000	3,563,713,881		1,141,164,476	1,957,200,000		465,349,405

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

令和4年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 行為 額	翌年 繰越 額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
3 民生費	3 老人福祉費	地域密着型サービス 拠点整備費補助金	100,764,000		100,764,000		100,764,000	100,764,000				事業遅延のため	
		老人福祉施設等防災 対策費補助金	7,730,000		7,730,000		7,730,000					事業遅延のため	
6 農林水産業 費	1 農業費	農道水路等維持補修 事業	4,505,600	2,020,000	2,485,600		2,485,600				2,485,600	工事遅延のため	
8 土木費	3 河川費	準用河川改修事業	505,638,100	228,520,000	277,118,100		277,118,100	83,723,102	193,300,000		94,998	工事遅延のため	
10 教育費	3 社会教育費	埋蔵文化財発掘調査 事業	3,659,700		3,659,700		3,659,700				3,659,700	事業遅延のため	
	4 保健体育費	スケートボード遊具 設置事業	4,950,000		4,950,000		4,950,000				4,950,000	事業遅延のため	
合 計			627,247,400	230,540,000	396,707,400		396,707,400	192,217,102	193,300,000	3,659,700	7,530,598		

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	366,881,000	335,621,009	58,335,009	114,886,000	162,400,000		
合計			366,881,000	335,621,009	58,335,009	114,886,000	162,400,000		

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 行為 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
1	土地区画整 理事業費	1 土地区画整理 事業費	円 31,118,286	円 15,558,286	円 15,560,000	円 15,560,000	円 3,860,000	円 0	円 11,700,000	円 0	円 0	補償物件移転の 遅延のため	
合 計			円 31,118,286	円 15,558,286	円 15,560,000	円 15,560,000	円 3,860,000	円 0	円 11,700,000	円 0	円 0		

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	128,932,000 円	128,931,550 円	76,731,550 円	18,600,000 円	33,600,000 円	円	円
合計			128,932,000	128,931,550	76,731,550	18,600,000	33,600,000		

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 行為 額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
1	土地区画整 理事業費	1 土地区画整理 事業費	51,182,138	25,182,138	26,000,000		26,000,000	26,000,000					補償物件移転の 遅延のため
合 計			51,182,138	25,182,138	26,000,000		26,000,000	26,000,000					

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	176,156,000	163,383,962	16,636,962	77,247,000	69,500,000		
合計			176,156,000	163,383,962	16,636,962	77,247,000	69,500,000		

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市工業団地開発事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・県 支出金	市債	その他
1 工業団地開 発事業費	2 工業団地造 成事業費	西部第一工業団地造 成事業（第2期工区 ）	6,042,067,000	1,351,510,000		1,351,510,000	672,065,000	679,445,000	679,445,000	126,145,000		553,300,000	
合 計			6,042,067,000	1,351,510,000		1,351,510,000	672,065,000	679,445,000	679,445,000	126,145,000		553,300,000	

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	温泉供給設備改修事業	円 20,946,000	円 20,946,000	円 20,946,000	円	円	円	円
合 計			20,946,000	20,946,000	20,946,000				

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市熱海温泉事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 行為 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳				説 明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	温泉供給設備改修事業	9,484,200		9,484,200		9,484,200	9,484,200					工事遅延のため
合 計			9,484,200		9,484,200		9,484,200	9,484,200					

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

令和4年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	4年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	建設改良積立金等	
1	資本的支出	1	建設改良費	熱海浄水場設備更新工事	円	円	円	円	円	円	円	円
			550,000,000	193,000,000		193,000,000		193,000,000		193,000,000		
合計			550,000,000	193,000,000		193,000,000		193,000,000		193,000,000		

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

令和4年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金及び寄附金	企業債	建設改良積立金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設工事	円 36,019,500	円	円 36,019,500	円	円	円 36,019,500	円	円	他関連事業の遅延等のため
		配水管更新工事	1,068,433,300		1,068,433,300			1,068,433,300			事業遅延のため
		配水管移設工事	95,913,400		95,913,400	43,499,705		52,413,695			入札不調等のため
		配水幹線更新工事	902,368,500		902,368,500			902,368,500			事業遅延のため
		堀口浄水場浄水池撤去工事	123,442,000		123,442,000			123,442,000			事業遅延のため
		熱海浄水場管理棟建築工事	146,410,000		146,410,000			146,410,000			事業遅延のため
		荒井浄水場無停電電源装置更新工事	92,400,000		92,400,000			92,400,000			事業遅延のため
合計			2,464,986,700		2,464,986,700	43,499,705		2,421,486,995			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						給水収益等	工事負担金及び寄附金	建設改良積立金等			
1 水道事業費用	1 営業費用	増圧ポンプ場修繕事業	円 8,800,000	円	円 8,800,000	円 8,800,000	円	円	円	円	事業遅延のため
合計			8,800,000		8,800,000	8,800,000					

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	4年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	出資金等
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	下水道管理センター 樋門・放流渠整備事業	円 1,350,000,000	円 805,100,000	円 544,900,000	円 1,350,000,000	円 634,330,000	円 715,670,000	円 715,670,000	円 357,835,000	円 322,000,000	円 35,835,000
		雨水貯留管整備事業 (石塚貯留管)	1,440,000,000	828,510,000	611,490,000	1,440,000,000	997,350,000	442,650,000	442,650,000	221,325,000	199,200,000	22,125,000
		石塚樋門・ポンプゲート整備事業	2,252,300,000	348,700,000		348,700,000		348,700,000	348,700,000	174,350,000	156,900,000	17,450,000
		下水道管理センター 沈砂池設備改築工事	276,100,000	80,000,000		80,000,000		80,000,000	80,000,000	40,000,000	36,000,000	4,000,000
合 計			5,318,400,000	2,062,310,000	1,156,390,000	3,218,700,000	1,631,680,000	1,587,020,000	1,587,020,000	793,510,000	714,100,000	79,410,000

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

令和4年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	汚水処理施設整備事業	323,322,100		323,322,100	105,038,750	202,200,000	16,083,350		事業遅延のため
		雨水対策整備事業	241,022,403		241,022,403	97,825,401	117,600,000	25,597,002		事業遅延のため
		本管改良事業	24,898,500		24,898,500		23,700,000	1,198,500		他関連事業の遅延のため
		施設改良事業	12,408,000		12,408,000		11,700,000	708,000		事業遅延のため
		雨水貯留施設等整備事業	500,129,905		500,129,905	250,064,952	225,000,000	25,064,953		事業遅延のため
		流域下水道建設事業	11,736,815		11,736,815		11,600,000	136,815		国の予算措置に伴う事業前倒しのため
合計			1,113,517,723		1,113,517,723	452,929,103	591,800,000	68,788,620		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	雨水貯留施設等整備事業	449,441,867		449,441,867	181,870,934	245,200,000	22,370,933		事業遅延のため
合計			449,441,867		449,441,867	181,870,934	245,200,000	22,370,933		

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

令和4年度郡山市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 農業集落排水事業資本的支出	1 建設改良費	施設改良事業	円 14,993,900	円	円 14,993,900	円 8,500,000	円 5,700,000	円 793,900	円	国の予算措置に伴う事業前倒し等のため
合計			14,993,900		14,993,900	8,500,000	5,700,000	793,900		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 農業集落排水事業費用	1 営業費用	農業集落排水施設修繕事業	円 154,000	円	円 154,000	円	円	円 154,000	円	事業遅延のため
合計			154,000		154,000			154,000		

令和5年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里